
令和4年 第23回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年12月12日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和4年12月12日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

2番	隠塚 春子	3番	平田 康雄
4番	野瀬 繁隆	5番	黒木 徳勝
7番	平山 賢治	8番	東 義一
9番	古賀 世章	10番	松熊武比古
11番	高橋 直也	12番	安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将
監査委員	……………	村山真知子			

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和4年第23回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。3番、平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 指定避難所の見直しについて

2. 交通安全関連施設について

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄です。私は、指定避難所の見直しと交通安全関連施設の2件について質問をします。

まず最初に、指定避難所の見直しについて質問をします。

5月に開催した議会報告会において、避難所に関する意見が多数出されました。現在の指定避難所の在り方や避難しやすい場所の選定あるいは水につかるため、洪水のときには利用できない避難所の見直しなどについての意見であります。また、中央公民館が避難所となっているが遠いので行きづらいとか、行政区の公民館などを避難所として活用してはどうかなどの意見がありました。

意見を出された方に具体的な内容をお聞きしたわけですが、避難所は地震・台風・水害の全てに対応できる施設とすべきで、現在指定されている施設は避難所としての要件を満たさないのではないか、あるいは現在改修中の中央公民館は立派な避難所となると思うが、車を持たない人は避難できないとのことでした。

そこで質問です。一つには、町内にある避難所の名称や指定した根拠などについてであります。本町には指定避難所と福祉避難所が合計で15か所あるそうですが、指定避難所と福祉避難所はどう違うのか。どのような施設が避難所に指定されているのか。

2つ目は、15か所の施設を避難所に指定した根拠や要件はどうなっているのか。

3つ目は、本年度における避難所の開設数などについてであります。開設された避難所名、避難所の開設数と避難者数はどの程度だったか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の指定避難所の見直しについて答弁をいたします。
避難所の名称や指定した根拠についての御質問でございます。

まず、1点目の指定避難所と福祉避難所の違いや施設名についてでございます。指定避難所は、一般の住民の皆様を対象とした避難所で、町役場、ドリームセンター、中央公民館、ぬくもりの館、大堰・本郷・大刀洗・菊池の4つの校区センター、小中学校5か所の全13か所を指定しております。

一方、福祉避難所は、要配慮者や障害をお持ちの方を対象として、聖ヨゼフ園、ふれあいの宿さざえを福祉避難所としています。

また、その後、くましろ・ほんごう館、大刀洗昌普久苑等も災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、次回の地域防災計画の改定では町内4か所の施設を福祉避難所とする予定でございます。

次に、2点目の避難所に指定した根拠や要件についてでございますが、避難所は災害対策基本法や同法施行令、福祉避難所の確保を運営ガイドラインなどに基つき指定をしております。

具体的な要件については、後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、3点目の本年度に開設した避難所名、開設数、避難者数についてですが、本年度は7月19日の大雨時と9月5日の台風11号、9月18日の台風14号の計3回、避難所を開設しております。

7月19日の大雨時には、ドリームセンターを開設いたしましたが、避難される方はいらっしゃいませんでした。

台風11号では、ドリームセンターと就業改善センターの2か所を開設し、計81名が避難をされたところでした。

また、台風14号では、ドリームセンターとぬくもりの館、本郷・大刀洗・菊池の各校区センターの計5か所のほか、福祉避難所の聖ヨゼフ園に避難された2名を加えまして、計381名の皆様が避難をされたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 避難所の具体的な要件についてでございますが、指定避難所につきましては、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な施設であること、速やかに被災者等を受け入れ、また生活関連物資を配置することが可能なものであること、想定される災害の影響が比較的少ない場所であること、車両などの輸送が比較的容易な場所にあること福祉避難所につきましては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、災害時に要配慮者が

相談・支援を受けることができる体制が整備されていること、災害時に主なものとして要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることが、災害対策基本法施行令の第20条の6で定められた基準を満たしている施設を指定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 福祉避難所は2か所増えたちゅうことで、要するに15か所から17か所になるということですよ。それで、指定避難所は13か所で変わらないということですよけれども、ここで大体、最大何名の避難者を受け入れることができるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 指定避難所の受入人数でございますが、最大で3,650名となっております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） その根拠はどうなっていますか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 避難所はおおむね3.3平米で2名が目安となっております。ですの
で、1人当たり畳1畳分程度の約1.6平米がお一人分という形で13か所の床面積から出した
数値が根拠となっております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど町長のほうから説明がありましたように、本年度は特定の施設に避難所として開設されるということのようですよけれども、なぜもっと多くの避難所を開設されないんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 災害の種類ですけれども、水害・台風・地震などがございますが、指定避難所は、災害の種類や被害の程度などに合わせまして開設することとしております。避難所として開設する施設の数や場所は、災害に耐え得る施設が被害、その災害の予想の地域、予想される避難数などを大体勘案した形で開設の決定を行っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 本年度1回目の指定避難所としては、このドリームセンターのみ開設したと。1か所だということですよけれども、なぜ1か所だけしか開設されなかったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 第1回目の今年7月19日の大雨の際ですけれども、大刀洗川の氾濫

の危険があったということで、下高橋区・鶴木区に警戒レベル3の高齢者等避難を発令いたしました。その場合、大刀洗川の氾濫という形になっておりますので、その大刀洗川の氾濫の影響がすぐに及ばないような場所という形でドリームセンターを開設いたしました。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そうやって避難所を開設するときに例えば職員を配置されると思いますけれども、町としてはどのような体制を取られるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 避難所を開設する際ですけれども、大刀洗町地域防災計画に基づきまして、職員の動員・配備体制を定めております。

まず、防災担当が出てきます警戒準備体制、その次に第1配備という形で警戒本部体制という形になります。そのときはまず、課長と災害担当などが出てきまして、その次に第2配備という形になりまして災害対策本部、最後に第3配備で同じく災害対策本部でございますが、そのときにはもう最後の第3配備までいきますと職員全員が配備されるような体制となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。2つ目の質問は、指定避難所の見直しについてであります。

議会報告会において、住民がもっと避難しやすい場所を避難所として選定すべきじゃないかとか、洪水のときにつかるため利用できない避難所は見直すべきと、そういった意見が出されております。町内の13か所の施設が指定避難所に指定されたところというのは、雨の降り方も少なく水害にも十分対応できる施設だったんじゃないかと思っておりますけれども、最近では雨の降り方が異常であって水害に対応できない施設が増えてきたということで、住民の方からそういった意見が出ているのかなと思っております。

そこで質問です。一つには、指定避難所の見直しの要件などについてですけれども、町としてどのような場合に避難所の見直しをされるお考えなのか、見直しに当たっては何らかの要件が必要なのかどうか。

2つ目は、13か所ある現在の指定避難所を見直す考えはあるか、ないか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 指定避難所の見直しについての御質問でございます。

先ほど担当課長から答弁いたしました、災害対策基本法や同法施行令で定められた基準を満たさなくなった場合や、基準を満たすと考えられる施設のうち、新たに指定避難所として指定すべ

きと判断した場合には見直しを検討したいと考えてございます。

次に、2点目の指定避難所を見直す考えについてでございますが、来年度改修を予定しております健康管理センターを指定避難所として指定する方向で現在検討をしておるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

先ほどのように、大水のときはつかうため利用できない避難所を見直すべきといった意見があります。台風による暴風とか地震などのときは特に問題はないと思いますけれども、洪水などの水害における避難所の在り方、これについては検討すべきじゃないですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 災害発生のおそれのあるときという形で、そういったときの避難される地域の避難者の数を勘案いたしまして、避難された方々が快適に過ごせるような今ですと空調等がありまして、また水害のときにでも安全に避難できる施設として13か所ある中から指定避難所のほうを開設するように決定しております。

水害時の在り方については、各校区センター等でも自主防災組織などで訓練等をされておりますので、そういったときに併せまして啓発等を行っていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 考えてみますと、水害のときにドリームセンターとか中央公民館を開設されて、どうも地域の施設は例えば校区センターですよね。そういうところは開設されないような気がするんですけども、なぜですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 水害の際には早めの避難をお願いしておるところではございますが、やはりそこまでに行く道路等が冠水したり等もありますので、そういった被害が比較的少ないドリームセンターや中央公民館を開設させていただいております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 住民の意見もありましたように、役場周辺の方とか、それから車を持っている方、こういう方は避難できると思うけれども、道路冠水で避難できない、あるいは早めに避難するとしても車の運転ができない方、こういう方は避難できないわけでありまして。この件についてはどう考えますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 町といたしましては、早めの避難をお願いいたしまして、できる限り周りの地域の方の力等をお借りして避難所のほうに来ていただきたいとは思っておりますが、そ

ういったことも含めまして自主防災組織の訓練等のときには啓発を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そのドリームセンターと中央公民館でやっていって、地域においては早めに地域辺りの協力を得ながらやってくださいということですかね。

それでは、次の3つ目の質問に移ります。3つ目の質問は、大刀洗校区における避難所のあり方についてであります。

大刀洗校区の住民から、南部コミュニティセンターは大水のときにつかると。見直してもらいたいとふうな意見があります。それで台風のときはいいけれども、大水のときには水につかると。特に平屋建てということで、避難所としては問題があるんじゃないかということであります。それと一方では、行政区の公民館などを避難所として活用してはどうかといった意見もあります。

大刀洗校区の避難所は校区の中央部に位置しているために立地的には問題がないと思っておりますけれども、施設までの道路は確かに冠水しまして一部の集落を除いて避難は難しいと思います。また、水害時は避難所として開設しないようなことですから、別途その集落の施設なんかを新たな避難所に指定すると。そういうことで避難の在り方、こういうのはやはり検討する必要があると私は思っております。

そこで質問いたしますけれども、先ほどの町長の回答とか私の質問の中にも一部重複する点が出てくるかと思っておりますけれども、通告どおり質問したいと思っております。

まず、1つ目は、大刀洗校区における避難所の開設数などについてであります。本年度の避難所の開設数と避難された住民の数はどの程度だったのか。また、5年間の開設数と避難者数についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。（「すみません、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）2点目の分ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、再度、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 2つ質問がありました。2つ目は、大刀洗校区の避難所の在り方についてであります。集落内の施設を避難所に指定するのと、水害における避難所の在り方について検討することはできないかということです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大刀洗校区における避難所の在り方についての御質問でございます。

まず、1点目の本年度及び過去5年間の開設数と避難者数についてでございますが、本年度は先ほどお答えしましたとおり、台風14号の際に南部コミュニティセンターに開設し、避難者数

は45名でございました。また、過去5年間ではこれに加え、令和2年の台風10号の際に南部コミュニティセンターに開設し、避難者数は66名となっております。

次に、2点目の水害における避難所の在り方や新たな避難所の指定についてでございますが、大刀洗校区では校区の大部分が大雨による浸水想定区域に位置しており、指定避難所である大刀洗小学校や南部コミュニティセンターへの周辺道路も御指摘のとおり、冠水のおそれがあるため、水害時には中央公民館やドリームセンターを避難所としてこれまで開設してきたところでございます。このため、現在のところ、大刀洗校区に新たに指定避難所を指定する予定はないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに周辺道路は冠水しますし、南部コミュニティセンターは平屋建てということで問題があるとは思いますが、小学校もあります。ここも指定避難所になっていますけれども、ここは2階建てであって垂直避難もできますから避難所としては十分活用できるんじゃないかと思いますが。また、その小学校は自宅から近いから、早めの避難ということになれば自転車でも避難できると思いますけれども、これについてどう思われますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田議員のおっしゃるとおり、小学校は2階建てという形で垂直避難等も水害の際には活用できると思っておりますが、小学校自体は次の日から授業があったり等ございますので、そういったものに影響が出ないようにという形になりますので、非常時、大きな災害がある以外は開設しないような形で今のところは行っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） なかなか思わぬ問題があるわけですね。そこに行政区の公民館がありますけれども、ここを避難所として活用したらどうかという意見も住民協議会の中で出ておりますので、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 町として、大刀洗町地域防災計画におきましては、各区の公民館については一時避難所として位置づけておりまして、公民館になりますと区で管理していただいておりますので、地域の皆様で運営していただくという形となっております。御協力いただければ、そういった形で避難所として活用していただくのもよいかと思っております。その際には地域の皆様と区長さん方と御協力してという形になりますので、そういったところも含めて、そういう活用の仕方もあるというのを、それこそ同じような内容とはなってきますが、地域防災組織で訓練等をされる際に啓発等をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 本町においては防災専門館の施設とか、それから防災ハザードマップの作成とか地域による自主防災組織の設置あるいは、ため池とか河川のしゅんせつ、そういったことなどで防災に対しては様々な対策が取られているというのは私も承知しておりますが、やはり地域住民に対する避難の在り方、そういった点の周知が若干遅れているんじゃないかというふうに思っております。

私も避難所は15か所と思っておりましたけれども、2か所増えて17か所になったということです。

それから、先ほどの洪水のときです。ドリームセンターと公民館以外の要するに各校区にある校区センターは開設しないというようなことも初めて知ったわけでありまして、一般の住民の方もなかなかそこまでは知らないんじゃないかと思っております。校区センターは水につかるので避難所として問題があると、それを知らないから、そういった意見が出てくるんじゃないかと思えます。

梅雨の時期になりますと当然、雨が降ります。そうなってくると、この避難所の在り方とか、どうすりゃいいとか、そういう点が非常にクローズアップされますけれども、通常はあまり話題にならないと、ここ最近では全く聞かれないということです。

しかしながら、洪水が起きてから、そういった点を考えてもちょっと遅いということで災害のおそれがない時期です。そういったときに災害時には、どのように対応すべきかということをしつかりと検討して地域における具体的な対応策、これをもう決めておくという点が非常に重要じゃないかと思っております。

そういう面からすれば、町による自主防災組織の支援とか、あるいは地域における災害への啓発、この点にはしっかりと力を入れてもらいたいということで、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。2点目は、交通安全関連施設についてであります。

私は6月議会において、区長要望採択のための予算の増額について質問をしたところであります。

そのときの町長の回答では、30年度までは4,000万円程度だった予算額を元年度に1億円に増額したと。本年度は、さらに1,000万円増やして1億2,000万円にしたんだというふうな回答がありました。それで、予算が大幅に増額されたことですから、当然その住民からの要望が多い交通安全関連の要望ですね、このほとんどが採択されるというふうに考えていたわけですが、どうも住民の意見を聞くと、そうでもないというふうな感じがしております。交通安全に関する要望件数はかなり出ているというのは聞いていますけれども、1件当たりの金額

というのはそんなに大きくはないと思っております。

それから、区長要望に関する全体予算額は、先ほど言いましたように3倍に膨れていると、増額されているということですから予算上の採択はそれほど難しくはないと思っておりますけれども、なぜ採択されないのか、ちょっと疑問に思っております。全体予算の伸びに併せて、やはり交通安全関連予算も少し増額すべきじゃないかと思うわけであります。

そこで質問ですけれども、1つ目の質問は、交通安全関連施設に関する区長要望の採択についてであります。昨年度の交通安全施設の要望件数と採択件数と採択率、それから全体要望件数に占める割合はどうだったのか、過去5年間の年度ごとの要望件数と採択件数などはどうなっていますか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の質問の交通安全関連施設について答弁をいたします。

交通安全施設に関する要望の採択についての御質問でございます。

まず、1点目の昨年度の要望件数と採択件数、全体要望件数に占める割合についてでございますが、昨年度の要望件数は61件で採択件数は27件、採択率は44.3%で、全体要望に占める割合は要望件数で33%、採択件数で42.9%となっております。

次に、2点目の過去5年間の要望件数と採択件数、採択率についてでございますが、平成29年度が57件の要望に対し、採択件数は26件、30年度が52件の要望に対し、採択件数が30件、令和元年度が57件の要望に対し29件、2年度が66件の要望に対して36件、昨年度が61件の要望に対し27件となっており、5年間の採択率の平均は約50%となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

先ほど言いましたように、その全体予算が3倍に増額されているというのに、交通安全施設の設置などに係る要望の採択件数というのは、なぜ伸びないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 交通安全関連施設の予算は、交通安全対策特別交付金が国のほうから交通反則金を原資として各地方公共団体に交付され、これをもって各市町村とも区画線、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備に充てております。

本町におきましては、今年度の交付額が約240万円を予定しております。それだけでは十分に賄えませんので、別途、単独予算を160万円充て、歳出予算として400万円計上いたしております。そうした中で鋭意整備を進めておりますが、この交通安全対策特別交付金は国のほう

から毎年交付されていますが、この金額につきましては、およそ変動の少ないものでございます。そういった中で、継続的にある程度の一定額を予算措置をしながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 大体400万円ぐらいでされているということですが、30年度で1,000万円を超える1,150万円、通常の3倍近い予算が支出されておりますけれども、これはなぜですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） その年におきましては、井堰富多線の防護柵を設置するためでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） その井堰富多線ですかね、その設置費、これはどの程度かかったんでしょうか。

それから、そのときの予算というのは町単独予算を充てられたのか、それとも国、県からの交付金などを充てられたのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 井堰富多線の防護柵の設置費用としまして、約613万円を要しました。30年度に支出した1,150万円の中には交通安全対策特別交付金の245万円が含まれております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ということは、交通安全施設整備費が400万円ということですが、町費を継ぎ足せば増額はできるということなんですね。はい、分かりました。

次の質問に移ります。2つ目は、交通安全関連施設の設置に係る予算額と今後の方針についてであります。

昨年度の交通安全関連予算の執行額、それから区長要望全体に占める割合はどうなっているのか、過去5年間では年度ごとの予算執行額はどうか。

次に、交通安全施設に係る予算配分の考え方です。それから、今後の予算執行方針、これはどうなっているか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 項目の3点目の分は大丈夫ですか。小項目の2番の通告の分だけでしたかね。失礼しました。

答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 交通安全施設の設置に係る予算額と今後の方針についての御質問でございます。

まず、1点目の昨年度の予算執行額と全体予算に占める割合についてですが、予算の執行額は388万円で、区長要望関係の全体予算に占める割合は3.9%でございます。

次に、2点目の過去5年間の年度ごとの予算執行額についてですが、過去5年間の予算執行状況については、先ほど議員のほうから御指摘がございました平成30年度の1,150万円以外は、おおむね400万円程度で推移をしております。

次に、3点目の予算配分の考え方と今後の予算執行方針についてでございますが、交通安全施設に関する予算は、先ほど担当課長のほうから答弁いたしましたとおり、交通安全対策特別交付金約240万円を主な財源としてございまして、今後も年間400万円程度の予算額を基本に、毎年の区長要望の要望数や採択件数等も総合的に勘案の上、判断をしてみたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 6月に区長要望として、最近増えている要望は何かという質問をいたしましたけれども、この質問に対して建設課長からは、最近は交通安全に関する要望とか道路の補修に関する要望が増えているということでした。また、交通安全に関する要望は重要なので、採択される傾向が高いという回答がありました。

しかし、予算額は約400万円で全体が非常に増えていますから、これで計算しますと大体4%であります。重要な要望であるという割には予算額が非常に少ないんじゃないかと思っておりますが、なぜこれは増額できないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 先ほど説明させていただきましたとおりでございますけれども、交通安全関連予算としましては、交通安全対策特別交付金が国から毎年支給されておりますけれども、例年変動の少ないものでございますので、事業費用を増やそうと思えば単独予算を増やすことになります。基本的な予算を念頭に、区長要望で頂いた要望箇所を積算し、必要であれば増額を検討することになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 必要であれば増額を検討するということですね。

これは先ほど説明がありましたけれども、本年度予算書を調べてみますと、歳入の欄には交通安全対策特別交付金として240万円が計上されていると。一方では、歳出のほうをみます

と、交通安全施設工事費、これが400万円計上されています。つまり、240万円の交付金に町の予算を160万円上乗せして事業が実施されており、要望箇所を積算し、必要であれば増額を検討するということになるかと思えます。

そこで質問ですけれども、最近、区長要望に関する全体予算額が3倍に増額されていますから、交通安全関連の予算を増やすことは当然可能ではないかと思っております。この交通安全施設設置工事費、これは400万円を増額することはできませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 道路補修に関する予算は、道路施設の老朽化に伴う要望数が増加したことや排水整備、のり面保護等の防災対策などに予算を増額しており、交通安全施設におきましてもカーブミラー、集落内の区画線、ガードレール等、危険性を伴う箇所を調査し、現在の予算の範囲で進めているところです。道路のように、3倍に増えたから交通安全施設の予算を同じ割合に増やすのではなく、要望箇所数等を考慮し、進めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 道路の改修は、先ほども言いましたように、1件当たりの事業費がかなりの額になると思いますが、交通安全施設はそれほど大きな額ではないと思います。区長要望関連予算では1億2,000万円もあるんですから、仮に現在の交通安全施設関連の予算、これを2倍に増額しても、全体に占める割合というのは10%に満たないということであります。ちょっとくどいようですが、検討できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 要望件数の中には国・県道に関するもの、里道に関する案件、カーブミラーの更新においても、まだ更新しなくてよいと判断するもの、個人のためのカーブミラーの設置に関するものなど、要望の件数に対して採択した割合が出ております。全て採択ということにはならないことを御理解の上、予算につきましてもバランスを考え、必要であれば新年度予算の編成作業の中で、財政担当と協議して調整をしていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私も全て採択するというのは考えていませんけれども、ぜひしっかりと協議・調整して、少しでも増やすように努力していただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。3問目は、町が直接対応できない交通安全施設整備などへの対応についてであります。

6月議会の質問では、区長さんから出された要望というのは、建設課に関するもの、建設課以

外の関係各課に関するもの、それから国・県に関するものと、3つに振り分けるというふうな説明がありました。

1つ目の、建設課に関する要望は建設課が自ら実施すると。2つ目の、建設課以外の関係各課に関する要望については各課に渡すと。3つ目の、国・県に関する要望については国や県に進達すると。そういうような回答がありましたけれども、そこで質問をいたします。

国や県が管理する施設の設置などへの対応です。それから、国や県に進達した後の結果です。その点はどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町が直接対応できない交通安全施設設置などへの対応についての御質問でございます。

国や県に要望進達後、要望箇所の実施が確認され次第、担当課から関係区長さんに御連絡しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 要望箇所ができたことが確認できたら区長さんに連絡するということですが、その要望箇所が実施されたかどうか、これはどのようにして確認されているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 町内の道路パトロールのときや工事現場等を確認の際に、国や県に要望した案件の実施状況を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに国や県に要望してもなかなか難しいということは、私も承知はしております。国や県にはそれぞれの事情があることでしょうし、要望の中には高額な経費を要する案件とか制度的にできないような案件もあると思いますけれども、やはり住民要望が実現できるように引き続き努力していただきたいと思います。

最後になりましたが、今回の質問は6月議会において、町長から、区長要望に関する予算は大幅に増額しているとの回答がありましたけれども、交通安全施設の設置に関しては住民の皆さんから多くの要望が出ていますということなので、今回改めて質問をしたところでございます。

前回の質問では、建設課長から、交通安全に関する要望は重要だと、採択も増加傾向にあるという回答がありましたけれども、住民の意見から推測いたしまして、交通安全施設の整備に関しては採択率が低いんじゃないかと私は思ったところであります。

先ほど町長から回答がありましたように、採択率が50%ということなので、一般の要望より

も採択率が10ポイントと高くなっているということですから、私が思った以上に高いということとはよく分かりました。

しかしながら、やはり課長が毎回言われているように、交通安全施設の整備は極めて重要だということがありますから、やっぱり採択率を大幅にアップできるように、来年度の予算の増額については検討をしていただくよう要望いたしまして、私の質問を全て終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。高橋直也議員。

11番 高橋 直也議員 質問事項

1. 防災対応について

2. 学校教育について

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め、順次質問を行います。

今年の3月定例会において承認を経て、現在、町内35か所に防災行政無線（屋外スピーカー）を設置されていると思いますけれども、これらの防災行政無線（屋外スピーカー）の運用開始はいつから始まるのでしょうか。また、進捗状況も含めた内容の答弁をまずは求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

この御質問については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 高橋議員の御質問にお答えします。

いつからの運用になるかということと、工事がどのくらい進んでいるかというところの御質問かと思えます。

運用につきましては、計画どおり進みますと、2月までには大体の設備が整いますので、3月に調整やテストを行って、4月からの開始という形になります。今現在で大体80%ぐらいができておまして、各工区35か所全てではございませんが、支柱のほうを立てているような状態となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 2月って来年の2月ですよ。はい、分かりました。

近年、世界的に見ても軍事緊張が高まっております。昨年のロシアによるウクライナ侵攻ですが、国際的承認が得られないまま2014年、ウクライナの領土であるクリミア半島をロシアが併合し、緊張感が高まり始め、今年の2月に本格的なロシアによるウクライナ侵攻が開始されました。

日本に関する隣国の軍事的緊張においても、北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し、平成29年8月及び9月には、予告することなく発射した弾道ミサイルが日本の上空を通過する事案も起こっております。

それから幾度となく北朝鮮のミサイル発射が取り沙汰されておりますが、2022年、今年10月4日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した際に、政府が市町村や国民に対して緊急情報を発する全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信されました。このミサイルは日本列島を横断し、太平洋側に着弾したとされております。11月3日にも北朝鮮から弾道ミサイルの可能性のあるものが発射され、政府は全国瞬時警報システム（Jアラート）を発令し、建物内や地下への避難を呼びかけました。

そこで現在、町内35か所に設置予定の防災行政無線（屋外スピーカー）と、この全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動はどのように行う予定なのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今回の無線とJアラートはつなげる予定にはなっております。放送自体は24時間できるような形に無線はなっておりますので、試験等も踏まえながら活用していきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 平成29年6月の定例会において、ほかの議員より、全国瞬時警報システム（Jアラート）に対する質問の最後、答弁で執行部は、当町においては防災行政無線の整備が行われていないため、全国瞬時警報システム（Jアラート）に対する町独自のマニュアルはないというような答弁がありました。

しかし、今回、防災行政無線（屋外スピーカー）の整備に伴い、防災行政無線（屋外スピーカー）を活用した、新たな全国瞬時警報システム（Jアラート）との情報伝達マニュアルのほうの作成はされているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今はまだ行政無線自体のマニュアル等の作成はしておりませんが、活用します4月までには整備する形で進めております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） もうあまり時間がありませんので、きちんとマニュアルのほうを

作成していただきたいというふうに思っております。

また、大刀洗町の地域防災計画の中にも情報通信連絡網の整備という項目があるかと思われませんが、これらにおいても今回の防災行政無線（屋外スピーカー）の活用が明記されるべきだと私は思いますけれども、現在の大刀洗町防災計画の中の情報通信連絡網の整備には、今回整備される防災行政無線（屋外スピーカー）はどのように明記されているのでしょうか。

また、明記していないのであれば、いつまでに、どのように明記するおつもりなのか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 町がつくっております大刀洗町地域防災計画の件だと思います。

先ほどの平田康雄議員のときにも申しましたように、健康センターの避難所を追加する検討もいたしておりますので、そういったことも含めて地域防災計画のほうは今年度見直すような形で進めておりますので、そのときに続けていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今の答弁で理解するところだと、今年度中にはきちんと内容を精査して、この大刀洗町地域防災計画の中の情報通信連絡網の整備に明記するということがよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 高橋議員がおっしゃるとおり、ほかの項目も含めまして改正を行っているところでございますので、明記していきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ぜひよろしくをお願いします。

先ほどから申しております、そもそもの全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、どのようなシステムなのか、分かりやすく総務課長、お答えしていただけないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） Jアラートの概要的なものだと思います。

全国瞬時警報システムがJアラートと申しますが、弾道ミサイルの情報、緊急の地震速報、津波警報など、対処の時間的余裕がない事態に関する情報を携帯電話等で発信する緊急速報メールという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、当町における防災行政無線のいわゆる受信機が町役場にあるということだと思うんですけども、この受信機と全国瞬時警報システム（Jアラート）

は連動しているというふうに理解しておりますが、この防災行政無線の受信機はどのように我が町に整備されたのか、詳しく聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 防災無線の整備のこれまでの経過という形でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） ただいまの質問は、Jアラートの受信機の設置の経緯ですよね。ということですが、よろしいですか。

○総務課長（松元 治美） Jアラートの……。

○議長（安丸眞一郎） Jアラートの受信機の関係です、防災行政無線のほうじゃなくて。（「暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）
暫時休憩をします。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時55分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

それでは、執行部のほうの答弁をよろしくお願ひいたします。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） Jアラートにつきましては、平成20年ぐらいに整備をしております。

近年、地震・台風だけではなくて被害が発生するような水害等もありますし、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射など国際情勢を踏まえますと災害のことがございますので、そういったことも含め、Jアラートのほうが整備されているという形になります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 平成20年頃じゃなくて平成22年じゃないんですか。平成22年10月に国の補助事業において、防災行政無線の受信機が我が町に整備され、その受信機とJアラートが連動されているんじゃないでしょうかね。違いますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 正確な年度等はこちらに資料を持ち合わせていないんですが、20年度ぐらいから全国的にJアラートが整備されてきたという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、この防災行政無線の受信機です、町役場にある。これが整備された後、この全国瞬時警報システム（Jアラート）が当町に発令された件数と内容、たくさんありますか。分かる範囲で教えていただきたいと思ひます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 回数等を記録しているというのを持ち合わせておりませんので、回答

ができないような形になっております。

○議長（安丸眞一郎） それは後から回答するということでの答弁ですか。再度、松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） Jアラート自体が毎年、何回あったという、こちらのほうでのカウン
ト等は行っていないという形でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、ここ最近、今年だけでもいいんですけども、例えば
10月の4日とか11月3日とかに全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令されております
けれども、当町にはその際、防災行政無線の受信機にこのJアラートから何か放送は来ましたか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） Jアラートのほうは来ております。来た場合には確実に受信を行うよ
うな形で転送しなければならないので、受信は行っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これは10月4日も11月3日も、2回とも当町までJアラート
が発令されたんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） うちのほうがJアラートを発令されたというのではなくて、どこどこ
にJアラートが発令されましたという情報は必ず来るような形となっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） Jアラートは多分、消防庁から発令されてくるのかなというふう
に私は理解しておりますけれども、消防庁、国のほうから直接大刀洗町に全国瞬時警報システム
（Jアラート）が自動発令され、役場内の各課に発令されたという伝達が行われると思います。

それから、各課より関係施設などに情報が伝達されると聞いておりますけれども、関係施設な
ど、町内のどこまでに役場から直接この全国瞬時警報システム（Jアラート）の発令を緊急情報
として伝達されるのか、ちょっと一連の流れを詳しく教えていただきたいと思っておりますけれども、
答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 開庁している時間でございましたら、もう一斉に役場内で1階では聞
こえるような状態となっておりますので、そういったのも踏まえ、ほかの施設に必要であれば、
そこから各課から連絡をしていただくような形となっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 答弁が少し曖昧なんですけれども、今年の10月とか11月3日
にJアラートが発令された際、町はどのような対応を取られたんですか。いわゆる役場内はもう

一斉に聞こえると思うんですけども、役場の各課から関係施設へ伝達するというふうに記載されているのを目にした記憶があるんですけども、その関係施設というのは、どこまでが関係施設に入るのかをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 関係があるような内容であれば、関係の課から連絡がいくような形になっておりますので、例えば子ども課であれば小中学校、学童、保育所に連絡をする、地域振興課であれば、もう本当に重大なことであれば区長さん等への連絡も行おうと思いますし、校区センターがありますので、校区センターへの連絡等を行っていくという形になります。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、今までこのJアラート、北朝鮮からの弾道ミサイルの危険をはらんだ発令は、当町に今まで一度もなかったのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今のところ、当町にあるようなものはなかったです。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） はい、分かりました。弾道ミサイル等の発令がなされた場合は全町民に命の危険性に関わる問題になりますので、町から、どこまできちんとこのJアラートの発令をするのかというのを今後、詳しく聞かせていただきたいというふうに思っております。

国際的な軍事緊張が高まり、軍事侵攻を起こしているロシアや軍事拡大を進める中国、ミサイル発射開発が進む北朝鮮と、日本に対するリスクは今までに類を見ないぐらい高まっております。

さらに、大刀洗町を見ますと、隣接する小郡には小郡駐屯地があり、ここは自衛隊設備にまつわる重要な拠点であります。

久留米市においても、自衛隊教育の要である陸上自衛隊幹部候補生学校と、久留米駐屯地には教育隊筑後地域の防空の要、航空自衛隊高良台分屯基地があり、国防における重要な施設が隣接しております。

そのような中で、防災行政無線（屋外スピーカー）を設置する前段階のテスト、実験のときに、部屋の中では聞こえないとか、何を言っているのかよく分からないなどの多数の意見があったというふうに聞き及んでおりますが、放送内容がよく分からない人に対する対応はどのように行っていくつもりなのか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 災害の際の伝達方法という形かと思えます。

今、防災無線のほうを整備しておりますが、防災無線だけではなく、ホームページ、LINE、今までありましたdボタンや、それこそエリアメール等も含めまして多様な形で行っていきたい

と思います。

また、ラジオのほうもございまして、そういった防災無線が聞こえづらい地域にはラジオを配布するようなことも考えていきたいと思っておりますので、そういったことも令和5年度には開始していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今言われたラジオというのは多分、町にある緊急告知ラジオのことだと思うんですけども、この緊急告知ラジオとJアラートというのは連動ができるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらのほうはドリームスFMのほうからという形になりますので、瞬時とはいきませんが、重大なことがおきれば、その中で放送は入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたら、日本にどれぐらいで到着するか、大体御存じですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

正確な数値等は今持ち合わせておりませんが、弾道ミサイルの発射の仕方等にもよりますし、弾道ミサイルの種別にもよりますけれども、各性能等を考えれば十数分以内には届くんじゃないかなと思います。その撃つミサイルの種類、種別によって、あと撃ち方によっても変わってくると思いますが、十数分あるいは、かなり短い時間で到達するというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 多分10分以内には到着するんじゃないかなと思っております、いろいろ調べてみますと。全体の北朝鮮からの弾道ミサイル、日本の圏域に到着したのは7分ぐらいという時間もあったので、やはりこの全国瞬時警報システム（Jアラート）というのは1分1秒を争う緊急情報の伝達手段だと私は考えておりますので、今回、防災行政無線（屋外スピーカー）を設置する上で、やはり緊急告知ラジオとか、そういったものを頼ってしまうと時間がどうしても足りない。

本当に1分1秒を争う緊急情報の伝達ですので、そこはしっかりとシミュレーションをしてい

ただ、決してテレビの中の問題ではありませんので、本当にこの日本という国はすごく世界的に見ても軍事的緊張感が高まっております。

また、その中でも先ほど申しました、小郡駐屯地や久留米駐屯地というように、重大な自衛隊の施設がありますので、そのところはきちんとシミュレーションなど検証をしていただきたいと思っております。

この問題の最後に、様々な情報伝達手段の中でも、この防災行政無線（屋外スピーカー）設置事業は設計費も含めると約2億5,000万円の高額な予算で行う事業ですので、後々やはり防災行政無線は全然役に立たないではないかというような、町民からの声を聞かないでいいような有効な情報伝達運用をお願いしたいと思っております。

大項目1つ目、小項目1の防災行政無線についての質問は、これで終わりたいと思っております。

次に、小項目2の避難所の在り方などについてですけれども、先ほど質問された平田議員ともちょっと質問が重複するかもしれませんが、質問を行ってまいりたいと思っております。

近年、今までの避難所の在り方が変わってきております。コロナ禍による3密回避はまだまだ避難所運営においては求められるものであり、通常の感染症対策においても重要になっております。

また、近年の災害も多様化する中で、今までの避難所に行くことがかえって危険を伴う事象も起きております。事実コロナ禍における水害や台風の避難においても、自宅などにおける垂直避難等が進められたこともあります。

また近年、メディアなどでも数多く取り上げられておりますけれども、以前、私もこのことを一般質問させていただいたんですけれども、ホテルや旅館などへの自主避難をされた場合に町として一定の基準の下、補助金など支援する施策をちょっと考えていただけないかと思うんですけれども、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

避難所の在り方として、ホテルに避難される方が最近が増えておりますので、その方々に対する町独自の補助なりを検討してはどうかという趣旨の御質問でございます。

これについては以前、隠塚議員のほうからも同様の御質問を頂いたところなんですけれども、今のところ県下でそういうふうな事例というのは、その当時確認した時点では太宰府市の1市だけで、太宰府もなかなか難しいというお話もございましたので、それはちょっと当町には旅館業法に規定する単独の宿泊施設というのはないというのが、まずは前提にあります。

近隣には当然あることはあるんですけれども、その補助のやり方というのは少し勉強をさせていただけないかと思っております。なかなかどこまでというか、線引きというか、そこら辺が難しゅうございますので、その辺も含めて少し勉強をさせていただければと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ今後は、そういった補助金も活用できるように検討をしていただきたいというふうに思っております。

そのような中で、昔は災害の際は行政が保有する公共施設の数が乏しく、地域の避難所として神社仏閣が利用されたと聞いております。これは地域の人が車の普及していない時代でも避難できていたというよい例ではないかというふうに思っております。

現在も見ますと、行政が保有する公共施設のみならず、自治会や校区が保有する公民館などを上手に活用して、分散避難を取り入れていくべきではないのかなというふうに思っております。

先ほどの平田議員の質問もありましたけれど、今後、公民館などを活用し、分散避難指示を行政が先導して行っていくような計画はないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 分散避難についてかと思えます。

ここ3年間はコロナ禍で密を避けるようにという形になっております。町のほうも避難所運営には、そういったところは十分に気をつけて一人一人テントを張るなど、ほかの方とは密にならないような形での避難所運営をしております。ただ、まだ各区で運営をしていただくところまで至っておりませんので、そういったところも含めて今後も検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 各校区の公民館については、町は避難指示を出す際、また町として、この公民館は避難所としての取扱いについてはどのように考えられているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 公民館につきましては、防災計画のほうにも各校区の公民館を一時避難所という形での位置づけは行っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 一時避難所に、町は各公民館を指定しているという理解でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういった中で、公民館も建設された日も多分あちこちばらばらだと思えますけれども、この辺についての公民館自体の安全性とか、その辺については何か調査とか一定の基準は設けられているんでしょうかね、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 公民館につきましては各校区で行われているもので、そういった建物の点検等という形かと思いますが、それは行っておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 何で行わないんですか。一時避難所として町が指定しているのに、そこに避難してくださいというふうに町が認めているのであれば、本当にそこが安全な場所なのか、そういった点検はなぜ町のほうでやらないのか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 一時避難所とはしておりますけれども、基本的には指定避難所を開けるような形にしておりまして、今のところはそういったことは行っておりません。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） だから、なぜ点検をしないのかというのを……。町が一時避難所として公民館に避難してくれといった際に、これらの公民館は全て安全だという町のお墨つきがついているから、一時避難所に指定しているんじゃないですかね。違うんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 町として指定しているのは指定避難所という形になります。一時避難所というのは、広場等も含めたような形で自分の身の安全を確保する公園の広場等でも結構ですし、そういったところをいうというような形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） すみません、ちょっと言葉の語弊がありました。町が指定しているわけじゃないということですよ、公民館は。ただ、公民館を一時避難所に推奨している、推奨しているというか、そういった理解でよいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

すみません、正確な定義等は今は確認できておりませんので、私が理解している範囲内で答弁をさせていただきます。

先ほど来、町のほうが安全性なりを確認し、いろんな災害救助法の各規定等に合致するものとして指定する避難所として指定避難所という制度があり、それについては町のほうで各小学校なり、校区センター、ドリームセンター等を指定しているところでございます。

今、議員御質問の一時避難所というのは、住民の皆様が災害に遭ったときに一時的に自分の身を守るために避難する場所ということで、例えば公園であったり、その中に各行政区の公民館も

位置づけているということでございます。ですから、そこが必ずどんな災害にも安全、安心な規格になっているかという、そこまでは町のほうでは把握できていないということでございます。あくまでも一時的に避難していただく場所で、安全な避難のためには指定避難所のほうに最終的には避難をしていただくということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 一時的だろうといろんな災害に合わせてだろうと、町のほうで公民館を推奨しているということは変わらないと思うんですけども、この本当に公民館が安全なのか、その辺は町のほうで一度調査をしてもらったほうがよいと思うんですけども、今後そういった調査をしていく考えはありますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今のところはございませんが、今後は、ほかの市町村等の状況も踏まえながら確認してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町がそういった公民館を一時避難所として推奨しているのであれば、やはりそこが安全な場所かどうかぐらいはきちんと町のほうで把握しておくべきだと私は思いますので、近いうちにでも各校区の公民館、そこに一時的にでも住民を避難させてよいのかというのは検討していただきたいというふうに申し述べておきます。

これで、大項目1の防災対応についての質問は終わりたいと思います。

次に、大項目2の学校教育全般についての質問をさせていただきます。

まず、いじめ問題についての質問です。近年、メディアでも、教員から児童に対する問題行動や児童間でのいじめなどが以前とは違い、様々な観点から、いじめの原因となる要素が明らかになってきています。

そこで、まず最初に、本町において、いじめに関する問題、これは実際にどのくらいの件数があるのでしょうか。また、児童生徒のいじめに対する調査などを行われていると思うんですけども、その調査結果などがあるのであれば、この場でちょっとお答えを頂きたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 高橋議員の御質問に対する、いじめ問題に関する調査結果等について説明をさせていただきたいというふうに思います。

本町の現状の前に、全国的な調査結果が10月に出ていますので、その調査結果と同様なところがございますので、まずは全国の認知件数を含めて説明させていただきたいというふうに思います。

まず、全国のいじめ認知件数ですが、小学校で50万562件、中学校で9万7,937件、

1,000人当たりの認知件数については、小学校が79.9人、中学校で30人というふうになっています。

いじめを認知した学校については、2万9,210校で全体の79.9%というふうになっております。

いじめの現在の状況については、解消したものの割合が80.1%、それから、いじめの発見のきっかけはアンケート調査など、学校により発見したものが54.2%と最も多くなっています。そのほか、本人からの訴えが18.2%、保護者からの訴えが10.7%、それから学級担任が発見したというのが9.5%。

児童生徒による相談の状況についてですが、学級担任に相談したのが82.3%と最も高い状況にあるようです。

次に、いじめの対応で最も多いことですがけれども、これは一番多いのが冷やかしゃからかいといったものが57.8%、それから、たたく、蹴る、これは弱くでも強くでもですがけれども、含めて28.9%でありまして、中学校においてはパソコン、それから携帯電話等々を使ったいじめも10%と多い傾向にあり、そういった調査が全国では出ているようです。

福岡県においては、いじめ認知件数については、小学校で1万341件、中学校で2,580件、1,000人当たりの認知件数では、小学校37.4人、中学校で19.5人というふうに報告を受けています。

次に、議員御質問の本町のいじめ認知件数についてですがけれども、令和2年度、小学校が5件、中学校が5件、令和3年度、小学校が9件、中学校が4件でございました。

本年度11月の状況でございますけれども、小中学校でいじめの認知件数は、小学校で4件、中学校で7件、令和3年度11月と同じような推移をしているところです。

いじめの発見のきっかけ、それから、いじめの対応、これについては全国あるいは県と同様の結果です。ただ、全国と比較しますと本県も、それから本町もいじめ認知件数としてはかなり少ないこととなりますので、各学校においては少ないからといって、いじめがないというふうなことには捉えてはならないということで指導に当たっているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） また、今は注目すべきは、先ほども答弁であったように、パソコンとか携帯電話などでの誹謗中傷で嫌な思いをするなど、SNSやネット上でのいじめの原因が増えてきているというふうに聞いております。このような多様化するいじめ問題に対して、町教育委員会として、ネットいじめの現状把握など、先生一人一人にいじめの認知をするための指導とか助言は具体的にどのように行われているのか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、現在問題になっていますSNSなどのいじめ問題に対して、どのように対応しているかという御質問だというふうに思います。

まず、このSNSに関わってのネットいじめに関する状況ですけれども、昨年度、LINE等に伴って中学校で1件となっているところでございます。

こういったいじめ問題については、まず、いじめの全体的な問題として、一人一人の児童生徒に対しての指導に当たっては、いじめは人間として絶対に許されないということ、この認識を育てるということ。

2つ目に、いじめをはやし立てたり、あるいは傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないということ。

それから、3点目が、いじめを大人に相談したり、あるいは伝える、先生方にも含めてですけれども、これは正しい行為であるということ。

それから、4点目は、いじめは恥ずべきことであり、決して許されるものではないこと。

こういったことをまずは教師、それから大人が子供たちにしっかり教えていくことが大切であるというふうに思っています。

議員が御心配いただいているSNSなどに関するいじめ問題への対応については、各学校で情報安全及び情報モラルに関する教育を教育課程の中に位置づけながら、発達段階に応じてSNSを取り扱う授業を今実施しているところです。

含めて、小学校5年生以上ですけれども、保護者と学ぶ規範意識の育成事業、これは県の事業でございますが、それらを活用しながら各学校で年1回以上、保護者と学ぶスマホ教室を実施するなどして携帯やインターネットの正しい知識を持ち、利用できるよう情報教育を実施しております。

さらに現在、学校教育総合推進事業の一環として、GIGAスクール推進部会というのを置いておりますけれども、その推進部会の中で、教師が小中学生のための情報モラルをどのように教えていったらよいか、その基本指針を作成し、次年度からはさらに活用を進めていくようにしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ありがとうございます。しっかりと指導を行っているような答弁を頂きました。

いじめで一番いけないことは、やはり命を落とすことだと私は思っております。いじめや家庭で苦しむ児童が、SOSを出せる場所が必要だと思われま。特に、いじめでの自殺が発生する多くが、中学校から高校入学時期にいじめ問題が発生するというようなデータが出ております。

そこで、当町において、児童生徒のこれらのいじめに対するＳＯＳを受け捉えるための体制はどのようになっているのか、どのような運用を行っているのかをちょっと答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 高橋議員の子供たちのＳＯＳ、これに対する対応についての御質問だというふうに思います。

まず、このＳＯＳを出す方法について、子供たちに理解させるその指導が大事だということで、現在、各学校では毎月１回の生活アンケート、それからこれはもう相当前からですけども、校内に相談ポストというのを各学校は設置しております。

それから、人権相談窓口や相談電話等子供たちに理解するよう、具体的に進めているところです。

いじめ発見のきっかけについては、先ほども申しましたが、ほとんどが学校の教職員等によるもので、そのうち先ほど言いましたアンケート調査、これが多くを占めております。また、学級担任が気づいたり、保護者、子供が学校担任に相談したりして発見に至ったケースもございます。

加えて、それだけではなくて個別の面談を相談期間ということを設定しながら、児童生徒の思いを捉えて幅広くいじめの把握に努める、そういった体制づくりをしながら、子供たちの小さな変化を見逃さないように取り組んでいるところです。

このいじめを実際に兆候等々を発見した際なんですけれども、これについてはまず、いじめを受けている子供の苦痛、これを取り除くことを最優先に考えながら、迅速に解決に向けて組織的に対応していると。相談を受けた教師一人で対応するというのではなくて。

そしてまた、アンケートは担任だけではなく、生徒指導担当職員をはじめ、管理職を含めて複数の目で確認しながら、情報を確認しながら対応すると。その後、関わっている児童生徒たちと面談し、状況を詳細に把握することに努めております。

そして、校内いじめ対策委員会という体制を整えておりますので、対応方針を決定しながら、役割分担を行いながら当該児童、それから生徒の支援や指導に当たっているところです。

ほとんどが町内においては、解消はしております。しかし、解消後、再発を含めて、そういったことにならないように保護者とも連携しながら、経過を丁寧に観察しながら見守り体制に努めているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（１１番 高橋 直也） いじめ問題を発見して、それから解決しているということですので、今後もそういったいじめ対策に対するマニュアルを徹底していただきたいと思っております。

このいじめにまた大きく関連すると思うんですけども、２項目めの不登校問題について質問

させていただきます。

先ほどのいじめ問題でも述べましたが、不登校においても様々な要因があると思われます。いじめの場合は対人関係であります、不登校のきっかけは、それよりも幅が広く原因があると思われます。不登校は家庭環境に起因するもの、勉強に関すること、友人や先生などに対する対人関係に起因するものなど様々だと思います。

そこで、大刀洗町における児童生徒の問題行為、不登校などに関する調査等ほどのような形で行われているのか。

それともう一つ、小学校・中学校別に不登校児童の人数をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、高橋議員の御質問、不登校に関する調査をどのように進めているのかということと結果について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、不登校の数については、これは児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査というのが毎月報告を県教委にさせていただいておりますので、それについて調査をかけているというところがございます。

そして、先ほどの調査結果、先ほどとちょっと重複します、10月にこの結果、1年前の令和3年度の結果が出ておりますので、まずは全国、それから県に触れて本町の結果に触れさせていただきたいと思います。

まず、全国における不登校の児童生徒数は、小学校で8万1,498人、出現率が1.3%となっております。中学校が16万3,442人、出現率が5%となっております。昨年度から、これは増加傾向ということをお報道でも御承知おきになっているのではないかなというふうに思います。

不登校の主たる原因ですけれども、これは先ほど高橋議員も話されておりましたように、要因については、学校に関わる状況、それから家庭に関わる状況、本人に関わる状況等々の3点から調査が進められておますが、その中で一番多かったのが、無気力、不安、これが49.7%、それから生活のリズム、乱れ、遊び、非行、これが11.7%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が9.7%になっておます。そのほか、親子の関わり方あるいは学業不振等々も多い傾向にあるようでございます。

次に、本県における不登校等の児童生徒数については、小学校が4,359人、出現率が1.58%、中学校が7,710名、出現率が5.84%。これは全国と比較しても本県の不登校数はかなり多いことにならます。

さらに、本町における不登校の児童生徒数でございます。令和3年度、小学校13名、出現率が1.58%、これは本県と同様でございます。中学校が31名、出現率が7.75%、これにつ

いては、中学校は出現率がやはり全国・県と比較してもちょっと多いという状況になっています。

前回の6月の議会で、中学校については、ここ数年で減少してきているものの、全国・県と比較すると、やはり本町の不登校数はいまだ少なくはありません。

以上で、高橋議員の御質問に対する答弁を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 報告を聞くと、本当にやっぱり中学校での不登校が多分すごく当町では目立っているのかなあと、前回から私も思っております。

また、そのような中で、学校の現状について、先生と生徒のトラブルが原因で不登校になる例も少なくないのではないかなというふうに思っております。当町の教育現場において、先生からの威圧的な態度や言動などの不適切な対応等があったのか。今までにあった報告とかはあるのでしょうか。

また、生徒と先生とのトラブルについて、教育委員会のほうでは何か調査とかをされているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員が御心配いただいているのは、教職員の不適切等な指導によって、子供が不登校になっていないかという御心配だというふうに思います。

全国の状況を見ましても、学校に関わる状況についての項目の中では、生徒と先生のトラブルについては教職員との関係をめぐる問題が1.2%、クラブ活動、それから部学校への不適応が0.3%ということが調査結果でも出ているようでございます。多分、要因で比較すると多くはありませんが、本町においての生徒と先生のトラブルが要因となる不登校について、これがあるかないかということですが、このことについては報告は受けていません。

ただ、児童生徒への不適切な指導、つまり体罰とか暴言だというふうなことだろうと思いますが、その報告は数件、令和3年度、令和2年度それぞれ2件ずつでございますけれども、あっているような状況でございます。

しかし、このような指導は決してあってはならず、各学校では体罰によらない指導、それから不登校が生じない学校づくり等々については、きっちり目指していきながら、不登校については個々の実態を分析、そして要因を分析しながらそれに基づいた実効性のある取組を今後も重要だと考え、指導しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、現在、不登校の児童生徒が結構いるわけですが、これらの児童生徒が学校へ復帰するために何かこう具体的な取組、そういったものはされている

んだと思うんですけども、この場を借りて不登校の生徒たちが学校現場に復帰するためにどのような取組を行っているのか、分かりやすいところだけでもちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 不登校児童生徒の登校復帰について、具体的に説明していただけないかということでございます。

先ほど答弁いたしましたように、小中学校における不登校児童生徒の出現率は、ここ数年は下降傾向にあります。これはスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等と連携した取組、これはどういうことかという、まずは家庭訪問で、その家庭に行って登校刺激を与えるということでございます。あるいは、その状況を担任と連携しながら、今後どのような対応をしていったらよいかということ協議するということでございます。

また、福岡県のほうが「福岡県アクション3」というのを出しています。これは不登校が生じないような学校づくりのために共通して、それぞれの学校で実践していきましょうということで、3つのステージに分けて整理をしているところです。

ステージ1、最初の段階です。まず、欠席・不登校をしない。そういう状況が1日から3日、そういったときにはまず、不登校の未然防止等の家庭訪問をしながら、あるいは登校刺激を与えるということ。

ステージ2では、不登校の早期発見・早期対応に努めるということ。

ステージ3では、きめ細かで継続的な支援を行うということについて、説明、それから具体的な事例を紹介しているということです。

あるいは中学校校内に、大刀洗中学校では3階に適応指導教室（ラポール）、これを設置しています。いわゆる保健室登校とか今まで言われていましたけれど、別室登校をさせていただいているところです。そういったところで登校復帰に向けた取組や、不登校を生まない未然防止等の積極的な取組が、現在はやっぱり少なくなっている状況につながっているというふうに考えているところです。

また、各学校の取組によって現在、完全不登校いわゆる全く学校に出てきていない児童生徒、これはゼロだということで聞いていますので、今後を見据えて対応の必要性を認識し、教育の機会均等の観点から、学習支援やあるいは相談体制等の拡充を検討したいというふうには考えているところです。

具体的には、さきの6月にもお話しさせていただきましたけれども、子ども総合支援拠点として、不登校児童生徒の教育支援となるように健康管理センターの改修を考えておりますので、オンライン等を活用した教育相談体制の構築など不登校への支援、それから相談の機能を充実した

いというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 確かに不登校になる原因というのは本当に多様化しているいろんな問題があると思いますので、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとか、適応指導教室（ラポール）もありますし、福岡県のアクション3とかもありますので、ありとあらゆる角度から児童たちをサポートしながら、登校に復帰させていただけるように頑張っていたいただきたいと思います。

やはり、小学校の6年間、中学校の3年間、合計9年間の義務教育、これらは子供たちが大人になって社会に順応するために、本当に基礎となる一番大事な時期だと私は思っております。

そういった子供たちが義務教育の学びの場、いわゆる学校の現場の環境で義務教育を受ける権利を放棄せざるを得ない状況に陥ることは決して許されることじゃなく、町の教育委員会としても、これらの問題は重大かつ早急に解決すべき一番大事な問題だと私は思っております。

決して学力だけをつけさせるために保護者たちは学校に通わせているわけではないと私は思っておりますので、これからも未来の次代を担う子供たちのために子供たちの目線に立って、義務教育の現場のことをしっかりと考えていただきたいということを今後も切に訴えていきたいと思っています。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時から再開をしたいと思いますので、ただいまから暫時休憩をします。

休憩 午前10時45分

.....

再開 午前11時00分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 三井中央高校の閉校について

2. 産業の振興について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

今回、私は2問の質問を行います。

まず、1問目でございますけれども、三井中央高校の閉校についてでございます。

三井中央高校は、1950年、昭和25年ですが、筑水高等学校北野分校として設立されており、1955年昭和30年には、久留米農芸高等学校北野分校に校名を改称変更し、1964年昭和39年には組合立三井中央高等学校として改称しながら、定員120名の総合学科を持つ女子校として、現在に至っているような状況でございます。これまでに約8,800名の卒業生を輩出し、各界あるいは各分野で活躍されております。地域に根ざした教育機関として、大きな役割を担ってきたものと私は考えております。

しかしながら、今年8月に、久留米市教育委員会より閉校の方針が新聞報道等により明らかにされました。ちょっと引用させていただくと、それによりますと、三井中央高校が、長年定員割れや赤字が続いていること、そして校舎の老朽化が深刻になっていること、そういったことが主な要因として報道をされておりました。

そこで、お尋ねをいたしますが、令和4年7月に構成団体の首長会議いわゆる正副組合長会議において、在り方検討委員会の意見報告書を踏まえ、閉校の方針が決定されたというふうに聞いております。

そこで改めまして、1点目は、閉校の方針決定に至った経緯と、閉校をせざるを得ない主な要因というのは何なんでしょうか。2点目は、閉校方針に対する教育現場の長たる教育長としての所感はどうでしょうか。その2点についてお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の三井中央高校の閉校について答弁をいたします。閉校の方針決定に至った経緯と閉校せざるを得ない主な要因についての御質問でございます。

野瀬議員御質問の本年7月に開催された構成団体の首長会議は、昨年11月29日から本年6月17日まで4回にわたって開催されてきました久留米市高校の在り方検討委員会から意見報告書が提出されたことを受け、今後の方針を確認するために開催されたものでございます。閉校の主な要因といたしましては、公立高校を取り巻く環境の問題と、三井中央高校固有の課題がございます。

まず、公立高校を取り巻く環境は、少子化による生徒数の急激な減少と私立高校における授業料実質無償化などの影響により、極めて厳しい状況にございます。具体的には筑後地区における中学校卒業生数は、平成21年度の5,014人から令和3年度には4,273人と減少傾向が続いており、構成自治体の住民基本台帳の人口によりますと、圏域の子供の数は令和11年度に高校へ入学する世代をピークとして急激に減少し、令和19年度の高校入学者は、11年時点から24.2%減少すると試算されるなど少子化が進行しているところでございます。

また、私立高校では生徒確保のためカリキュラムや入学者選抜に関する様々な取組を進めてございまして、令和2年度から始まりました授業料実質無償化の影響もございまして、福岡県における県立高校の受験率は平成25年度63.3%から令和3年度には54.2%と減少の一途をたどっており、公立高校離れの状況が深刻化している状況でございます。

このような厳しい状況の下、三井中央高校では、これまで生徒確保のため総合学科の導入やICT教育の推進、特色化選抜の導入、入学時納付額の免除、トイレの改修、中学生の体験入学など、生徒確保に懸命に努力してまいりましたが、平成20年度以降は生徒の欠員状態が続いている状況でございます。

また、三井中央高校の教員のうち、有期雇用の教員が4分の3を占め、昨年時点で組合採用の教員の割合は15.6%にとどまるなど、長期的な人材育成等の課題もございます。

さらに、平成30年度からは、財政調整基金を毎年3,000万円程度取り崩して運営してございまして、最悪の場合は基金が令和6年度にも枯渇するおそれがございます。

このほか、三井中央高校では校舎の老朽化も進んでおり、昭和45年以前の旧耐震基準で建設された校舎が、教室棟など3棟存在してございまして、今後改修する必要が出てまいります、高校の校舎建て替えに対する国の補助制度はなく、時間の経過とともに、財政上の厳しさや校舎の老朽化が進行している状況でございます。

このように、少子化が進展する中での生徒確保の課題に加え、教員の人材育成、今後の校舎の改修を含め財政上問題が、閉校の方針に至った主な要因でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 野瀬議員の2点目の閉校の方針に対する教育長としての所感について答弁いたしたいと思っております。

まず、本年4月に三井中央高校の今後の在り方については、首長会議で対応方針が決定されたというふうに理解しているところです。具体的に1点目として、三井中央高校組合立、久留米市立南筑、久留米商業高校の3校を再編し、市立の2校体制とするということで、2点目に、再編に当たっては、三井中央高校の教育内容の特色等を継承発展させるということ、3点目に、生徒募集については令和5年4月入学者の募集を最後に停止するという、4点目に、在籍する生徒については学校設置者として責任をもって高校教育を実施し、三井中央高校での卒業を図ること、5点目に、教職員については最大限の身分保証を行う、最後に6点目として、再編は令和8年4月1日を基本とするということの6点が決定されたというふうに理解しているところでございます。

再編統合の結果として、現在の三井中央高校は閉校となるため、同校が果たしてきた役割それから同校に対する愛着、これまで生徒数を確保に向けて努力されてきた同校の関係者の方々のこ

とを考えると非常に厳しいものであるというふうに考えているところです。私としては、三井中央高校の閉校は非常に残念であります。しかし、先ほどの要因、公立高校を取り巻く状況や今後の財政状況、あるいは教員体制の維持、あるいは少子化に伴う学校規模、それから施設管理棟の維持、それら総合的に考えると致し方ないと考えているところです。

しかし3校から2校の統合によって、これまで培われた三井中央高校の歴史や教育内容が、他の2校の市立の高校の教育に活かされて継承されることで、その2校もよりよい教育を生徒に提供できると考え、この圏域の高校教育の継承発展を願うとともに、今後在籍する生徒の中には大刀洗中学校の卒業生もおりますので、彼らの卒業とそれから希望する進路を獲得できるよう教育長としては願いたいというふうに思っているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もうちょっと詳しく説明がございました。ちょっと再質問をさせていただきたいんですけども、今、主な要因として定員割れとか校舎の老朽化、それと厳しい財政運営が続いていると、将来的にも生徒数を見れば、令和13年ですかね、それ以降ぐらいから急激に受験者数も減ってくるんだということと、今、公立高校離れが、いわゆる私立の無償化っていうのがあって、非常に競争が激しいという中において、やむなく閉校せざるを得ないんだろうというような結論が出されたということでございます。ただ、いろいろ在り方検討委員会の中でもいいし、首長さん会議とか、組合長会議でもいいんですが、当然存続、どうすれば存続できるのかとか、できないのかとかいうことは議論されたんだと思うんですよね。私、三井中央高校の議会の議員を、高橋副議長と一緒にやっているんでございますけれども、あまりにもちょっと唐突だったかなという印象がちょっとあったものですから、当然、存続についても何らかの議論がされているはずだと、それも結論的には先ほど町長が答弁されたようなことで、無理なかなっていう結論になったんだろうと思いますけど、存続についてどういったことが検討されたのかというのがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） その件については、子ども課長が答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 在り方検討委員会の中で、特に三井中央高等学校の同窓会もしくはPTA会長などからの御意見としましては、当然ながら学校を存続していただきたいという御意見があります。久留米市立の南筑高校、久留米商業、そして三井中央高校でございますけども、その中では学級数をなんとかこう調整しながら、三井中央高校の存続はできないだろうかといふうに御意見はでました。ただし、南筑高校なり久留米商業につきましては、もうほぼ定員どおり

の生徒さんが来ておりますので、そこで久留米商業と南筑高校の学級数を減らして、その分が三井中央に来るだろうかとそういうのもなかなか難しいんじゃないかというふうな御意見もありましたので、そういうのを調整中に話合いがありましたけども、今回につきましては、その3高校を最終的には2校で行っていくべきであるというふうな答申が出されたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もう1点だけちょっとお伺いします。

今いろいろ答弁いただいたのは、いわゆる久留米市立の南筑高校と久留米商業との統廃合といえますかね、そういうことについて真剣に議論されたんだということでございます。全国に学校組合立の高等学校って今3校なんですね。そのうちの2校は福岡です。1校はちょっと忘れちゃったけど、たしか3校だというふうに聞いています。インターネットなんか見ますと、かなりその統廃合されてきている。いわゆる組合立が、生徒数の少なさとかそういうのでどんどん統廃合されてきたと、大体、見てみますと、組合立から移っているのが、県立高校への統廃合が主なんですよね。それは私なりの考えかも知れませんが、例えば財産の処分をするにしても、そういう上位校と言ったら申し訳ないけど、上のところでは県のほうにいけばそんなに問題ないのかなというそういう感じがちょっとします。そこで、大刀洗のすぐ隣接するところに、松崎に県立の三井高等学校があります。これ見てみますと設立は1914年ということで、非常に古い。しかも組合立の女子校としてスタートしているということからすれば、非常に環境も似ているのかなというような感じがあります。ですから地理的な要因とか見て、久留米市とか小郡、朝倉あるいは筑前町、大刀洗町をこの三井高は学区としております。そういうことから見て、今回の閉校をするという方針が出されているわけでございますけど、今の答弁からすれば、構成団体の圏域の中でいろいろ議論されたんだろうと思うんですけど、もうちょっと私どもの大刀洗とか、小郡とか、筑前から見れば非常に通学とか、そういうのを考えれば、三井高への統合といえますかね、何かそこら辺もやっぱり議論すべきじゃなかったのかなという考え方、私持ちますので、そういうのが実際されたのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

三井中央高校を再編統合するにしても、まずは県立高校との再編統合を検討すべきではないかという御意見かと思っております。これにつきましては、久留米市のほうが中心になって、県教委のほうにそういう点も含めて対応を従前から協議をしていただいたところなんですけれども、県のほうからはそれは厳しいという、難しいというふうな判断があり、久留米市が持っている南筑高校

等と、3つの高校の在り方を検討する中で今回のような結論になったというふうに理解をしております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 組合立を解散といいますか、閉校していくということですから、組合の中での議論がまず優先するのかなと思いますので、ただ全体的に見て、先ほど生徒数とか受験者数が減るんじゃないかとかいう御指摘、意見もございましたけれども、現状の令和3年度の4,000人ぐらいかな、4,000ちょっと超えるぐらいの人数がおるんですけど、これは少し微増しながら横ばいでいくんですよね、そして令和13年ぐらいにやはり4,000人ぐらいに戻って、それから急に落ちていくということが1点ですね。

それと、校舎が非常に老朽化しているということでございますけれども、たしか56年ぐらいかな、本校舎が建築されて五十数年だと思います。今、いろんなその長寿命化というのがいろんな施設で言われておって、例えば私どもで言えば中央公民館とかも50年近くたっているけど、いやもっと長生きしてもらおうというようなことでされています。ですから、そういう生徒数が本当に下降していくということ、それとある程度長寿命化で耐震化とか、そういうのを新たにその建設するのではなくて、そういう今ある施設を少し長寿命化していくようなやり方を取れば、多分、今、来年度までは募集するけどそれ以降は募集しない、令和8年の3月をもって閉校するという、もう少しこうなんかずらされんのかなということもちょっと考えんではないわけですよ。

それは、そういう先ほどは県立高校への統合なんかも検討されたんですかというのと、じゃあやはり来年度までは募集するけど、その以降、いわゆる令和8年の3月に閉校しますという、そういう時期的なことですよ、それについても、何か議論があったのかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これは首長会議の中でもそうですけれども、議員がいらっしゃる組合議会の中でも、もう少し時間をおいて検討できないのか等々の議論があったところでございます。閉校式時期についても、一方では、じゃ来年度の募集はするわけですけど、それを逆にその今年度まででもいいんじゃないかとかいう議論もありましたし、もっと伸ばすべきでは、両方の側面から議論があったところでございます。

ただ、やっぱり中学生が受験をする際に、これまでに三井中央高校に行こうとして準備をされてきている生徒さんも一定数いらっしゃいますし、一方でその入学したけれども廃校になったということが、入学後に分かるという、それはそれで生徒さんのこと考えるといかがなものかと

ということで、今年度中にその方針を決定した上で、来年度までに入学試験を行い、閉校すべきということに決まったということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） またこれは、多分議案として出されるように聞いていますので、途中でいろいろほかの議員さんからも御質問があると思いますので、2点目に入らせていただきます。

今、御答弁ありましたように、令和6年4月以降の新入生の受入れは停止するというところでございます。いわゆる来年度が最後ですよということでございます。そういうのを受けて、来年度三井中央高校の受験を希望したいというふうな生徒さんがおられたんだろうと思うんですけど、そういうことに対する、先ほど教育長が答弁ございましたけれども、中学校に対する周知とか、説明、あるいは父兄といいますかね、そういうところに、きちっとやっぱり、来年度受験されても、今答弁あったように、それ以降はもう停止するというものですから、そういう学校活動とか、学校行事とか、来年度仮に入られる生徒さんがおられれば、そういうことの学校の状況をやっぱりきちっと伝えておくべきだなというように思います。

それと2点目は、いわゆる在校生、当然在校生の方には説明されていると思うんですけど、在校生やいわゆる卒業生、同窓会も含めての卒業生に対する説明とか、理解が得られるように努めなければならないというふうに私は思うんですが、その状況が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、野瀬議員の新入生の受入れは停止されているようになると、令和6年度ですね、それに対する中学校に対する説明、周知についての御質問ですが、答弁させていただきたいと思います。

8月の22日、久留米市長が、議会教育民生常任委員会で報告された翌日に、本町教育委員会子ども課長が中学校に出向き、校長に対し、在り方検討委員会等の意見報告及び決定された方針等について説明をいたしております。その時点では、今年度三井中央高校受験する生徒はいないというふうに聞いているところです。その後、中学校では教職員及び3年生に対して説明を行っています。生徒からは、特に質問や意見はなかったというふうに伺っているところです。報道されてすぐに、受験生等に対する説明は行っておりますので、周知、説明に当たっては、現在のところ特に問題はなかったというふうに思われます。

次に、在校生、卒業生に対する説明とその理解についてですが、この件については子ども課長が答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、私のほうから在校生や卒業生、同窓会に対します説明と理解について答弁させていただきます。

先ほど申しましたとおり、また在り方検討委員会の中では、三井中央高等学校のPTA会長や同窓会の会長さんも、委員として出席されておりますので、その中で反対とか存続という御意見が出るとような状況でございます。それと、関係者に対する説明でございますけども、まず同窓会の方々につきましては、8月の21日の役員6名の方について説明がされております。そのときには、閉校につきましては納得がいかない、同窓会が集まる場所がどうなるかなどの意見が出ているような状況でございます。

そして、8月の23日に全校生徒に体育館のほうで説明会が行われています。生徒たちの様子でございますけども、特に取り乱すことはなく、終始落ち着いて説明を聞いてあったようでございます。その後、アンケートを実施されまして、まず驚きが先に立っておりますが、閉校を冷静に受け止めたり、高校生活を充実したものにしようという気持ちが見えてあるようでございました。

続いて、保護者会につきましては、8月の24日、8月の27日、8月28日の3回開催されております。学校内で行われております。60名55世帯の方が参加されておまして、閉校に対する反対意見というよりも、令和5年度入学者の減少の可能性や不登校対策等に関する質問や意見が出されてあるようでございます。

また、地域におきましては、9月の15日、大城のますかげセンターおきまして、北野町の4校区のまちづくり振興会の会長、事務局長が参加されてあります。その中で、今回の三井中央高校の閉校に関する方針が出され説明されまして、おおむね理解がされてあるようでございます。閉校後の跡地活用や甘木線への影響、地域への活性化等についての要望が出されてあるようでございます。

続いて、卒業生、同窓会、保護者に対しまして、また説明会が行われまして、10月14日に北野町の北野生涯学習センターのほうで行われておりますけども、そのときにつきましては、同窓会長のみの出席だったようでございます。

また、10月16日に、久留米市のシティプラザの大会議室のほうで説明会が行われましたけども、そのときは卒業生が6名の出席でございました。閉校そのものに対する反対の意見はございませんで、閉校後の同窓会の在り方、卒業証明書の発行窓口、教職員への説明の時期等の質問があったようでございます。

また、10月の17日でございますけれども、三井中央高校のPTAの理事会のほうでの説明を行われまして、役員15名に対して説明が行われております。8月から10月にかけて行ってこられました説明会の状況と、閉校に向けた今後の手続を報告されまして、特段質問や御意見は

出なかったようでございます。

一般的に見まして、閉校に対する反対意見はなく冷静に受け止められまして、御理解いただいているんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、答弁いただきました。実は、私の近くというか、周りの方で、やっぱり卒業生の方がおられるんですよね。自分の母校が閉鎖になると、これ新聞で知ったと言われたんですよ。なぜなんですかと私に聞かれたんですけど、非常にさみしくなるし仕方ないのかなとは思いますが。あなたも中学校が組合立、私、千歳中学校というところでやっぱり組合立だったんで、それも廃校されたということで、本当、母校がなくなるさみしさというのは、あなたも十分分かつらうというような言葉をかけられたんですが、今、説明会の状況を御説明いただいたんですけども、三井中央高校のホームページをご覧になったかどうか分かりませんが、ホームページでいわゆる卒業生を対象に、閉校の方針に関する説明会を行うというふうに書いてあります。掲載されています。今、答弁があったように10月14日は北野学習センターで、あるいは16日は久留米シティプラザで開催しますと、その状況は今答弁なされた、あったような内容だったというふうに私も聞いております。そのホームページには、各構成団体のホームページにも同様の内容を掲載しておりますということで、いわゆる閉校に、卒業生を対象に閉校に関する説明を行うというふうにかこう書かれているんですよ。ホームページにアクセスしても、ちょっとそういう情報が、私見つけきらなかったのかも分かりませんが、これ実際に三井中央高校はそういう卒業生に対する説明会の話とか、ホームページにちゃんと日にちを決めたら掲載していただきたいとか、そういうお話があっているんだろうと思うんですけど、その実態はどうなっているんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 大刀洗町教育委員会ホームページのほうに対しまして、三井中央高校の説明会等についてのホームページアップにつきましては、こちらのほうが失念しておりましたので掲載はしてありませんでした。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとくどいようですけど、じゃあ説明会はもうしないということでもよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 本町におきましての説明会等は行う予定はございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そうすれば、三井中央校に書いてあるホームページをいわゆる削除しないと、するというふうにきちっと書いてあるんですよ。多分そう消されてないと思います。ちょっと確認しとっていただきたいというふうに思いますので、しなければいけないということで、それを掲載するかどうかというのはあれですけど、多分開催しても、非常に出席者が少ないからなのかも分かりませんが、私の周りで、やっぱり卒業生の方やらおられるときに話すときには、何でなとこういような質問も多いわけですから。できれば人数にかかわらず説明会ができればしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、組合を解散するというに伴って、組合が所有する財産の取扱いについてでございます。

令和8年3月に閉校予定というふうになっておりますけれども、組合が所有する財産については、組合解散までに処分する必要があるのではないかとこのように考えます。そういう財産処分当たっての課題、あるいは今後どういふふうに対応していかれるのかというのがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、閉校時までの出資金や財産処分などの課題を解決する必要であると考えておりますが、今後の対応はということについて答弁いたします。

まず、本町のほうから久留米市ほか3市町高等学校組合への出資金はございません。また、組合の解散に関する議決があった上、次に財産処分の議決という順番になっております。この議案に対する解散議案を先行して議決を求める段取りにつきましては、福岡県の行財政支援課の了承を得ているものでございます。また、議員おっしゃいました財産処分につきましては、多分一番大きな問題じゃなかろうかというふうに思っております。本12月議会定例会最終日に組合の解散に関する議案を上程させていただきたいというふうに考えておりますけれども、この構成団体全体、全ての議会で御了承いただければ、財産処分に関しましては、教育委員会の所管課長と財政、財産所管課長で構成します担当課長会議を今後開催して継続して協議してまいりたいというふうに思っております。

先般、10月31日に小郡市のほうで財産処分に関する実務協議と情報共有のために会議を1回開いている状況でございます。今後も定期的に関っていくかというふうに思っております。

また、財産処分に関しましては、財産の把握及び鑑定評価を実施した上で決定する必要がございますので、組合の令和5年度、来年度の予算で鑑定評価に必要な経費を計上する予定であるようでございます。それで鑑定評価には相応の期間を伴いますので、また財産が変動する可能性も

ございますので、令和8年3月31日までの間に協議を整えまして、財産処分に関する議案を構成団体全ての議会に上程する予定でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分一度にいろんな課題が出てくるんだろうと思いますね。ちょっと私はこういうの素人でございますけれども、いわゆるその令和8年の3月末まで、学校としては使っているわけですよ。生徒さん、おられるかどうか分かりません。それを3月末までに処分するというのは、実際まだ使われてる財産をどういう形で処分するのかなとか、単純にそういう疑問も出てくるし、いわゆる今どういう形態をとられているか分かりませんが、例えばその構成団体の共有みたいな持分登記されているのかも分かりませんが、それを処分するといってもなかなかすぐに処分はできないと思うんですよ。だから一旦、そういう、先ほども申しましたように、例えば県が統廃合すればもう全て県にぼんと移すんですよ。負の財産があっても。県がいわゆるその構成団体は無償譲渡やりますということで、県がぼんと引き受けますという感じになり、多分なんかそういうことでないとなかなか難しいのかなと思うんですけど、そこはまたいろいろ協議するということでございますので、ぜひそういう課題を協議の途中の経過でもいいんですが、私どもの議会のほうにも適宜報告していただければというふうなことを要望しときたいと思います。これで1問目を終わります。

ちょっと時間がないので、駆け足でいきます。次、2問目は産業の振興についてでございます。

令和4年10月8日の西日本新聞に、大刀洗町人口最多更新のなぜというような見出しが掲げられ、1990年の国勢調査比で約1,900人増え、過去最多を更新中、コロナ禍にも出生数向上に加えて子育て世代の転入が相次ぎ、高齢化率が下がる現象も起きたというふうに記事が書かれております。また、久留米市に隣接する町は、広大な優良農地に恵まれる反面、企業誘致では近隣に比べ見劣りする。合併しない道を選んだ後、町は筋肉質の財政構造へ転換を図った上で、子育て支援に注力、また地理的地域的特性を踏まえると、企業誘致は周辺に頑張ってもらい、子育て世代にどう住んでもらうかで勝負をしたほうが良いと考えたというふうな町長コメントも掲載をされておりました。

そこで、町長選挙時のマニフェスト2023年の羅針盤というのが掲げられたと思いますが、その中で、例えば子育て支援とか教育環境の充実、あるいは大堰駅踏切交差点改良などの安全安心の確保とか、災害復旧などの防災力の強化に取り組むというふうにされております。今申し上げたことは、随分力を入れて取り組まれて、それなりの成果が上がっていると、私は非常に評価をしております。それは、いわゆる第5次基本計画に掲げるようなまちづくりに大きく寄与してきているのではないかとというふうに、私なりに評価もしているところでございます。

しかしながら、マニフェストの中に、産業の振興及び担い手の確保ということが挙げられておりますけど、この施策の取組状況、その成果がいま一つ、何かこう見えないというか、そういうふうに私なりに感じております。マニフェストの産業の振興では、水路と農業施設の老朽化に対する対策に取り組むとともに、企業誘致では準工業地域での都市計画道路の整備など、都市計画の見直しの検討、あるいは担い手の確保では農家の減少や高齢化が進んでおり、新規就農者の確保・育成に取り組むというふうに書かれております。そこで、農業の振興についてまずお伺いをいたします。

1点目は、農業経営の厳しさや農業者の減少と高齢化、農業インフラの老朽化などの課題に対する取組と成果をどういうふうに捉えてあるのかというのが、1点目でございます。

2点目は、農業の担い手の確保・育成にどう取り組んでこられたのか、その取り込まれた成果をどのように評価してあるのかということについてお伺いをいたします。

3点目は、農業施策は国とか県、いろんなメニューがあります。どれを食べるかと言ったら、ちょっと言葉が悪いですけど、どういうものを活用していくのかというのは、その地域によっては多分違うんだらうと思うんですが、そういう国とか県の施策を活用するとともに、町の地域特性を生かすような独自の支援策を講じるなど、施策の拡充についての考え方についても併せてお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の産業の振興について答弁をいたします。農業の振興についての御質問でございます。

まず1点目の農業経営の厳しさ、農業者の減少と高齢化、農業インフラの老朽化などの課題に対する取組と成果についてでございますが、大刀洗町ではこれまで、米、麦、大豆を中心として、ネギ、ハウレンソウ、レタスなどの野菜や花、イチゴ栽培などを組み合わせた農業を展開してきたところですが、近年の地球温暖化に伴い、激甚化する大雨や台風災害に加え、コロナ禍に伴う消費の落ち込みや原油価格をはじめ、肥料、飼料及び資材価格等の高騰により農業経営は一段と厳しさを増してございます。

また、農業者の高齢化や後継者不足による農家数の減少、農業インフラの老朽化など多くの課題を抱えてございます。このため、大刀洗町では、経営の改善につなげる観点から、大刀洗北部地区基盤整備事業をはじめ、農地の集積、集約化による経営規模拡大や複合経営の確率、農業機械導入による作業の効率化などを推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組むほか、暗渠排水整備事業、ため池しゅんせつ工事をはじめ、国や県、土地改良区と連携しながら、農業インフラの老朽化対策に取り組んできたところでございます。

次に、2点目の農業担い手の確保・育成の取組と成果についてですが、農業従事者の高齢化に

に伴い、農家戸数や農業従事者は減少傾向にございまして、地域農業の持続的な発展を図るためには、担い手の確保・育成が大変重要な課題であると認識いたしております。

このため、大刀洗町では三井地区農業振興協議会を中心に、効率的かつ安定的な農業経営とそれを目指して経営改善に取り組む認定農業者、認定新規就農者の確保・育成を推進してきたところであり、具体的な取組と成果については、後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、3点目の国、県の支援策の活用と町独自の支援についてでございますが、認定農業者などに対し、国、県の補助事業の積極的な活用を促すとともに、国、県の事業に合わせ、例えば肥料高騰対策事業や収入保険促進事業の上乗せ補助をはじめ、豪雨災害等により被害を受けた農家に対し、様々な支援策を実施してきたほか、農業用機械施設等整備事業の補助率の改善など、町独自の支援の充実にも取り組んできたところでございます。今後とも農業経営の安定を図れるよう、国・県の補助事業を有効に活用するとともに、町独自の支援にも努めてまいります。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 町独自の支援について、御説明いたします。

まず、三井地区農振協という組織ですが、この組織は三井地区の中心となる経営体への支援を図るとともに、意欲ある農業者の育成、経営改善を重点的に支援し、農業経営の安定と所得向上を目指すという組織でございます。

これまで三井地区農振協を中心に、新規農業者就農に関しましては、就農相談や就農に向けた支援策の情報など、関係機関、団体が共有しまして的確な助言支援を行うことにより、新規就農者への確保を図っています。

また、新規就農者向けの講習会なども行っております。本年度は、1月に町単独でも就農を考えるセミナーを初めて実施する予定としております。

また、地域の農業の中心となる認定農業者などにつきましては、経営管理能力の向上を目的に、認定農業者研修会や栽培講習会などを開催し、農業者の意識の向上につながる支援を行っております。

また、農業者の減少と高齢化につきましては、来年度より法定化された人・農地プラン地域計画の作成を進めると同時に、地域の将来像を考えながら、中心となる担い手の確保、育成、規模拡大の取組を検討していくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いろんな事業とか、例えば農地の集約化とか補助事業のメニューとか非常にたくさんあって、それぞれ努力されているんだろうとは思いますが、実態として先ほどちょっと申し上げましたように、じゃあその全体的にどういうふう動いてきているの

かというのは、なかなか見えにくいということがあります。例えば、令和4年3月に福岡県農林水産振興基本計画というのが策定されております。御存じだとは思いますが、それは福岡県全体を計画していますので、その中で私どもの大刀洗の農業に当てはまるその方針といいますか、そういうものをやっぱり酌み取って、できればこれの大刀洗版みたいなのを作って、今からこういう、例えば農業委員会事業ではこういうことをやってるし、県の補助いわゆる何ですかインフラ整備してはこういうことをやっているとか、そういうのがツリーというか体系的に分かるような計画になっておけば、今こういうところまで進んできてますよというのが、大体評価できるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、ぜひそういうことも考えて、1回県の振興基本計画を中身をよく読まれて、できれば私としてはその大刀洗版みたいなのを作っていただいて、バラバラという施策ではなくて、町としてはこういうことをしっかり取り組んでおりますよと、こういう方向へ向かってますよというように、できたらお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。答弁は要りません。

次に、商工業の振興についてでございます。

プレミアム商品券の発行など地域経済の活性化を促し、地域で経済が循環する仕組みづくりというものが図られております。町内の店舗や事業所を取り巻く環境というのは、非常に厳しいものがあると思いますし、このコロナ禍でなおさらだと思えます。

そこで、商工業の振興について、次の2問目ですけど、商工業の振興について、1点目は、町内に店舗とか事業所があると思います。それが、現状どういうふうになっているのか増えているのかとか、そういうどういう傾向にあるのかというのが分かれば教えていただきたいということが1点目。

2点目は、後継者対策、あるいは安定した経営の維持につながる町内企業への支援の取組といえますかね、そういうものがどういうふうになって、その効果があるのか、ないのか。

そして3点目は、町内での企業促す環境整備や支援の拡充についての考え方をどういうふうに持ってあるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 商工業の振興についての御質問でございます。

まず、1点目の町内の店舗や事業所数及び従業者数の動向についてでございますが、令和3年経済センサスの速報値によれば、令和3年度は平成28年度に比べ、町内の事業所数は529事業所から497事業所と32事業所減少した一方、従業者数は4,835名から5,091名と256名増加をいたしております。

次に、2点目の後継者対策、安定した経営の持続につながる町内企業への支援の取組と効果に

ついてでございますが、後継者対策、事業承継対策につきましては、商工会において経営指導員による町内事業者に対する定期的なヒアリングを実施し、要支援事業者に対しては、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携しながら、事業承継計画書の策定や、円滑な事業承継に向けてのフォローを行っていただいているところでございます。

次に、3点目の町内での起業を促す環境整備や支援策の拡充についてでございますが、起業、創業支援については、商工会において創業塾の開催や創業支援のためのワンストップ窓口を創設し、創業計画策定と創業後のフォローアップを行っていただいているところでございます。

また、町としましても、ドリームカフェや旧さくら市場である「かてて」のマルシェなどを通じて、個人で起業を考えている方々を応援しているところでございます。昨日も「かててマルシェ」というのがドリームセンターのほうで開催しておりまして、多くの来場者の方に来ていただいたところでございます。

さらにふるさと納税におきましても、この「かてて」の出品者を含め、町内の30事業者に返礼品の提供事業者として活動をいただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） これも私の周りの声で聞こえてくるのは、例えばその久留米市。久留米市は、非常にやっぱり商業が盛んな都市でございますので、久留米市はいっぱい支援とか助成とか融資とか、そういう制度があるということで、手厚いといいますかね、そういうことで、大刀洗なんもなかるうってこう言われるんですよ。私も詳しくないものですから、ちょっと久留米のほうもちょっと調べてみましょうということではお答えをしていますけど、そういうその久留米市並みにとは申しませんが、やっぱり起業するには人口もちょっと増えてきてますので、今、必ずしも福岡とか久留米ではなくても、いろんな企業がしやすい環境をやっぱり作って、そこで雇用を生み出すとかいうこともあると思うんですけど、それにはやっぱり資金がやっぱり非常に必要だということもありますので、ぜひ、そういうところの商工会との連携の強化とか、融資の助成制度とか、そういうことについての基本的な考え方をちょっと教えていただきたいというふうに思いますけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

現在、町独自の融資制度はございません。今の状況としましては、商工会と連携しながら、商工会の会員等に対しましては、主に日本政策金融公庫の制度を利用させていただくことで、今、対応できていると考えておりますが、今、議員おっしゃいますとおり、商工会未加入の事業者等もございますので、独自の支援制度を持っている久留米市と近隣の状況とも、ちょっと今後調査研究のほうしてまいります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） よろしく願いしておきたいと思えます。

企業誘致については、近隣に頑張ってもらおうというのも一つの話としてあるのかも分かりませんが、3番目に移りますけど、第5次基本計画では町内での雇用を確保する観点から、新たに町に企業が進出できる環境整備を行うということが書かれております。これ先ほど申した、書かれております。その進捗状況というのは、どういうふうになっているのかということをお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 第5次基本計画で掲げる、新たな企業が進出できる環境整備の進捗状況についての御質問でございます。

第5次基本計画の計画期間である令和元年以降、新たな企業進出や増設に伴い農振除外をした件数は、これまでに3件、計約1万3,000平米となっております。このほか現在2件、計約4万2,000平米の農振除外の申請があつてるところでございます。

一方で、大刀洗町では昨年まで5年連続で大雨の被害が生じているところであり、農地の保水機能とか遊水機能等を勘案した場合、下流域を含めた河川整備であるとか、大規模な調整池などの整備をなしには、現時点では大規模な土地利用の見直しというのがちょっと難しいという状況でございます。

このため、大刀洗町では国や県に対し河川改修を要望するとともに、流域治水の観点から、現在、県と遊水池の検討などを行っているほか、ため池のしゅんせつ工事等にも取り組んでいるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 確かに、今おっしゃるような地理的な要因と申しますか、そういうのがあると思えます。ただ、一番当初に申しました新聞記事等で商工業ついてとか産業の振興については、ちょっと消極的かなというふうにちょっと感じたもんですから、いわゆる近隣の市町に頑張ってもらえばということで、そういう記事がちょっと出たもんですから、基本計画には、そうそうは言いながら基本計画にはきちっと方針を出してある。今、おっしゃられたような取組もしておられるということでございますので、ぜひ、そういうことも踏まえて、今後とも産業の振興についてもしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で13時15分より再開します。午後1時15分より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時15分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き議事を再開いたします。

午前中、野瀬議員の一般質問の中で、執行部の答弁で一部訂正があるという申出がっております。発言を許可いたしますので、平田子ども課長、よろしくをお願いします。

○子ども課長（平田 栄一） それでは、野瀬議員のほうから、地域への説明会に対するホームページの掲載についての質問がありました件で、私のほうが「失念しておりました」という発言をしましたが、訂正のほう、したいと思っております。

この件につきましては、久留米市教育委員会のほうから、大刀洗町ほか小郡市、朝倉市のほうにもですけれども、10月14日と10月16日に行われました久留米生涯学習センターと久留米シティプラザでの説明会につきまして、各市町でのホームページに掲載していただくように依頼文が9月5日のほうにあっておりました。それで、9月の21日から10月16日まで、大刀洗町におきましては町のホームページのほうに、その件につきまして掲載しておりました。

それで、今現在につきましては、小郡市、朝倉市、本町におきましても既に、もう開催が終わっておりますので、この件につきましてはもう削除している状況でございます。今現在、久留米市教育委員会並びに三井中央高等学校のホームページにその件がまだ載っているんだというふう

に推測いたします。

なお、大刀洗町、町内でのこの件につきます閉校に関する説明会につきましては開催されてお

りませんし、また今後も開催される予定はないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） そういうことで、答弁の訂正がっておりますので、よろしく願いをしておきます。

それでは次に、9番、古賀世章議員、発言席からお願いいたします。

なお、古賀議員より資料の配付の申出がありましたので、許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、9番、古賀世章議員、発言席からお願いいたします。古賀議員。

9番 古賀 世章議員 質問事項

1. 農業用ため池浚せつ事業の進捗と課題は
2. 農業用ため池の耐震調査業務の成り行きは

○議員（9番 古賀 世章） 議席番号9番の古賀世章でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、住民主体の住みよい安全で安心なまちづくりを目指してという観点から、本日は以下2点につきまして質問を行います。

1つ目は、農業用ため池浚せつ事業の進捗と課題について、2つ目は、農業用ため池の耐震調査業務の成り行きについてでございます。

なお、質問は、議事を効率よく進めるために、今回は大項目ごとに行いたいというふうに思います。

それでは、まず第1点目の質問でございますが、ここ数年、国内各地では、地震や台風、そして過去に例のない集中豪雨などによる自然災害が多発しております。当町内でも、豪雨などによる河川の氾濫や浸水被害、さらには農業災害などが例年発生していることは、御周知のとおりでございます。

このような状況の中で、当町では、防災重点ため池に指定されております7か所のため池、これを令和6年度末までに全てしゅんせつする計画で、本年度は既に3か所、東本郷の温水、それから山隈の中島ため池、そして下高橋の中島ため池のしゅんせつ工事に着工されております。この件に関しましては、この事業に関しましては、高く評価をするものでございます。

しかしながら、現地を確認してみますと、工事が計画の工程表どおりに進んでいないような感がありまして、本当に工期どおりに完了するのか、一抹の不安がございます。

そこで、現在の進捗状況や課題、そして今後の対応などにつきまして、以下4点についてお尋ねをしたいと思います。

まず（1）番でございますが、工事の工程表に対する現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。計画どおりですか、それとも遅れているんですか、お答えをお願いしたい。

次に2番目でございますが、工事が計画どおりに進んでいないとしますならば、その理由は何か。何か予期せぬ事態でも起きたのかどうか、この辺も確認させてください。

続いて3番目でございますが、今後、何らかの形で工事はスタートするかと思うんですが、この工事の進捗に影響を与えると考えられる課題はほかに何かないのかどうか、あれば具体的にお答え願いたいというふうに考えます。

そして、最後の（4）番目でございますが、厳しいようですが工期はですね、契約の令和5年、来年の2月28日までには完了させることができるのかどうか。そのために何か挽回策か何かをお考えであれば、お答え願いたいと。

以上4点でございますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員質問の農業用ため池浚せつ事業の進捗と課題について

答弁をいたします。

まず1点目の現在の進捗状況についてでございますが、今月1日時点で、工程表に対しまして10日から15日程度、遅れが出ている状況でございます。

次に、2点目以降の質問につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 2点目以降の件についてお答えいたします。

工事が計画どおりに進んでいない理由でございますが、仮設道下の堆積場に対し、固化材を添加して、ダンプの荷重に耐える強度を出す必要がございます。しかし、当初予定していた固化材料では現状の土質に対して強度が出ないことが、試験の結果、判明しましたため、添加剤の量を増やした場合で再度、試験を行っているところでございます。再試験の日数に15日程度要するため、その分の日数が遅れている状況でございます。

3点目でございますが、進捗に影響を与える課題はほかはないのかということですが、天候の影響を懸念しております。工期の設定には降水確率を加味して設定しておりますが、例年以上の雨が多いと作業日数が減ってしまうことにはなります。

4点目でございますが、工期は契約の2月28日までに完了するのか、また何か挽回策は考えているのかということですが、当初の工期は若干の余裕を持って設定しておりましたが、それでも、現段階で工期中に完了するのは、結構厳しい状況にはなっております。現在の遅れている分を、この後の作業で取り戻すように、業者とですね、密に連絡を取り合いまして、協力しまして、できる限り予定の工期で完了するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。

再質問あれば、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁、ありがとうございました。

それでは引き続き、1つずつ、確認をさせていただきます。

まず（1）番の工程表に対する現在の進捗状況でございますが、町長の御答弁では、10日から15日ぐらい、遅れているというふうなお話でございました。

しかしながら、私も先日もちょっと現場を見に行ったんですが、お手元にお配りしております上のほうの写真、これは、これは11月の27日に撮影したものでございますが、これと全く変わらない状況でございます。もう、このときよりは既に半月は遅れております。

こういうことから考えて、実際に工程表というのを先日の9月の22日に、これは下高橋の公民館で住民説明会があったときの工程表でございますけれども、これからいきますとですね、もう既に1か月半ぐらい遅れとるなというのが正直なところでございます。

細かくいきますと、まだ伐採等が全て終わっていない。特に南側の西のほうなんですけど、ここは、ヨシがまだ生えたままという状況です。そして、仮設道路は本来ならば11月の頭からなんですけど、もう既に1か月以上、1か月と10日、遅れております。仮設道路ができないもんですから、地盤改良は全くできないということになります。

したがいまして、ちょっと町長には申し訳ないんですけども、現状をもう少し認識していただいて、最低でも1か月は遅れておると。まあ、よく詳しく見るなら1か月半は、遅れておるのだらうと思いますが、この件、どうですか。再度認識、工事の遅れの認識について御確認をしたいと思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

現課のほうからは、先ほど答弁申しましたとおり、10日から15日程度、工期が遅れているというふうな報告を受けておりましたので、改めて、議員の御指摘も踏まえてですね、再度、そこはきちんと、工期の遅れも含めて、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいま町長のほうから、改めて確認するというございましたので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、それに関連しましてね、この工事のその工程表に対する納期管理、業務管理というのがどういう形で行われているのか。ちょっと細かいようですけども。普通、民間会社でしたら、1か月から1か月半も遅れるとこれはもう、経営課題なんかに乗るわけです。だけど、こういう状況なので、まあこれは担当課のほう詳しいかと思うんですが、業務管理、納期管理がどのようにされておられるのか、この辺をちょっと確認したいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

工程表に関しましては、町のほうでつくっておりますので、業者のほうがこの期間でできるというふうに出してきたものではございませんので、ちょっと業者の責任とはちょっと、工程表に関しては違うと思いますので。町のほうで、工程表のほうは作成しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ちょっと今の、私の質問に対するお答えにはならんかなと思ったんですけども。

例えば役場をつくろうが業者がつくろうが、どなたがその、工程管理といいますか納期管理と申しますか、それをされているのかというのが、私の質問でございます。よろしくお願ひしま

す。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 町の担当部署と業者のほうで、そこは綿密に打合せをして行っております。

工程表に関しましては、先ほど答弁でもおっしゃいましたとおり、固化材の泥と水分の影響で、そこが固まらなると固化材の量がはっきりしないということでしたので、当初うちが思っていたメーカーの表示の数字より、植物性の腐敗度とか水分量が抜け切らなかったということで、現在遅れているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） どうも私の質問の真意が伝わっていないのかなというふうに思うんですけれども。

はっきり言いますと、管理監督者は何をやってんですかということなんですよ、質問の意味は。したがって、町でちゅうか、ある課でこういう計画をつくったならば、その上には係長さん、課長さん、まあ部長さんかどうか知りませんが、おられるんで、その方はどういう納期管理とかです、例えば1か月遅れたら、こういうサジェスションを出すとか、それをどなたがやっているんですかということをちょっとお伺いしたかったんですけれども。もしやってないならやってないで結構ですけど、そこをお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

この工事に関しては、どういう工程会議をどういうメンバーで行っているかというのは、ちょっと私自身確認しておりませんので正確にはならないと思いますが、通常、町で工事を発注する場合は、その工事を発注した部署の担当者や係長、課長等も含めて工程会議を請負業者と行いながら、それぞれの進捗状況に合わせて、今のどういうところまで行っているのか確認しながら作業を進めているのが通常でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ただいま町長から一般的な話はされたんですけど、やっぱり、今回4億5,000万も使うて工事をやるわけです、これはもう遅れは絶対に許されないわけですよ。国から、ないしは県からの補助なんかもありますので。もうちょっと真剣に、こういうところの納期管理というのは、やはりやっていただかんといかんではないかと思いますが、どうでしょうか。最後にそこだけ、答えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） その点につきましては、こちらとしましても、なるべくもう業者と協力して、連携しまして、なるべく工期には終わらせるように努力をさせていただきますが、ちょっと万が一、ちょっと、それでも厳しい場合は、またそのときは、議会のほうに、全員協議会でもお諮りさせていただくようにはしようと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございます。まあ、力強い御返事だったので、これはもう、前向きにですね、進めていただきたいと思います。

それから次2点目の、工事が計画どおりに進んでいない理由というのが、御答弁では、地盤の改良工事ちゅうんですか、これのときに使う土を固めるような配合ができなかったというふうなことでございますが、こういうやつの検討というのはもう事前に普通はされるんですよね。そしてから、工程図なんかを作られるというふうに理解しておるんですけども。

また、工程表では、仮設道路を造って、そして地盤改良、そして掘削、運搬、処分というふうな計画になっとるんですよ。今頃、何でその仮設道路も造らんのに、何で地盤改良の配合検討を今頃されるのかというのをちょっとよう分からんのですけどね、ここをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

まず、しゅんせつ土を運ぶ際に、仮設道が必要になってきます。仮設道を通るダンプが10トンダンプでございますので、それなりの強度が必要になってきます。まず、その仮設道の下の強度を出すために、改良剤をまく必要がございます。そこでちょっと今回、その強度が足りなかったというところで、現在再調査に今出しているというところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 成り行きの話は分かりましたけど、この先ほど申しましたように、この工程表と今、逆のことをされておるということですね。この工程表は、仮設道路を先に設置した後、まあこれは20日間でやるような計画で、その後、地盤改良が11月の20日からというふうになっとるんですけど、逆になっとるわけです。ちゅうことは、この計画には瑕疵があるということなんですか。ちょっとその辺はどうかなと思ひまして。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時38分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

それでは、執行部、答弁をお願いします。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

仮設道路の設置につきましては、仮設道の下での固化剤の調査も含めたところで工程が入ってまして、地盤改良工のところは仮設道以外のしゅんせつするしゅんせつ土に対する地盤改良工となっております。別々に硬さが違いますので、この辺に関しましては同時に調査に出して同時に進行しているところで、これで間違っておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） どうも今の御説明では合点がいかないといえますか、納得性に乏しいような気がするんですが、仮設道路設置と地盤改良工事は組合せということですか。どうなんですか、そこは。もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 仮設道と改良工のしゅんせつ土に関しましては硬さが違いますので、仮設道の下での泥に対しては170キロニュートンの硬さが必要だと聞いております。

で、しゅんせつ土に対してではそこまでの硬さがないので、仮設道路の設置の中に仮設道路の下の改良も含んだところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 今何となくわかったような感じですが、そうしますと、この工事工程表に若干の瑕疵があるということですね。あの仮設道路の下の地盤改良工ちゅうのは同じタイミングで計画しとかにやいかんということじゃないんですか。どうなんですか、そこは。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 仮設道の下での土壌改良としゅんせつ土の土壌改良につきましては、こんな同じタイミングで出したほうが、そちらのほうがちょっと都合がよろしいということもありましたけど、この工程表ももうちょっとその辺のことを詳しく書いていく必要があったとは思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） やっと今理解することができました。本来なら、課長にいうのも何

なんです、これコンサルタントかなんかに頼まれてこういう設計されたんでしょーと思いますけれども、やはりコンサルタントに対してこれ瑕疵があるということをはっきりお伝え願わんといかんのかなという気もいたします。まあこの辺はまたお願いをしときます。

ということで、工事が計画とおりに進んでないというのは、そういう泥ちいうんですか、汚泥を固める、こういう技術がなかったと言わざるを得ないかなというふうに判断をいたします。

ところで、今までのその返答で、汚泥を固める配合設計はもう確立したんでしょーか、どうなってますか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 検査の結果が出たかということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員、もう一度。再度お願いします。

○議員（9番 古賀 世章） ちょっと私の質問の仕方がまずかったかなとも思いますが。配合設計が確立したということは、狙いとする結果が得られたかどうかというのは、当然配合を幾つかつくって、その175ニュートンか200ニュートンか知りませんが、それがきちんと目標どおりの、設計目標が得られたらその時点で配合はできましたという話になると思うんですよ。それがどうかというのを私は質問しているところなんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁お願いします。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

現在調査に出しておるところでございまして、近いうちに調査の結果が上がってくると思われます。上がって来次第、改良業者は決まっておりますので、なるべく早急に改良工事に取りかかりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 努力には感謝いたしますが、現時点ではまだ配合設計は確立していないということですね。今から何日か後に結果が来るということであれば、今まだテスト中というんですか、評価中ということでしょうか、それが来て初めて配合が決まった。そして工事に移れるというような形になるでしょうか。

それで、もう一つそこで疑問が湧くのが、私が耳にしたところでは、この汚泥を固める配合をつくるどころが1か所しかなかったというふうなことなんですけど、最初は2、3か所に何かその検討を出すような話も耳にしとったんですけど、その辺はいかがですか。本当に1か所にもう任せきりにされてたのかどうか、その辺をちょっと確認したいんですけども、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり改良ができる業者の数がなかなか少ないということでしたけど、

今回なるべく急ぐ必要がございますので、1つの業者に2班体制で改良作業に当たってもらうように、今計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） どうも私の真意が伝わってないような気がしますけれども。配合設計を頼むのに1社でしょうというのが私の質問なんです。何で2社とか3社とかにお願いができなかったのかと。そうすれば、やはり会社が違えば配合技術も違いますし、結果としてもABC3社あるならば、例えばB社のが一番目標に近かったとか、結果的にその時間も短くなるんじゃないかと思ったから質問したんですが、その辺、その1社にしか頼まずに、それを同じ会社の中で何か知らんけどその二つの課か何かに分けてテストをさせるというようなことをみたいですけども、ちょっと意味合いが違うかなと思ひまして。

そこで、1社に絞った理由だけでも結構ですけども、もう一度お答えしていただけないか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

こちらに関しましては、工事を請け負った業者のほうを探してくるようになっておりまして、土壌の調査の件ですね。そちらのほうは業者のほうを探してくるようになりまして、やはりなかなかちょっと業者のほうがつかまらないということで、申し訳ありませんがちょっとこのような結果になっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 状況は確認できましたけれども、やはりこういうやつについては、できるだけ時間を短くするためには、頼むのはそんなに金がかからんし、やっぱり時間が長引くことが逆に問題なものですから、今後の検討にはぜひ適用していただきたいと思ひます。

続いて3番目の件ですけども、御答弁では天候に左右されると、やはりその工期がまた長くなる可能性はあると。これはもう本当にそうだろうと思ひます。

御存じのように、下高橋の北部開発事業がもう既にスタートしておりまして、上流部の水路の工事、改修これがもうもう始まっております。したがいまして、今からですから春先になるかもしれませんが、雨天時には今まで以上に雨が降れば雨水が流れてくるということになりますので、やはりこれはしゅんせつ工事に影響は出てくるんじゃないかなるか。まあこれは天候に左右されますからある程度は仕方がないのかなという気がします。

これ以外に私が心配しとるのは、しゅんせつした残土、残土がありますよね。どれくらいあるか御存じですか。もし御存じならお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えします。

残土は下高橋の中島ため池に関しましてが9,000立米、温水ため池が約3,800立米、山隈が約1,400立米ほどとなっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 今お答えいただいたにほぼ近い数字でございます。私も自分なりに計算しましたらトータルで1万4,300立米あるんです。これをを重量のトンに換算しますと2万4,000トンになります。これを70日間くらいの工程で処理するというふうになると、1日に350トン処理せにゃいかんわけです。そうすると、ダンプカーの10トン車に換算しましても約35台分あると。本当にこの毎日35台も出るとにですよ、どこに持っていくか知りませんけれども、まずどこで処理するのか。処理する業者は何社あるのか、そこら辺からお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えします。

ちょっとあの残土処理業者については、まだはっきりと決まっておりません。はい。決まっておりますが、期間内で終わらすように努力いたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） びっくりしました。今の時点でまだ業者が決まっとらんのですか。

本来ならもうこれは12月の、当初の予定では1日から搬送するようになってるんですよ、計画では。まあ計画に瑕疵があったら言えばそれまでですけども。やはり計画は計画ですから、それよりも10日も遅れて、いまだに業者が決まっとらんちゃどういことですか。そこをもうちょっとお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 当初の計画から、残土処分業者も業者のほうが見つけてくることになっておりましたので、ちょっとうちのほうではそういう残土処分業者は探しておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 何かその仕事のやり方が疑われるような感じなんですけど、何もかもおんぶにだっこというわけにはいかんでしょう、こういうきちんとした工程表があるならば。だから、先ほど誰がこの工程表を納期管理チェックしてるんですかということをおし上げたつもりなんです。いまだに業者が決まらんならどうするんですか。お答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） そこは、まあ業者のほうもまだ大丈夫なところで考えておると思いますが、町のほうもその辺に関しましては協力して、業者と打ち合わせて、その業者についても探していくようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 私がその今まで耳にしたのは、大体2社ほどあったということで、1社は浮羽郡じゃなくて田主丸のほうかな。そうするともう1社は佐賀県の鳥栖のほうというふうに聞いたけど、鳥栖のほうはどうも土がまだ性能的に駄目だということで、結果的にはその浮羽のほうかなというふうにしとったけど、それも決まっていないということですから、どうなんですか。その辺の成り行きがもし分かるなら教えてください。ないなら、もうないで結構ですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

古賀議員が言われてある業者のほうは、うちのほうも把握しておりますが、あくまで業者のほう町に報告するというようになっておりますので、決まり次第、業者から町のほうに報告があるということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりましたけど、やっぱり業者が来たら聞いてあげるじゃなくて、自分から出向いて情報を取るというのがもう今の時代だと思うんです。そういうところは前向きに進めていただきたいと。これがまだ計画のアヘッドといいますか、計画よりも早く進んでいるなら私も何も言わんけど、遅れてるんですよ。それを悠長なことを言って待ってどうするんですか。自分から出向いて情報は取るということでやっぱりやっていただきたいというふうに感じます。よろしくお願いします。

そして、最後の4番目の工期は2月28日までには完了するかということでございますが、今の状況ではかなり厳しいかなと思います。しかしながら、まあ課長が努力するというふうなことでございまして、あんまりわあわあ言うわけにはいかんもんですから、これはできるだけこの契約納期の2月末にはミートしていただくということでお願いをしておきます。

ということで、私の1番目の質問を終わります。

あら、時間がオーバーしちよるな、これは。

次に2点目の質問でございますが、本年度農業環境整備費に農業用ため池の耐震調査業務委託

費3,602万5,000円、これが計上されておまして、本年度は甲条の屋敷付ため池、下高橋の中島ため池、東本郷の琵琶ため池と温水ため池、この4か所を対象に自主的な評価が行われるものと認識をしております。

これらの調査はため池に水が溜まっているときはできないということから、落水後に速やかに着手するという御説明であったように思います。しかしながら、どうもこの業務も一向に進んでいないように思われます。一体どのようになってくるんじゃないかとということで、改めましてこの業務の本来の目的やこの業務の成り行きなどにつきまして、詳しくお尋ねをしたいと思います。

まず(1)番目でございますが、再確認を含めましてお尋ねします。

耐震耐性調査の目的と、どのような項目を調査されるのか。

2番目が今回の調査された結果は今後どう生かされるのか。

そして3番目に、これが一番大事なところですけども、本年度の財政措置と予算の執行状況はどうなってくるやろうかということです。これにつきましては、2月の合同委員会や3月の予算委員会で質疑を行いまして、議会では予算を承認していたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして4番目ですが、この業務が進んでないようですが何か問題があったのか。もしあったならば具体的にお答え願いたい。

最後に5番目ですが、今後この業務はどのように展開をされるおつもりか。

以上、5点につきまして御答弁をお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。中山町長。

○町長(中山 哲志) それでは、古賀議員質問の農業用ため池の耐震業務の成り行きについて答弁をいたします。

まず1点目の耐震調査の目的と調査項目についてですが、この調査の目的は、農業用ため池の多くは貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震による決壊の危険性があることから、令和2年10月に施行されましたため池工事特措法により、全ての防災重点農業用ため池において決壊した場合の影響度を踏まえ地震耐性評価を実施し、防災工事の必要性を評価するものでございます。

調査項目につきましては後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、2点目の調査結果の活用についてですが、今お答えしましたとおり、ため池防災工事の必要性の判断と設計の基礎資料として使うことといたしております。

次に、3点目の本年度の財政措置と予算の執行状況についてですが、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、今年度当初予算で3,602万5,000円を予算措置していただいておりますが、現在までには執行できておりません。

次に、4点目の業務が進んでいない理由についてですが、当初この調査は令和6年度に調査を行う予定にしておりましたが、昨年地元のほうから事業の前倒しの要望があり、福岡県に相談しましたところ、もう既に要望があった時点では令和4年度要望は締め切られておりましたが、本年中に追加要望調査が行われる可能性があるということでしたので、もし追加の要望調査を行われた場合には速やかに事業に着手できるように議会のほうにもお願いしまして、当初予算で計上をさせていただいたところでございます。

しかしながら、結果としてこの追加要望調査が今年度ございませんでしたので、今時点で実施ができてないところでございます。

次に、5点目の今後の展開についてですが、もう既に県のほうには採択申請を提出しておりますので、順調に行けば今年度末に採択され、来年度から実施する予定となっております。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 調査項目ということですが、防災重点農業ため池及びその周辺の地質状況等をまず調査いたします。で、農業用ため池の堤体の滑り破壊及び浸透破壊に対する安定性、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震による農業ため池の決壊の危険性をそれによって評価いたします。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。

それでは再度一つずつ確認をさせていただきます。

まず1番目の目的と調査項目ですが、これは先ほど町長から御答弁がありましたようにほぼ理解することができました。ありがとうございました。ただ1点ですが、ボーリング調査なんですけど、どれぐらい掘って具体的に何を確認するとですか、調査するのか。ここはちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

現在どれぐらい掘ってという資料が手元にはございませんが、まあそれによって液状化の調査とかをすることと、こちらのほうはか理解しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 大体分かったんですけど、またボーリング調査のところが具体的に分かった時点で教えてください。お願いいたします。

それから、2番目の調査した結果はどう生かすかということも、先ほどの御答弁で行政の判断

だというふうなことでしたので、これは理解できます。

問題は3番目の予算の件なんですけど、これが先ほどの町長のお話では、もう申請したときは県が締め切ったようなお話でしたけれど、もうちょっと具体的にそこを御説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

町長の答弁とちょっとかぶりますが、もともと令和6年度に調査を行う予定としておりまして、下高橋の地元のほうからなるべく早くしていただきたいということで、県のほうが令和4年中に追加の要望調査があるかもしれないということで、もし予算がすぐにつけば、工期の関係もありますので、すぐにでも工事に入れるように当初予算を組ませていただいていたところでございます。

ただ、現実追加要望調査がございませんので、ちょっと事業に着手することができない状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 何かいまいちすきとこんのですけれども。ただいまの御答弁は下高橋からという話でしたけれども、実際に予算の3,600万は、下高橋の中島ため池を含んでほかにまだ3つあるわけです。だから、その辺との関連が今度はまた崩れてくるんじゃないですか。

だから、下高橋は言ってきたけど、そのほかの東本郷とか、例えば山隈は言ってきてないとか、その辺がよくわからんのですけど、その辺の関連はどうなってるんですかね。よく見えませんけれども。もしお分かりなら御説明ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） ほかのところからは、する要望自体はあっておりません。はい。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 要望があっていないというのはまたおかしい話で、じゃあ下高橋はあったから下高橋は入れました。じゃ、あとの3つは要望もないのに3,600万の予算の中に入れたということですか。その辺がどうも整合性が取れませんもんですから、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 今回、4つのため池をセットで国に申請しまして予算を組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） どうも話がかみ合っていないと申しますか、まあいいです。だから課長が説明したように4つ組んだちゅうそれは、じゃあ前提条件って言いますか理由は何でしょうかね。下高橋は分かりました。言うてきたけど、言うてきたときに県に申請したらもう締め切ったというふうな感じなんですけど、それは事実は事実としてそうでしょうから。そのほかのところは何ですか。名前を上げると言ってくるのかこんとかそういう話じゃないんでしょう。何でほかは、じゃあ3つは上げられたんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後2時06分

.....

再開 午後2時13分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き議事を再開いたします。

先ほどの古賀議員の質問に対して執行部の答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

ちょっと質問の意味をはき違えておまして、なぜこの4つのため池を申請したかということですね。はい。これは優先度が高いため池4つを県と協議しまして申請しております。

例えば、琵琶ため池、温水ため池は国道322号線に近いということの理由で、中島ため池については県道53号線に、幹線道路に近いということ、屋敷付ため池につきましては、劣化状況評価の結果が悪かったということで、この4つのため池を耐震豪雨調査に上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ありがとうございます。まあその点は、実は私もそこ調べとったんですよ。だから、大きな道路があるところはちゃんとやんなさいと。そうすると甲条のため池は前年の目視調査ではありますけど、あれでちょっと漏水があったというなことで、それも対象にすると。だから当然そういうところはお分かうだろうと思って私は質問をしたつもりやったんですけども。まあ、ありがとうございました。

そういうことで、とりあえず予算の措置ができなかったということですね。したがって本年度は間に合わんということですか。そこがちょっと引っかかるんですけど、どうなんですか。別に県からお金もらわんでも、うちで自腹切ってやるちゅうわけにはいかんでしょうか。その点ちょっと確認したいんですが、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

今回のあの調査に関しましては国から100%費用が出る事業となっております。100%事業費が出る事業を町単費で行うということに対しては、なかなかちょっと理解が得られないのではと思いますので、町単費でやることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 確かに100%来るのをみすみすみつぶるちゅうともいかなものかと思いますが、必ずしも今回3,600万使って4つのため池を工事する必要性ちゅうのは、今の状況からいくとないのかなという気もします。町長、どうでしょうかね。下高橋のため池でしたら1,000万ぐらいでできるというふうな話もあるんですが、自腹を切ってやるというふうなお考えはないでしょうか。よければお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの担当課長の答弁と重複して恐縮でございますけれども、やはり補助事業がある事業については基本的に補助事業を優先で、そして単費の持ち出しをなるべく少なくして、それを単費でしかできない事業に充てるというのが財政運営の基本だと考えておりますので、議員御指摘のところは気持ちとしてはよく分かるんですけれども、今後の財政運営を考えたときに、それはちょっと厳しかろうと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。まあ町長の腹の中も分らないでもないんですけれども、そういうことであれば本年度はちょっと目つぶらないかななど。けれども、来年度はぜひ間違わんごときちんと対応していただくということをお願いいたしまして、ちょっと時間がかかりましたけど、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで古賀世章議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、8番、東義一議員、発言席からお願いします。東義一議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. マニフェストの進捗状況について
2. 地域おこし協力隊員について

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので質問通告に

沿って、1番目に、マニフェストの進捗状況について、2番目に、地域おこし協力隊員について、以上2点につき、それぞれ小項目ごとに順次質問をいたします。

まず大きな1番、マニフェストの進捗状況についてでございますが、これは町長が就任時にマニフェストとして挙げられている件でございますけど、私のほうからは、新たな挑戦という形で町長のほうが上げられておる防災力の強化、交通弱者対策、それと地域で経済が循環する仕組み、それとほかに担い手とか、空き家対策等がございますが、今回は防災力強化の現状と課題及び対応策について、それと交通弱者対策、これはのりあい定額タクシーの現状と課題及び改善策、3番目に地域づくりで資源回収ステーションの現状と課題について、それと4番目に、職員の人材育成と能力開発の現状と課題と対応策について、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、防災力強化の現状と課題及び対応策についてお尋ねいたします。

これにつきましては議会報告の中でも防災行政無線の実証実験のときも含めて、外にいても聞こえないところが多かったとか、それとかいろいろ住民の声も頂いておりますし、この防災力強化については、今日まで各議員が一般質問の中で町長のほうにお尋ねしているところでございます。

私のほうとしては、今申し上げました防災力強化の現状と課題及び対応策についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問のマニフェストの進捗状況について答弁をさせていただきます。

防災力強化の現状と課題及び対応策についての御質問でございます。

防災力の強化では、菅野橋をはじめ災害復旧や鶴木川の整備、床島地区の内水排除に向けた調査や流域治水の観点から、ため池のしゅんせつ工事に着手するとともに、運動公園のグラウンドを再整備をいたしております。

国・県の事業では、小石原川合流地点の筑後川のしゅんせつや小石原川、大刀洗川、陣屋川の災害復旧や護岸整備のほか、陣屋川では有本橋の架け替えが竣工し、猪ノ本橋の架け替えが今佳境に入っているところでございます。

また消防団に、内水排除用ポンプ等の資機材を配備するとともに、機能別消防団員制度を創設したほか、防災士の育成を支援、避難所機能を強化した中央公民館の大規模改修や防災備蓄倉庫の整備に取り組んできたところでございます。

さらに、ハザードマップを改定し全戸配布したほか、防災ラジオの貸出し対象の拡大や、新たにテレビのdボタンやラインを活用した情報発信や屋外防災無線の整備に現在取り組んでいると

ころでございます。

また、近年の地球温暖化に伴いまして激甚化する大雨や台風災害により、当圏域では昨年まで5年連続で大雨被害が生じるなど、これまでの河川やダムの整備だけによる治水対策だけでは一定の限界がございまして、これまでの治水対策に加えまして、流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進が大きな課題となっており、現在、国や県近隣市町村とも協議を進めているところでございます。

いずれにしましても、今後とも住民の皆様の生命と財産を守るため防災力の強化に取り組んでまいります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長から現状という形の答弁を頂きましたけど、町長がやってこられて、その中でいろんな課題等もあったかと思うんです。そういったことについて、課題について取り組まれている事案もあるかと思えますけど、その点についてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、現在の大雨の降り方というのが、これまでの常識では考えられないような規模や頻度で日本列島各地を襲ってございます。当地域でも、当圏域でも昨年まで5年連続で大雨災害が起こっておりまして、従来のダムや河川整備だけではなかなか難しいということで、先ほども申し上げましたように、流域全体でその治水をどう考えるか、流域治水というのが大きな課題だというふうに認識をいたしております。

ただ一方で、流域治水を進めるに当たってはどうしても上流域・中流域・下流域で利害が一致しない場合もございます。そこら辺は調整しながら、今、防災力の強化に取り組んでいるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長から回答は頂いたんですが、午前中に、高橋議員あるいは平田議員のほうからも防災関係についての質問があったわけなんですけど、一つ私がお尋ねしたいのは、防災行政無線整備工事が午前中の説明では、12月の段階では80%の整備が終わっているという総務課長の答弁でございました。

それで、防災行政無線については今までいろんな事案等がありましたけど、令和4年度に完成するという事なんですけど、先ほど申しましたように、防災行政無線の実証実験の折には、外にいても聞こえない。また、こういうことであればを雨とか台風の場合はなおさら家にいた場合とか全然聞こえないというふうな状態というのが、議会報告の中での意見なり提案という形で伺っております。

それで、それに関連して、以前、町長のほうからも緊急告知防災ラジオという形の話が今まであったと思うんですけど、これが令和元年度に500台、それと令和2年度に500台は追加購入されてあるわけなんですけど、合計1000台です。これもの他の議員からの一般質問でございましたけど、これにつきましては、区長とか民生委員とか、それとか福祉施設とか、今121台。それと、年齢的に65歳以上の独居の高齢者の方とか、障害者の方とか、避難行動要支援の方とか、そういった方については無償で対応されてあるということなんですけど、現在、1,000台あったのが121台はいろいろされて、実際残りの防災ラジオについては防災倉庫のほうに保管されてあるのか、それとも役場のほうで保管されてあるのか。宝の持ち腐れの感じが私はするんです。

そういった形で防災行政無線が設置されますけど非常に聞き取りにくいとか、そういうときに防災無線の用途を十分果たせないことが今後起こり得るということも考えられると思うんです。

そういった形で、防災ラジオの利用方法を限定的にされてありますけど、そここのところを幅広く活用という形のお考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の点は音達調査の結果で、聞こえづらいとか、あるいは、当然ながら台風とか雨天時にはなおさら聞こえづらいんじゃないかということを中心に心配する声がある地域のほうから上がっているということだろうと思います。

その中で今後どう進めていくのか。この災害時の情報伝達手段については、どうしてもその得手不得手というか、それぞれの手段に得意な分野と苦手な分野がありますので、一つの手段だけで全ての方に迅速に正確な情報が届けられるかという、なかなか厳しいものがございます。なので、幾つかの手段を組み合わせることで確実にお届けする必要があるだろうというふうに思っております。

これまでも議員から御紹介がありました防災ラジオであるとか、あるいはいろんなエリアメールであるとか、今でしたらテレビのdボタンあるいはLINE等におきましても災害時の情報を伝達しているところでございます。

で、議員から御指摘がありましたその緊急告知防災ラジオの件ですけれども、これは先ほど午前中、担当課長のほうから答弁いたしましたとおり、今回の屋外行政無線の整備に合わせまして、聞こえづらいところとか当然出てまいりますので、その点も踏まえて貸出し対象の拡大について検討をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁を頂いたわけなんですけど、議会報告の中でも防災ラジ

オの貸出しというんですか、そういったことももっと周知したらどうかという住民の御意見もあったんです。だから、そういった形で私は申し上げているのは、防災ラジオは概算して1,000台を確保してるよと。そして必要なところには貸出しをしてるよということは、もういいことだと思うんです。

だけど、やはりそういったふうな住民の方では、3,000円も出して購入したくないという住民の方もおらっしゃると思うんです。そういったこともやはりアンケートというか、また広報等で住民にはやっぱり十分周知徹底を図るべきじゃないかというふうに私は考えております。

それと、先ほども質問しました防災行政無線なんですけど、来年の2月ぐらいに完成して、3月にはいろいろテストとか、周知とかそういったこともあると思うんですけど、そういったこともやはりもう住民の方には詳しく、やはり極端にはもう各集落回って、防災無線を設置しますよというふうな説明は各行政区でされてあるんですけど、今度は完成した場合にこういったことになりますよというふうな周知というか、そういったものが必要じゃないかと思えますけど、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 緊急告知防災ラジオについてのPRというか、周知という点の点でございます。防災無線が出来上がったときの住民の皆さんへの周知という形でございますが、防災無線につきましては区長さん等も使われることもございますので、そういったマニュアル等をつくった上で、各区には区長さんに御説明して、その後、住民の皆様へは、できたということはホームページや広報等にも載せたりして周知を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） これは町長のマニフェストの新たな挑戦の一つという形になっておりますので、そのところは町長の顔を立てるわけじゃないんですけど、やはり住民の生命・財産を守るためには、やはりこれもかこれもかというふうな広報周知をお願いしたいと思います。

2番目の交通弱者対策のりあい定額タクシーの現状と課題及び改善についてお尋ねをいたします。

これについても今までの議員からの一般質問の中でも数多く寄せられているというふうに私は記憶をいたしております。

それで、第5次大刀洗町総合計画施策の公共交通の整備にありますように、高齢者や自力での移動手段を持たない交通弱者の方の買物や通院等の日常的な手段を支援するため、町内を巡回する効率的なコミュニティバス等の検討をするということで、令和2年度の2か月間、それと令和3年度の時刻表型バスと予約型バスの2種類での運行。その後、予約型のみ運行方法を変更しな

がら今日まで至っているというふうに私は思っております。

それと、令和4年度になりまして、そういった運行方法を試行運転をされながら、今年の7月1日から新たにひばり号のりあい定額タクシーという形で運行が開始されております。これについて、先ほど申しました交通弱者対策の先ほど申しましたのりあい定額タクシーの現状と課題、また改善策等が3年間試行運転やっつけられておりますし、最終的にはのりあい定額バスという形になっておりますので、その点での現状と課題についてと、改善策等があればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 交通弱者対策の現状と課題及び改善策についての御質問でございます。

交通弱者対策では、引き続き甘木鉄道や西鉄路線バス北野線の維持・確保対策に取り組むとともに、本郷駅及び大堰駅近くに送迎用の自動車待機場の整備をしたほか、移動スーパーへの支援、町内巡回バスの試行運転に続き、議員が御紹介がございましたとおり、本年7月からのりあい定額タクシーひばり号の取組を開始したところでございます。

これまでに取り組んでまいりました交通弱者対策の詳細等につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、東議員の御質問に答弁をします。

マニフェストに基づきました公共交通の対策でございます。

町長就任後からですと、令和元年度に今村天主堂のバス停のパーク・アンド・ライドの看板設置等を行っております。令和2年度から西大刀洗駅のパーク・アンド・ライド利用促進のための看板設置、大堰駅前そして本郷駅前の待機場及び駐輪場の整備等を行っております。

昨年令和3年度は、公共交通施策の方向性を定めた大刀洗町地域公共交通計画、こちらを策定させていただいております。

本年度でございますが、今村天主堂のバス停等のベンチ設置等を行っております。また、大刀洗校区への校区巡回バスの支援のほうを行っております。

通院や買物への交通手段確保対策の取組として、令和2年度より町内の病院やスーパー等への移動手段の確保を目指しまして、様々な形で試行運転を実施しております。

試行運転の結果を踏まえ、令和4年の7月からタクシー事業者と連携したのりあい定額タクシーひばり号の運行をスタートしております。

現状といたしましては、10月末時点、7月から開始しましたものですから、登録者数のほうが304名でございます。校区ごとの登録者数は大堰校区が97名、本郷校区が80名、大刀洗校区が43名、菊池校区が78名、町外登録者は6名という内訳になっております。

現時点でののりあい定額タクシーの課題及び改善策、のりあい定額タクシーについてでございますが、燃料高騰によります問題等もございますが、登録者は増加しておりますが、若年層の登録のほうです。まだやはり少ないということ。また、この少ない原因として、理由、利用時間や運行日、運休などが考えられます。

見直しを検討する仕組みとしましては、こちら、役場の担当係で考えておるものではございません。2つの会議体をもって町の方々の御意見を聞きながら全て進めておるところでございます。

まず地元区長さんや民生委員とで構成された地域生活交通検討会議というものがございまして、こちらのほうで詳細の、より暮らしに近いところでの御検討をいただいております。その上部に交通事業者、国・県・警察とで構成された地域公共交通活性化協議会というものがございまして、こちらで道路交通法であったり、それぞれの立場からいろいろな御意見を頂いて整備をしておるところでございます。

今後も頂いた御意見を、各会議の中でしっかりと協議を重ね、必要に応じて見直しをして、大刀洗町に合ったのりあい定額タクシーの運用にも努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 7月1日からひばり号のりあい定額タクシーという形で運行されてありますが、そのときの説明では、日時は月曜から土曜日、午前7時から午後6時まで、12月29日から1月3日は運休ですと。それと、料金について、通常は1人当たり500円、それと割引料金で300円という形で伺っていたんですけど、10月1日から乗車補助券という形を取られたわけなんです。

そのことについて、どういった経緯があつて500円と300円から、10月1日から乗車補助券という形に変更がなされたのかをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

乗車補助券の件でございます。こちら、登録者数のほうが現在304名ということで、先ほど来、ほかの質問のときも出ましたように、周知が足りないという御指摘を頂きまして、私ども担当の交通担当の係が隔週行政区のほうに、いろんなミニデイだったりとか、いろんなところに向いて説明をさせてもらっているところです。

とはいえ、やはりあの登録者数がうなぎ登りに、マイナンバーのようににどんどん増えていくものではございませんので、その周知の一環として、まあ一度乗ってみてくださいということで企画をしたものでございます。これは登録をしていただけたらその利用券を1回分お渡ししておりまして、往復の利用券をお配りしているところです。乗っていただいて、そこでまた意見を頂

いて、また改良していく。そういった検討をしていくということを今からしていきたいというふうに考えています。意外と会議に来られた方で、乗っていらっしやらない方の意見が結構多いんです。

なので、実際に乗っていただいて、やっぱこれ使いやすかったとか、これはやっぱり使いにくい。金額が高い低い、そういったことを実際体感していただきたいということから、そういうふうに企画をしておるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の答弁で理解はしているつもりなんですけど、そしたら、7月1日からそのとおり500円の料金を払って利用されてある方、それと今、課長の答弁によると、利用者数も登録数が少ないから乗車補助券を出して、利用される方の増員というんですか、それを図りたいということなんですけど、そうなってくると、整合性が若干かもしれませんけど、7月1日に利用しようという方とは登録数が少ないから補助券を出して利用してもらおうという執行部の考え方は分かんわけでもないんですけど、何かそこに一貫性ちゆうですか、そのところを私も地域あれについてはオブザーバーとして出席させていただいたんですけど、議会のほうも全然そういった補助券ということも知らないままに会議の中でぼんと出されたから、何か議会に対する説明も考えつかなかったんじゃないかろかという形と、今私がお尋ねしているように、内容がよく把握できなかつたんです。あくまでオブザーバーとして行ってるので、そのところはやはり議会のほうにでも、こういった方法でやらせていただきますとか、そういった声かけも必要じゃなかつたかと思えますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

議会説明のほうがり足りなかつたのではないかと御指摘をいただきました。こちらの件に関しましてはおわびを申し上げます。今後以降、またそのようなことがあるときは、議会のほうとも連絡をしながら事業を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長のほうからおわびとかそういった言葉で頂いたんですけど、全協とか、9月議会の中の前でも全員協議会とかあったもんですから、そういった協議会等を利用して報告されれば、私も言いたくないものも言わんでいいんです。

ただ、今後そういったことについては、地域振興課だけじゃなくて、ほかの課についても重々お願いしたいと思えます。

それと、のりあい定額タクシーが現在進行形なんですけど、これはあくまで試行という形で捉

えてよろしいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず先ほどの答弁に追加をしたいと思います。説明のほうは9月の補正予算のほうの説明で一度御説明差し上げているところでございますが、今の東議員の御指摘のとおりしっかり説明をしていなかった部分があるというふうに捉えまして、今後から注意をしたいと思います。

それで次の質問でございますけれども、試行運転なのか、実働運転なのかとこういうことでございます。

7月1日から運行しておるものが実際に運行している、要するに試行ではないわけなんです。ただ、この前の質問にもいろいろございましたように、何かその改良したほうがいいことがあれば、都度協議会に諮って乗りやすいように変更していきますというお答えをいつもしております。いつまでが試行で、いつからが本格と、試行と本格をずっと繰り返してきたものですから、皆様の混乱を招いているところでございますが、その何をもって本格運行とか試行運行とかというものではなく、もう実際7月1日からはある程度一定期間きちんとした今の状況で走っているというところでございます。

ただ、年度内、3月をめどに、一応7月から3月までをまた見て、改良するところがあればまた協議して改良していくと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の答弁によると、もう本稼働という形で解釈いたしますが、これを元祖というか、巡回バスも試運転から2年から3年については、予算的なこと言うところとあれなんですけど、2年度は2か月当たりで250万弱だったと思います。それと、3年度にあっては、これは1,200万というふうな予算が計上されておるわけですが、それと4年度にあっては、タクシー関係との絡みもあるかと思いますが、665万6,000円の予算計上をされてあるんです。

それで、概算をすれば4年度も含めて2,000万ほどがこの交通弱者対策の一部として使用されてあるんです。だから、そういった形で、先ほどと戻って申しわけないんですけど、利用者は、登録者が少なかった場合とか、このままずっともう執行部としては、利用者が伸びてくれる。登録者が多いという形を想定されてあると思うんですけど、次年度、5年度については、多ければまた予算の増額とかもあるかと思うんですけど、少なかった場合、今申しあげました約2,000万の試運転という形で、町長のほうも慎重にされたと思うんですけど、今の時期やったら、もう来年度予算の作成に取りかかっていると思うんです。

だから、そういったことも含めて、これはもう3月の予算特別委員会の中でまた出てくると思いますので、その点、今、予算計上にされてあると思うんですが、そこのところは十分検討はされてあると思うんですけど、そこのところをかみ合うようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地域づくり、資源回収ステーションの現状と課題についてを質問をいたします。

これにつきましても町長のマニフェストの新たな挑戦という形で掲げておられるんですけど、資源回収ステーションモデル事業として現在やっておられるんですけど、これはごみの減量化と住民のリサイクル意識の向上、それと。ごみを起点とした地域住民が交流できる場として、地域コミュニティーの活性化につなげることを目的として事業されてあるわけなんですけど、令和3年の1月7日には、本郷ふれあいセンターにおいて資源回収ステーションの開始がなされております。

それと、令和4年の9月17日には、今度は大堰校区のほうで憩いの園、大堰交流センターのほうで資源回収工事という形でされてあるんですけど、それともう一点、ちょっと耳に挟んだのが、大刀洗校区のほうはまだされてないんですけど、大刀洗校区のほうにも、こういった回収ステーションはどうだろうかというお話があったということも伺っております。それで、リサイクル意識の向上やコミュニティーの形成はいいと思ひますけど、本郷の場合はそういった分には3R+Cでされてあるんですよ。

そしたら、大堰の場合は生ごみ回収はされてないということなんですけど、そこ、本郷の3R+Cと大堰校区のやり方というんですか、その点を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域づくりの現状と課題についての御質問でございます。

マニフェストに掲げております地域づくりでは、町の内外の人が交流・対話を深めるつながりの学校を開校するとともに、新たに本郷のふれあいセンター及び大堰交流センターで、議員のほうから御紹介ございましたごみの3Rを起点に、コミュニティーの活性化を目指した社会実験も開始をしたところでございます。

地域づくりに関連しまして、これまで取り組んできた対話の場づくりや町民の皆様の「やってみたい」を支援してきた詳細と資源回収ステーションの取組等については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、マニフェストの進捗状況についての地域づくりの現状のほうを御答弁いたします。

地域づくりの現状としましては、中山町長就任以降、積極的に対話の場づくりを開催しました。テーマごとに話し合うたちあらいつなりの学校PLATは年に4回開催をしております。年度

末に毎年新しいまちづくりフォーラムなどで、まちづくりをテーマにした対話の場を開催しております。

先ほど来出ております公共交通についての話し合い等も、各校区ごとにワークショップ対話形式で行っております、こちら4校区に4回行っております。

なお、人・農地プラン、農業のプランのほうもテーマに、農業経営者、JA、普及所などを交え対話型のワークショップを開催しております。

住民協議会（自分ごと化会議）のほうを開催しておりますが、そこで対応した内容から資源回収ステーション、先ほど来出ておりますMEGURU STATIONのほうの事業が開始されたものだと思っております。

さらに、町民の皆様の「やってみたい」を支援するという事で、公共空間活性化事業補助金を推進し、校区センターなどでやってみたい活動支援をしております。

男女共同参画もちのきの会を推進し、やってみたいワークショップなどに補助制度を設けました。

また、町の移動マルシェさくら市場「かてて」を活性化する事業を行っております。

また、慶応義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗みらい研究所を設立、町職員が町の方を巻き込み、ともにやってみたいを実現するために対話を重ねています。

地域振興課からは以上です。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） それでは、資源回収ステーションの取組ということで、私のほうから御説明したいと思います。

今、村田課長のほうからもありましたように、資源回収ステーションですけれども、住民協議会の中から対話をするという中から生まれたものでございます。

議員のほうからも御紹介ありましたが、1月より本郷のほうで開始しまして、目的2つです。先ほど東議員のほうからもおっしゃっていただきましたけれども、ごみの資源化、それとコミュニティーの活性化ということ、2つの目的で始めたものでございます。

大堰校区です。先ほどおっしゃっていただいたように9月17日から大堰交流センターで改修しまして、こちらは液化装置を除くものとして改修しております。

現在、他校区への展開ということで進めているところでございます。できれば年度内に4校区を進めたいというふうに考えているところでございます。

現在の利用者数等でございますが、本郷で約360人、それから大堰で120人程度の登録がございます。校区センターのほうで、センター長を中心に住民の御協力をいただいて運営をしているものとなっております。

MEGURU STATIONでのコミュニティーの展開ということにつきましては、本郷では多量に収穫されたお野菜を、余ったものとかをみんなにお譲りするというような青空市場や、コミュニティー農園などが開催され、夏休みには学校運営協力員の御協力の下、夏休みの学習室を展開するなど、多世代の交流も行われているような状況でございます。

大堰のほうではアンビシャス広場の子供たちや障害者就労支援施設の事業所ブルースカイさんとの連携を行っておりまして、今後、地域でのコミュニティー活動の展開に向けては、地域活性化起業人を中心に校区センターと協議を進めているという状況でございます。

地域コミュニティーの活性化につきましては、人が集まりそして対話をするということが不可欠であり、今後どのように人が集まっていくかというのが課題となっているところです。地域の方々が主体となり、それぞれやりたいという気持ちが形になっていけるように展開を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 1つですけど、本郷校区にあっては有償ボランティアというふうな形で、校区センターのほうには予算としてつけられたということも伺っているんですが、コミュニケーションの場という形で、有償という形で、現場で聞いたら、最初は交付金額が高額やったと。でも少なくなったという形で、いろいろ聞きよったら、有償だからボランティアをされてある方も中にはおいでになるということも伺ったわけなんです。

それで今、住民課長のほうから説明を受けたんですけど、大堰校区の場合はそういったふうの有償ボランティアというか、コミュニティー関係で予算関係は校区センターにどばつということを出してあると思いますけど、大堰校区の場合はその有償ボランティア的な補助金は行っているのですか、行っていないのですか。そこをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） MEGURU STATIONでのボランティアスタッフの件ということかと思えます。

本郷につきましては、最初に始めたところでございますので、どういった形で持っていくかというところもありましたし、生ごみの処理の施設も置いておりますので、ボランティアを置いてのスタートとしておりました。

大堰につきましては生ごみの処理がございませんので、一定の人を常時配置しておくということもございませんので、ボランティアというスタッフはございません。

補助金につきましては、どのようになっているかというのは地域振興課のほうとなりますけれども、今のところ、補助金をいただきましてもボランティアに充てるとかというところは決まっ

ておりませんので、またそこは今後の申請になっていくのかと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 1つは、本郷校区にあっては、ふれあいセンターにあっては、生ごみ関係は扱ってあるわけなんです。それで、大堰の場合は生ごみを扱ってないという形で伺っております。

それで、本郷の方の御意見を聞きよったら、生ごみを小さく切っていかにゃいかんという一つの問題というか、小さく切らないかんから、言葉は悪いんですけど面倒くさいということなんです。

それと、この資源回収ステーションにおいて生ごみの減量にどれだけの効果があるんだろうかというふうな疑問の声も伺っておるんですけど、その点、住民課長、回答をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 1つが、生ごみ処理機の処理の仕方ということかと思えますけれども、こちらにつきましては、1月から設置しましていろいろと改良を重ねてきたところでございます。生ごみ処理の投入口も2つにしたりと、いろいろまだ開発途中でございまして、一旦落ち着いてはきておりますけれども、まだまだ今からの改良していくというところにもなっているところでございます。

できるだけこれが住民の方々に使いやすいものとなっていけば、ほかの校区でも置くというところも考えられますでしょうし、今はまだ社会実験としてさせていただいておりますので、これについてはもうしばらく実験という形で続けたいというふうに思っています。一か所での、本郷での実験を続けたいというふうに思っております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 地域づくりの資源回収ステーションの最後の質問になるかと思いますが、生ごみの減量について、今、住民課長から伺ったんですですけど、聞くところによると、どこの校区でも同じだと思うんですけど、1週間に2回収に行っているんです。その場合に、本郷の場合とか大堰の場合もあると思うんですけど、週に2回行ってたのが、もう一回行くという形になるんです。大体一般的に、本郷校区では火曜日と金曜日がごみ回収になってるんです。それで、ふれあいセンターの場合にも、三輪衛生のほうが行っているというふうな形で伺ってるんですけど、そのときと3回という形になるんです。

そうした場合に経費関係です。当然、行政のほうを持っていると思うんですけど、その点何か。校区のほうで出さんなら、そっちのほうでカバーができるということだと思ってるんですけど、その点どんなでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

もしかして議員の御認識と私どもが思っている認識が違うのかもしれませんが、まず生ごみについては、本郷は処理機があって、そこに生ごみを入れると、それは液肥とメタンガスになるので、生ごみについて三輪産業さんに持って行っていただくことはないということです。なので、週2回の可燃物が週3回になるということはないということ。

あと、それ以外の再資源化できるペットボトル等です。それについては通常それぞれの校区で月1回収集しておりますけれども、本郷と大堰等についてはそれぞれバグヤードなりに集積をして、たまった段階で、それぞれ資源ごみの回収に合わせて回収をしていただいているじゃないかというふうに理解しております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長のマニフェストの進捗状況の最後になりますが、職員の人材育成と能力開発の現状と課題及び対応についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 職員の人材育成と能力開発の現状と課題・対応策についての御質問でございます。

大刀洗町ではこの間、役場内での研修の充実に取り組むとともに、市町村研修所での研修や、実務研修生として福岡県や内閣府との人事交流に取り組んできたほか、慶応義塾大学SFC研究所と連携した大刀洗みらい研究所を開設するなど、職員の人材育成と能力開発に取り組んできたところでございます。

一方で、もともとその同規模団体に比べまして少ない職員数で効率的に業務を遂行してきたところですが、昨年まで5年連続で大雨災害があったり、あるいは、コロナ禍に伴う国の補正等も含めていろんな業務量がかなり増大しておりまして、現在の業務執行体制の確保が非常に大きな問題となっているところでございます。

このため適正な職員数を確保していくとともに、複雑化・多様化する住民ニーズや新たな課題にも対応できる広い視野を持った職員の育成を目指し、今後とも各種研修の充実や他団体との人事交流を図り、職員一人一人の能力開発に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ありがとうございます。9月の一般質問でも申し上げましたが、やはり働き方改革で、職員の能力をやっぱり今まで以上に重宝ちゅうたらおかしいんですけど、職員がやる気が出るような人材育成と能力開発に、町長をはじめ町の幹部によっては、その点は十分よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、1番目の町長マニフェストの進捗状況については終わりたいと思いますが、町長も就任されて来年の1月で3年目が終了されるということなんですけど、残りの任期期間中については、今申し上げましたマニフェストの完結編じゃなかばってんですね、そういった形で今よりもっと進んで成果が残るように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の大きな2番目に参ります。大きな2番目、これは地域おこし協力隊員について質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊員の採用条件内容と活動状況についてでございます。

今、地域おこし協力隊は都市地域から過疎地帯・地域に住民票を移し、地域ブランドや地域物産の開発・PRなどの地域おこし支援や、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることとなっているというふうに認識をいたしております。

それと、任期としては1年以上また3年未満という形になっているかと思ひますが、これにつきましては、国からの地域おこし協力隊の活動に要する経費として、1人当たり480万円を上限にされて財源支援もあるということをお伺ひしております。

そして町民から、地域おこし協力隊はどんな取組をしているのか。またどんな効果が出ているのかよく分からないという声も聞き及んでおります。そこで、採用内容と活動条件について伺ひます。

これにつきましては、採用条件については、先ほど申しましたような住民支援などとか、地域の定住・定着等を図ることになっておりますけど、採用条件と合わせて、活動条件は一応採用時に、あなたはこういうことをなささいよというようなことを条件としてされてあるのか、そういった内容的についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の地域おこし協力隊について答弁をいたします。

地域おこし協力隊の採用条件内容と活動状況についての御質問でございます。

大刀洗町では2011年に1期目の地域おこし協力隊を受け入れて以降、現在までに11名の地域おこし協力隊を任命しており、採用条件や活動内容は年度ごとに異なっているところでございます。

具体的な採用条件内容と活動状況については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは2011年から採用しました地域おこし協力隊の内容について答弁いたします。

まず2011年当時、1,700余自治体中の147団体が地域おこし協力隊を任用している頃でございました。全国で413人です。そのときが第1期でございました。

こちらの採用条件としましては、地方行政の不得意なスキル、イラストや表現力、写真を用いた、またSNS等を活用した発信、またファシリテーション能力を生かした集いの場づくりという条件で採用をしております。

2期目でございます。2期目は校区コミュニティー、校区センターのほうが単独で事業を始めたところございましたので、その校区コミュニティーの活動活性化支援に特化して採用をしました。

3期目でございます。3期目は2人の採用をしましたが、一人が観光、街歩きやツーリズムのようなものを研究して発信する。もう一人が海外事業等を始めておりましたので、英語力を生かした地域ブランドデザイン、チラシやウェブサイトのデザインや情報発信等に寄与してもらいました。

4期目でございます。引き続き観光や物産振興等の業務、それと地域ブランドデザインとしてデザイナー。もう一人はドリームカフェの活用推進ということで、レシピを生かした特産品のPRということで、料理ができる人ということでございます。

最後に、空き家対策で空き家の掘り起こし等で1名採用しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の答弁で、私が調査していることと整合性は取れました。

ただ、任期です。任期にあってはいろんな職種によって違うと思うんですけど、今年の場合は、空き家対策の職員は10月末で終了されたという形なんですけど、まだ空き家対策は今、当町においても空き家バンクとかいろんな問題を抱えているんです。

だから私が申し上げているのは、採用するのに途中で事業をやっちゃって、10月で終わりだよとなってくると、あとの問題がどうなっていくのかという一つの不安があるんです。それで採用される場合、1年とか2年とか3年とかあると思いますけど、職種によって執行部のほうが主要施策とかにあった場合、こうした場合にはやはり2年必要だなとか、こういった問題については1年でいいんじゃないかなろうとか、そういった的確な判断をやはり執行部もしてもらわんと、今や空き家対策の問題でも議会としてもいろいろ取り組んでいるところなんです。それで、もう中途半端で終わるちゅうことになってくると、あとはどうなるんだという形でありますので、やはり行政は年度を重視しておりますので、年度末というか、4月から3月までそういったふうな任用期間の仕方をされたほうががいいと私自身も思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 最後の10月で退任しました空き家対策に対する地域おこし協力隊に関する質問かと思えます。

まず大前提として、空き家対策のほうは職員のほうがしっかり行っております。それに対してさらに広がりや掘り起こし等を行うということで地域おこし協力隊の活動というものを有効に活用したいと思って採用したところでございます。

で、中途半端に辞めたという表現がございましたが、この隊員に関しましては、空き家全件調査していただいてまして、連絡がつくところは全部連絡をしていただいております。さらに掘り起こせる居宅を掘り起こして、独自で空き家対策を2件ほど掘り起こしを行っておりますので、担当課としましては、中途半端に辞めてぽつとおらんくなったという解釈はしておりません。

そういったことでして、期間的には中途半端に1年5か月という任期で退任をしておりますが、私どもは申出が出た退任に関して妨げないということになっておりますので、もちろん年度重視で3月までという形では、採用するときは1年更新で3年間継続ができますということでお伝えをしておるところでございますが、こういった形で途中で期限が切れる隊員もおります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 時間も押してきましたので、最後に、今、課長からの答弁がありました空き家対策で、大刀洗町の1万5,000ぐらいの人口で、サウナ事業というような形でされたんですけど、そのサウナ事業の成果というのはどうやったんですか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） サウナに特化して空き家のPRをしておるものでございます。空き家とサウナというものが非常に話題を呼びまして、そこから町民の皆さん、また町外の皆様にも空き家というものに興味関心を持っていただくという点では、一定の成果はあったと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 最後になります。近隣市町村も地域おこし協力隊で空き家対策等にも対応されてある近隣市町村もでございます。でも、サウナとか等も悪くはないかと思うんですけど、やはり大刀洗町でサウナ事業されても、利用される方が多い少ないは別にして、そういったことでも、今、課長が申された空き家対策として、ドリームセンターでされてあるカフェとか、そういったものをやはりやられたらどうかなということと、うきはあたりは、その空き家を市が買い取って、宿泊とかそういった活用もされてあるんです。だからそういったふうな近隣市町村のやり方も一つの参考としてされたらいいかと思えます。

ただ大刀洗町は大刀洗町というふうな考えはもう捨てて、やはりよそのいいところはどんどん取り入れてやったほうがいいのかと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で15時35分から再開したいと思います。15時35分まで暫時休憩します。

休憩 午後3時17分

.....

再開 午後3時35分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。隠塚春子議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 障がい者への補装用具支給について
2. 子どもたちの育成を支援している団体について
3. ごみ処理について

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に沿って順次質問をさせていただきます。

1番目ですが、まず、障害者への補装用具支給についてでございますが、用具としておりましたが、「補装用具」ではなく「補装具」と訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

障害者福祉のしおりには、身体上の障害を補い、日常生活を容易にするために補装具費を支給しますとあり、補装具の購入や修理費用が対象になっています。そこで、支給状況などについてお伺いいたします。

1番目です。補装具には、毎年400万円の予算が計上されており、昨年度の決算では290万円弱となっています。過去5年間の支給の主な内容について教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の障害者への補装具支給について答弁をいたします。

過去5年の支給内容についての御質問でございます。

補装具の種類は非常に多うございまして、年度ごとに支給状況は異なりますけれども、肢体不自由をカバーする装具、補聴器、車椅子などが多い傾向にございます。

詳細については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えいたします。

過去5年の支給件数と支給金額を申し上げます。平成29年度が32件で332万8,000円、平成30年度が21件で120万1,000円、平成31年度、令和元年度が19件で84万5,000円、令和2年度が12件で77万9,000円、令和3年度が33件で401万1,000円となっておりますのでございます。

先ほども町長の答弁にもありましたとおり、種類等が多うございますので、主なものとしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 申し訳ありません。何か決算額を見た感じでは、令和3年度の決算は289万5,320円となっていたように思いますが、勘違いかもしれません。違っていたらおわびいたします。

おっしゃるように、もちろん年度でそれぞれに内容が異なるであろうということは想像がつきます。そこで、事前申請が必要とあります。申請書や見積書、医師の意見書等が必要になっていきますが、必要書類が揃って申請が終了して何日ぐらいで支給されているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 申請から支給までの日数のお尋ねだと思います。まず、必要書類等揃えていただいて、窓口へ提出をされて、例えば、その補装具について既製品であるとか簡単なもの等でしたらば、二、三日で決定ができて御本人に支給券をお渡しするというようになります。しかしながら、特殊なもの等もございます。こういったものの判断には県の判断を仰ぐこともございます。そうなりますと、その判定までに1か月を要することもございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 支給券という形で支給されるということですね。中には1か月以上、当然そのオーダーになるとそれぐらいの時間がかかるということで私、領収書を添えれば最後の申請は領収書が届いて終了かと思っておりましたので少し内容が違ったようですが、今後とも早目の支給をよろしくお願いいたします。

2番目です。対象は障害者手帳所持者と難病者とあります。障害には等級がありますが、等級によって支給額に差があるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 等級と支給額についての御質問でございます。

補装具それぞれには基準額がございますが、等級による差はないところでございます。また、

利用者負担が原則1割であり、負担上限額は3万7,200円となっております。なお、市町村住民税非課税世帯、または生活保護世帯の負担はないということになってございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 支給額、障害の等級によって差がないということは理解いたしました。差がなくてよかったなと思っております。

その後のこともお答えいただきましたが、3番目に入らせていただきます。

厚労省によると、支給は国が50%、県、町それぞれ25%で今おっしゃっていただいたように、月額3万7,200円までとなっております。

また、これも先ほどお答えになったことですが、原則1割負担となっておりますが、所得による制限があったり、また所得税の納付額による、所得による制限というのは、先ほど46万円以上は対象外というふうに確かお答えになったように思ったんですが、聞き違いでしたら申し訳ありません。

所得税の納付額、それ46万円以下を納めていらっしゃる方で、所得によつての支給額の差というのはありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

少しかみ合っていない部分がございますら申し訳ないんですけども、まず所得制限について、議員が今、御紹介いただいたとおり、本人もしくは世帯人のうち、いずれかの市町村住民税、所得割の納付額が46万円以上となる場合は支給対象外となります。また、介護保険にもこの福祉用具の貸与等、特定福祉用具販売の制度がございます。介護保険の対象者が補装具の支給を受けようとする場合は、介護保険法に規定する保険給付が優先されることとなりますので、そういう意味での支給対象外というのは出てまいります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 申し訳ございません。理解しました。介護保険の方はそちらのほうでということも知っておりました。

4番目に入らせていただきます。支給制度があるということや、一番ポイントになるのはこれではないかと思っておりますが、事前申請が必要だということですね。また、申請の方法など周知の方法としてはどのようになされていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 周知方法についての御質問でございます。町のホームページに掲載するとともに、身体障害者手帳の交付時に障害者福祉のしおりにおいて説明をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ホームページは意外と見ていない方、広報もそうですけど、そういう方たちがいらっしゃると思っております。今おっしゃっていただいたように、障害者手帳の切替えのときと交付のときというのが、周知の方法としては一番よいタイミングではないかと思っております。

いずれにしても、事前申請の相談に来られたときには分かりやすい説明をお願いしたいと思っております。

次に、5番目です。

人工肛門を装着した方の「オストメイト」と表記しておりましたが、大変申し訳ありません、「パウチ」の間違いでしたので、訂正させていただきたいと思っております。私の知る限りでは、ドリームセンターの多目的トイレのみにオストメイトの処理設備があり、その印象で勘違いをしておりました。大変申し訳ございません。

また、補装具関連ということで、大項目の中で取り上げましたが、パウチやウィッグ、補正下着を必要とされている方は障害者ではありませんし、そのように考えたこともありません。

通告を読まれて御気分を害された方もいらっしゃると思っております。ここで心よりおわび申し上げます。

さて、がんの治療中は精神的、経済的負担が多きく、ウィッグはアレルギー反応に対応したものが必要な方もおられます。価格は合成のもので4万円から7万円、人毛では30万円以上します。町内にはタオル帽子を作って支援をしておられる方がありまして、日ごろから尊敬をしているものです。しかしながら、どこでも帽子をかぶれるというわけではありません。

県内では、うきは市、粕屋町、志免町など10の市町村がウィッグの購入費に補助をしています。また、本年3月、芦屋町議会では対象外の項目なしに1回限りではありますが、購入費10万円までの支給を決定しています。

それから、病気や事故で補正具を必要として、体表に取り付けるエピテーゼと称するものがありますが、それらの平均価格は20万円ほどします。また、乳房を切除された補正下着、これは、平均5,000円くらいであるようですが、それから前立腺がんや乳がん、子宮がんでリンパ節を切除した方にリンパ浮腫、これはすごいむくみが出て、ひどい方になると片方の手足の3倍ほどにむくみます。この方たちが使用される着圧下着、これは、平成20年4月1日から保険の適用になりましたが、平均で1万円ほどします。また、心臓の悪い方の中にもむくみに悩まされている方がいらっしゃいます。これは、介護保険の対象にはなるとは思うんですが、75歳以上の方の窓口負担が1割から2割になった方には負担感が大変大きいと推察しております。

補正下着や着圧下着、パウチ、どれも当然ながら替えが必要です。事故の後遺症や病気と闘い

ながら生活している方たちのために、人工肛門を装着した方のパウチやウィッグ、補正下着の購入や処理費用については、厚労省の支給項目の中には入っていないということは承知しておりますが、独自に補装具の支給に加えることはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） オストメイトやウィッグ、及び補正下着についての御質問でございます。

障害者への補装具支給につきましては、障害者総合支援法に基づき補装具を支給しているところでございまして、町独自で新たに支給対象に加えることは困難と考えてございます。

ただ、オストメイトの、議員から御紹介ありましたパウチですね、パウチにつきましては、障害者、地域生活支援事業の日常生活用具給付において対応をいたしているところでございます。

また、ウィッグ及び補正下着につきましては、がん患者やがん経験者の方を対象に医療用ウィッグや補正具等の購入費を助成する福岡県アピアランスケア推進事業が県内の市町村で実施されているところでございますので、大刀洗町におきましてもがん治療に伴う外見の変化などの心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を目的に、来年度から本事業を実施する方向で現在、検討を進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 大変嬉しい御答弁をいただきました。ぜひそんなに大きな金額ではないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、大項目2番目です。子供たちの育成を支援している団体についてでございます。

町内には、アンビシャス広場、チャレンジ教室、青少年健全育成など子供たちの育成を支援している団体があります。これらは、学校の週休2日制が採用された折に子供たちの居場所づくりのためと発足したと聞いております。

団体メンバーの高齢化、メンバーへの成り手不足など、消防団と同様の課題を抱えながら、子供たちのために頑張っておられる方々に心よりの敬意を表するものです。

そこで、これらの団体に対しての所管をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の質問、子供の育成を支援している団体の所管について答弁いたします。

先ほど、隠塚議員もおっしゃったように、町内には、青少年健全育成、それからチャレンジ教室、アンビシャス広場など、子供たちの育成を支援している団体がございます。それぞれについてまず触れますと、大刀洗町青少年育成町民会議、これについては青少年の健全育成を目的に福岡県青少年育成県民会議、これは昭和41年に発足しておりますが、これの市町村組織として昭和61年に発足し、少年の主張大会、それから育成講演会、家庭の日等の事業を取り組んでいた

だいています。さらには、各校区民会議がございまして、そこで歩こう会や地域行事などの体験活動事業を実施されてきています。

次に、大刀洗町のチャレンジ教室は、議員もおっしゃったように、平成4年から学校週5日制が段階的に始まったことを機に、各週土曜日に子供たちが家庭や地域、社会で異年齢の中間と遊び、自然体験、あるいは社会体験、生活体験などを通して、自ら考え、判断して行動することを目的として開始されました。現在、菊池校区、そして大刀洗校区チャレンジ教室が開催され、活動されています。

アンビシャス広場については、福岡県が平成13年に継承しました青少年アンビシャス運動、この活動の一環として完全学校週5日制の導入に伴う土曜日、あるいは平日の放課後の子供たちの地域の居場所づくりとして開始されています。現在、大堰アンビシャス広場、それから本郷アンビシャス広場が活動されています。いずれの団体も20年以上という長い期間、活動されています。そして、共通した理念が子供たちを地域で育てようというもので、地域ボランティアの皆様方の御協力により、長く運営されてきました。

ただ、ここ数年、コロナ禍において活動が制限されていますし、各団体においてはボランティアの育成、あるいは確保等々、様々な御苦勞をおかけしているというふうに認識しているところです。

しかし、そういう中にあっても体験活動やふれあい活動を通して、子供たちの豊かな心、それからふるさとを愛する心を子供たちに育むとともに、土曜日や放課後の居場所づくりや地域づくりに大きく貢献していただいているというふうに理解しています。

このことについては心から敬意を表し、感謝を申し上げますとともに、今後もやはり保護者、それから地域の皆様方がますますこの活動について御理解と御協力をいただけるよう、教育委員会としても活動の意義について周知しながら、そしてまた、その活動が継続し、さらに発展をしていくことを願っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） おっしゃるように、保護者の方たちの協力っていうのは本当に必要なものだと思います。意外と、例えば、見守りとかにしても、ほかのボランティア活動にしても保護者の方、意外とやってもらって当たり前みたいな感覚を持っていらっしゃる方がいるようにも聞いております。そういう中で、やはりそうじゃなくって、こんないろんなことをやっていますという周知の方法っていうのも、いろんなことで周知の方法を考えられてはいますが、いま一つ踏み込んで何かやっていただけたらなと願っております。

2番目でございます。11月の17日です。菊池校区のチャレンジ教室から要望があった中で、

年間活動計画を提出するので、町のバスの使用の事前調整をお願いしたいという要望がありました。

町のバスの使用については、ほかの団体も同様に思っておられるかと思いますが、これについてはどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 隠塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

1月17日に菊池チャレンジ教室のほうから様々な要望をいただきまして、その中で一番大きな要望がバスについての要望でございました。

昨年度の持続計画で見ますと、4回バスの予定を、使用の予定をしていたけれども、一度もバスを使用することができなかったということです。これは、他団体が使う予定が既に入っていたということなんですけれども、これについて、来年度からの対応としましては、事前計画を早目に提出をしていただいて、仮予約というような形で対応していきたいというふうに考えています。また、その際に、ほかの団体の予約が入っていた場合についても、候補日の一つである可能性が結構ありますので、その使用予定者のほうと調整が可能かどうかを協議しまして、できるだけ調整し、確保に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 年間計画を早めに出すというのは、御本人たちもおっしゃってましたし、そうすれば調整もしやすいかと思えます。

ただ、多分頭が悩まされるのは、小中学校の行事が優先される、これは当然のことですが、多分調整が一番難しいのは、クラブでの大会とかの遠征ではないかと思えます。これはもう事前に決められることではないので、そういう場合も、活動日が学校の行事とかと重なったときには、日程の変更をすることもおっしゃっておられますので、予約状況を、今おっしゃっていただいたように把握していただいて、連絡を密にさせていただいて、活動がスムーズに実行されるようお願いしたいと思います。

3番目です。人的な支援を、またボランティア団体の紹介や斡旋、情報提供をという要望です。

町内のボランティア団体も高齢化などで人数が少なくなっておりまして、活動をやめられたところもあります。お互いの情報を交換することで協力し合えることがあるかもしれません。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、3点目の質問に答弁いたしたいと思います。

まず、人的な支援をしていただきたいという要望に対してですけれども、こちらについては、

現在も地域活動指導員1名を菊池チャレンジ教室の担当として充てております。原則として、この1名の職員で支援については担当をしておりますけれども、さらに人手が必要な行事があるとかいう場合については、随時相談をしていただきたいと思いますと思っております。

ただ、ほかの指導員であるとか職員についても土日、夜の事業をそれぞれ持っておりますので、いつも、いつでも、何人でも必ず出せるという約束はできませんけれども、御相談をいただきたいというふうに考えております。

それから、ボランティアについてなんですけれども、こちらについては、社会福祉協議会のボランティアセンターに御相談をいただければと考えております。こちらについては、社会福祉協議会のほうにもぜひ御相談をしてくださいということで確認を取っておりますので、そのようにお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 人的な支援というのはかなり厳しいものがあるんじゃないかなと皆さん精いっぱいのお仕事をしていらっしゃる中で、特に土日の活動に関しては、ほかの行事も入ってきますし、御自分の生活のこともあるので、ただ、可能な限り相談に応じたいという前向きな答弁をいただいて大変嬉しく思います。

ほかのボランティア団体の紹介とかいうことに関しても、既に御返事をいただいたということで、それにも嬉しいことだと思っております。

また、ボランティアセンター発行のちよぼらでも情報発信をされていますし、ボランティア講座なども企画、実施されていますが、議会報告会では老人パワーの活用を考えてほしいという御意見があったことも申し添え、今後も情報発信に努力していただくようお願いいたします。

4番目です。各校区の青少年育成団体連絡会を開催し、問題の共有やボランティア人材の発掘について話し合いの場を設けてほしいということです。

これは、とてもよい提案だと思いますが、このことに関してはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、4点目の御質問にお答えしたいと思います。

連絡会の開催をという要望でございました。こちらについては、令和2年度に1度開催をしております。今回、こういった提案が菊池校区チャレンジ教室からあったことを大堰と本郷のアンビシャス広場、それから大刀洗のチャレンジ教室のほうに提案をしております。ぜひ開催をということであれば開催をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 既にお話をもっていただいているということで嬉しく思っております。ぜひ、なかなか大刀洗町の特徴かなどかと思いますが、御自分たちで足を踏み出すというよりも、セッティングされた中で動くというのが、そういうことに慣れていらっしゃるように思います。それなので、ぜひ音頭を取っていただけたらと思います。

その折には、傍聴とかもできるようにしていただいて、住民にお知らせをすることで一人でも活動に参加される方が、これは青少年健全育成だけではなくて、ほかのボランティアの団体のためにも資することだと思っておりますので、そういうことで、それでも参加される方につながれば嬉しいことだなと思っております。

次に、5番目です。菊池校区のチャレンジ教室は、何でも体験クラブ23名、絵画工作クラブ13名、アウトドアクラブ14名と3つのクラブがあります。聞くところによれば、バスの定員を勘案して人数制限をしておられる場合もあるようです。それぞれ工夫を凝らして大刀洗公園などを活用しておられるようですが、先ほど、課長のほうからもおっしゃっていただいたように、子供たちが楽しみにしていることを思うと限界があるとも言っていたらっしゃいました。また、ついこの間のことのように、中の一つのクラブは、解散が一度は決まったということらしいです。ですが、子供たちのことを思い、何とか解散せずに担当を兼務して継続にすることになったとも聞いています。

活動の課題になっているのは、何度も申し上げますが、高齢化により支援者がやめていって少なくなっていることと、町のバスが使用できずに活動に制限があることだと聞いています。福祉施設の好意によりマイクロバスを借り、不足分は支援者の車を出して出かけられたこともあったようですが、その際の方が一の事故も大変心配していらっしゃいます。

また、これは別のことになりますが、来年度から3年間で大々的に休日の部活動を地域に移行するという国の方針が出ており、その際の移動も課題の一つだと考えています。そのような状況がある中で、現在、補助金だけでは不足しているので、レンタル料を補助してほしいということです。

本当はバスをもう一台増やしてほしいということのようですが、計画的に、事前に年間計画を出して調整をしていただいて、それでもだめなときの場合のという思いが強くおありになるようです。ほかの団体も似たような状況があるのではと推察しております。

例えば、年に二、三回を限度として、申請があった場合にレンタル料の補助ができないでしょうか。これについてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 5点目の質問にお答えいたします。

バス等をレンタルした場合に補助ができないかという御質問であろうと思っております。こちらにつ

いては、現時点ではレンタルに対する補助を考えておりません。理由としては2つほどございまして、一つは、先ほど申し上げたとおり、仮予約、事前調整でできるだけ町のバスを確保したいというふうに考えております。それから、ここ3年ほどコロナ禍で活動が制限されている関係もありまして、菊池チャレンジ教室に限らず、やはり繰越金のほうが、予算の繰越金のほうが結構大きくなってきているところも多くございますので、この時点で新たな補助というのは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 活動の団体に差があるということは、少しお話としては聞いておりました。何とか前向きにできないかなと思っているところです。

それから、全体の補助金の別枠を取っていただいて、構成人数で分配することなどとも検討してほしいという言葉があったということも申し添えておきます。

次に、3点目のごみ処理についてでございます。先ほどのほかの議員と多少めぐるステーションに関しては重複する場合がありますかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

1番目です。昨年3月の一般質問の折に、ごみの分別講座を積極的にアピールしていきたいと答弁されました。コロナ禍の中で制限もあったかと思いますが、その後、何回実施されたでしょうか。そのときの反応はいかがだったでしょうか。また、その後の効果について検証されましたでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問のごみの処理について答弁をさせていただきます。

ごみの分別講座の実施状況についての御質問でございます。この間、コロナ禍もございまして、講座等の開催が難しい時期もございましたが、昨年度はほっこり井戸端サロン、座・たちあらい楽集塾、大刀洗町女性の会でごみに関する講座を実施したほか、自分ごと化会議やめぐるステーションに関連して計10回の啓発活動を実施したところでございます。

また、本年度は、学童保育所5か所に対しまして、福岡県の協力のもと計5回、夏休み環境教室を実施したほか、新旧区長会での衛生組合の視察をはじめ、計14回の啓発活動を実施したところでございます。

このほかにも福岡県から委嘱された地球温暖化防止活動推進委員の方からもミニデイやチャレンジ教室など計8回の活動をいただいたところでございます。

講座の内容や反応等の詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） それでは、講座の内容等について、私のほうから説明いたします。

昨年の講座につきましては、先ほど町長のほうが申しましたとおり、ほっこり井戸端サロン、座・楽集塾、大刀洗町女性の会ということで、社会福祉協議会のボランティアの方々や生涯学習課が担当しております大刀洗町の公民館講座の受講者を対象に実施したところとなっております。

内容については、ごみの分別、ごみの資源化について行っており、1人の行動変容が大切だというお話等をさせていただいたところです。また、町で行っています家庭用生ごみ処理機の補助についてもお知らせをしているところでございます。

今年度につきましては、議員のほうからもありましたが、子供のころからの啓発が大切ということで、学童保育所を対象に行っているところです。内容については、クイズ形式にするなど楽しいものとして、子供のほうが喜んでいる形で行っています。

昨年度から今年度にかけても日ごろから行っているごみの分別、資源化についての一人一人の行動が改めて大事だということを考えていただけるよいきっかけになっているというふうに感じております。

また、昨年は、住民協議会がごみ問題というテーマでありましたので、そちらについてもお話をさせていただきました。1回目は、大刀洗町のごみの事情、それから2回目は、ごみの減量化について、3回目が資源回収の場所ということで、ワークショップの形で行っております。

また、1月よりめぐるステーションのほうを開始しておりますので、そのめぐるステーションの利用促進と併せて、また大堰校区の開始と併せて地域活性化企業任用係長のほうから保育所や小学校、それからアンビシャス広場でも講座という形ではございませんけれども、啓発を行っているところです。

めぐるステーションでは、実際に分別を行うということから実体験ができますので、子供たちにも分かりやすい内容となっておりますし、大人に対しても分かりやすい内容での分別ができているというふうに思っております。

こういった中で、全てを含めまして、講座、それからそれ以外も含めまして、約1,100人の方への啓発ができているというところで成果を講じたところに上がっているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 講座の開設に努力をしていただいているということは理解しました。反応とかは、それからその後のむしろ効果のついての検証というのは、これからなのかなというふうに思ったところです、お話を伺ってですね。

ごみの分別というのは、ごみの削減とリサイクル意識の向上の上で不可欠であるというのは、これも共通認識だと思います。今後は検証を含めて分別講座をまた今後とも積極的に実施してい

ただきたいと思います。

1,100人の受講者があったということで、それがごみの削減につながるというのには、まだ時間がかかるとは思いますが、少しずつ裾野が広がっていけばと考えております。

2番目でございます。先ほど、ほかの議員からも出ましたけれども、めぐるステーションの件です。あちらでは同じ声が出ました。生ごみを小さくとか、それは言われたので、大堰の校区センターのこともさっき出ておりましたので省かせていただきますが、多分大堰校区センターに生ごみの処理機が入っていないのは、畑に埋めていらっしゃる方が多いのかななどと想像しておりました。畑に埋めて処理されるのは、肥料になりますから悪いことではありませんが、小さなシールなどのプラごみが混入すると環境汚染の要因にもなりますので、ここら辺の啓発もお願いしたいと思います。

また、めぐるステーションは、歩いて来られる方と車で来られる方ではないと利用できないというも課題かなと考えております。議会報告会でも公民館ごとにつくらないと難しい、あるいは町に大きなものをつくってはどうかという声が上がっておりました。

なお、町の方針が見えないという声もありました。めぐるステーションの今後の方針についてお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えいたします。めぐるステーションの今後の方針についての御質問でございます。

めぐるステーションにつきましては、本郷ふれあいセンターに加え、本年9月から大堰交流センターにおいてもごみ減量化に向けた社会実験を開始したところでございまして、現在、大刀洗校区及び菊池校区と協議を進めているところでございます。

今後、各校区センターに設置を広げることで、全町で町民の皆様のごみの減量化やリサイクル意識の向上とコミュニティーの活性化を目指した活動を推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今の御答弁では、来年度も継続したいというお考えのようですが、それと費用対効果というのを考えると、ステーションの設置に係るお金と、それからごみの減量につながって削減できる金額との整合性みたいなものも十分検討していただきたい、すぐに検討はできて評価ができるというものではないということも承知しておりますが、そこら辺のことも意識して、十分をお願いしたいと思います。

3番目です。サン・ポートの使用期限が迫りつつありまして、これは皆さん御承知のことですが、関係自治体で協議が行われております。ごみの処理というのは、自治体の共通課題だと考えております。特に生ごみの処理については、関係自治体で協議が行われている今こそ、施設の長

寿命化を図るためにも共同で処理をすることを考えるよい機会ではないでしょうか。

生ごみはほとんど水を燃やすようなものです。生ごみのたい肥化を図れば、燃やすための燃料費の削減につながり、地球温暖化の抑制にも貢献できます。町の考えはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

生ごみ処理の広域連携についての御質問でございます。

大刀洗町では近隣の朝倉市、筑前町、東峰村、久留米市と共同で甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織し、筑前町のサン・ポートでごみ処理を実施しており、現在、議員のほうから御紹介がございましたサン・ポートの次期施設の在り方について関係市町村と協議を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、生ごみの処理は各自治体共通の課題でございまして、甘木・朝倉・三井環境施設組合においても将来の課題として生ごみ処理の在り方について研究していく必要があるものと考えてございます。

しかしながら、一方で、現行のサン・ポートの敷地内に新たに生ごみ処理の施設を併設することは地元との関係からも非常に困難というふうに考えてございます。いずれにしましても、先ほどから議員が御指摘がありますとおり、サン・ポートの次期施設の効率的な運営のためにも、また脱炭素の取組や地球温暖化への対応の観点からも住民の皆様一人一人のごみの減量化やリサイクル意識の向上は必要不可欠であり、今後とも近隣市町村と連携をしながら、生ごみをはじめごみの減量化に取り組んでまいります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かにおっしゃったとおり、生ごみの処理施設が増えるとなると、地元自治体の住民の方の理解はより得にくくなるであろうという困難は十分承知しております。

ただ、それを何か解決できるような方法がないかなということも多分協議していらっしゃると思うんですけども、例えば、アマタさんが南三陸町で実施されている施設、可能かどうか分かりませんが、大型化を図るとか、あるいは大型化が難しいようであれば、場所の問題はあると思いますが、2つの施設をつくるなど、あるいはEM菌や放線菌を活用した施設、この3つは臭いとかの問題もそうありませんし、そういったことを考えていただいて、引き続き、関係自治体で知恵を出し合っただけならばと考えております。

ぜひ調査、研究していただいて、これが大刀洗町からの提案となれば喜ばしいことになっております。

なお、住民の意識向上につながると思いますし、環境省から取組には計画立案から設備などの導入までの支援が受けられますので、できればゼロカーボンシティを表明していただければと思

います。

目指すということと現在、役場の表で大型のプラごみの改修であるとかめぐるステーションであるとか、そういったことを実際に実施しているわけですから、十分資格は、目指すということが主眼ですのでそう難しいことではないと考えます。

ゼロカーボンシティの表明については通告しておりませんでした。もし御答弁いただけるようでしたらお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

ゼロカーボンシティを当町としても宣言をして、そういう脱炭素化、地球温暖化の取組に取り組んでいくんだということを、旗を立てるべきではないかというふうな御質問でございます。委員の御趣旨はよく理解はできます。ただ、やはり、宣言する以上は実行性を持った取組が何より必要だと思っておりますので、現時点でまだその工程を、ある程度、町内でも、あるいは関係自治体等とも工程表を組めるような状況になれば、そういうふうな取組に宣言をしてまいりたいと思っておりますが、今の段階では、私の口からは宣言しますというふうな言える状況にはないというふうには理解しております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 通告しておりませんでしたのに御答弁いただきありがとうございます。今、関係自治体というお言葉が出ましたけれども、関係自治体って同時にゼロカーボンシティの表明がなされたらサン・ポートの新しい施設がどこになるのか分かりませんが、その国からの支援も多くなると推察していますので、御検討いただければと考えている次第です。

これで質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでお諮りします。本日の会議時間は、議事進行の都合によって、午後5時以降まで延長して開くことにします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 教育の諸課題について
2. 子育て支援について

3. 各種制度の周知について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って順次質問をさせていただきます。久しぶりにこういう時間になりました。午後5時になったら翌日回しに、封じ手を渡して明日になるのかなと思いましたが、今日やっていただけるということでありがたいことです。

さて、今日は大きく3つについて質問させていただきます。

第1に学校教育の諸課題についてであります。1つ目に、学校における部活動は学習指導要領にも位置づけられ、教育の一環として根づいた活動と認識をしております。生徒にとっては、スポーツや芸術、文化活動に参加し、豊かな学校生活を実現する場になっています。すなわち、子供たちの文化やスポーツへの権利に応えるとともに、自発的で自主的な活動であることによって、思春期の人間形成を豊かにする積極的な意義があると思います。

一方、部活動の多くは教師の皆さんの健診的な勤務によって支えられており、休日出勤を含む長時間勤務の要因であるということや、特に指導経験がない分野の担当など、先生方には大変な負担となっています。

そのような中、スポーツ庁の有識者会議は、令和5年度から3年かけて公立中学校などの休日の部活動を地域に移行することなどを内容とする検討会議提言書、また文化庁の有識者会議も同様に文化部活動の地域移行に関する提言をまとめました。

しかし、公立中学校の休日運動部活動が令和5年度から3年間をめどに地域へ移行するという期限が示されたこと、また地域におけるスポーツ団体、施設などの活動環境の整備、専門性や教育者としての資質を有する指導員の確保や兼職、兼業の在り方、会費や指導料の費用負担の在り方など、様々な課題の多くが各自治体に任されたことに懸念や心配の声が上がっています。何より心配なのが、当事者である子供たちや保護者の皆さん方であろうと思います。

そこで、町と教育委員会の見解をお尋ねします。第1に、部活動の意義と課題について、第2に、地域移行の意義と課題について、第3に、今後の計画について、特にスケジュールや財政、指導者などの確保はいかがでしょうか。第4に生徒や保護者、教職員など現場の意見を聞き、反映させる体制について。

2点目に、校則の在り方についてであります。

教育現場ではかねてより生徒の人権を侵害する校則や運用が見受けられ、社会的な問題となってきました。近隣自治体でも全国ニュースになるような事例がありました。

一方、文部科学省から校則の見直しや民主的な運用についての指針が示され、当町においても具体的な対応があっているようにお聞きをしています。

そこで、校則の在り方や運用について、当町での現状や当局の認識、対応についてお尋ねします。

以上、大きな1点目について答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、今、平山議員が御質問の教育の諸課題について、まず1点目の部活動の地域移行について、教育委員会として答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の部活動の意義と課題については、先ほども平山議員おっしゃったように、まず部活動の意義についてですが、これまで学校部活動はスポーツ、文化、芸術に興味、関心のある生徒が参加し、学校教育の一環として教師の健診的な支えによって担われてきております。

生徒の体力や技能の向上を図る目的以外に、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、それから学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の肝要に資するなど、学校環境における自主的で多様な学びの場としての教育的意義を果たしてきたというふうに考えているところです。

しかし、課題として大きく2点、1点目が、少子化が進展する中で部活動によっては運営が非常に難しくなってきたり、学校によっては存続が厳しい状況にあります。例えば、チームで成り立つような部活動ということです。

また2点目には、先ほどもおっしゃいましたが、必ずしも教師の専門性やその意思に関わらず、教師が顧問を務めているという状況があります。これでは指導体制を継続することは、現在、学校の働き方が進む中で、より一層厳しくなってきたのが現状であるという課題がございます。

そこで、2点目の地域移行の意義と課題についてですが、中学校の部活動の地域移行については、スポーツ庁と文化庁の有識者会議がそれぞれ6月と8月に目指す改革の内容や方向性を提言いたしています。内容については、休日の部活動は教師ではなく、地域団体や地域のスポーツクラブの指導に移行するというものでございます。

その際、先ほど言いましたように、複数の中学校からチームを構成するというような形で集まっていいことにするという事などです。部活動地域移行の大きな意義は、一つは、少子化を見据えた部活動の改革、もう一つは、教師の職務改善だというふうに理解しているところです。

文科省は、地域移行は早期の達成が望ましいとする一方で、環境整備には課題も多くあり、一定の時間を要するとしています。

認識している課題の一つとして、本町でも大きくなるというふうに思っているのが、受け皿となる主催団体や指導者の確保でございます。受け皿には地域スポーツクラブや文化芸術団体等想定されていますが、クラブや地域団体がない、あるいはグラウンドや文化施設が少ない地域、町村もでございます。小さな町村においては様々な部活動の指導者を確保することは容易でありませぬので、これが最も大きな課題になるんでないかなというふうに思います。

そのほか、体罰や事故等がないよう、生徒を守るような指導者の研修等々を含めた仕組みが必要ではないか。そのほか、地域移行を進めるに当たって保護者負担をどうするのか、あるいは大会やコンクール等々の現在行われているある形についても見直しが求められているところです。

3点目の今後の計画についてですが、これは、県教育委員会としては、令和5年度から3年間は改革集中期間として、まずは令和8年度からの土日の活動の地域移行を目指して、具体的な計画の策定や実施を進める予定です。それまでに財源の整理、例えば、改革推進のための補助、人材バンクの再構築など、2点目に中体連やスポーツ協会等々との連携調整、3点目に改革に関わる情報提供及び啓発、4点目に本年11月に文科省のほうからガイドラインが作成されましたので、それに基づく改革に関わる推進計画策定、福岡県の、及び部活動に関する指針の改定が進められていく予定です。

教育委員会としても今後、部活動はどうあるべきか検討し、広い視野で地域、学校ぐるみで考えることが重要だというふうに考えているところです。

4点目の現場の意見を聞き、反映させる体制についてですが、これまでの部活動は、改革していかなければならないという認識ではあります。ただ、今後は、全国県の今動向を見守りながら、関係機関等と連携をしながら現場の意向を聞き、本町に適した地域移行の方法を検討していきたいというふうに考えています。

まずは、今年度中に教職員向けにアンケートを実施し、次年度以降、生徒や保護者の意見も取り入れながら準備を進めたいというふうに思っているところです。

これ1点目の部活動の地域移行についての御質問について答弁とさせていただきます。

次に、校則の在り方について答弁をさせていただきます。

これは、本年12月に生徒指導の提要が12年ぶりに改定されました。その中に校則の内容、及び運用、それから見直し等について若干このように触れられております。

まず、校則の内容についてですが、それは社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校種や児童生徒の実情、それから地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができるということ。それから、校則の見直しについては、児童生徒の実情、保護者の考え方、それから地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないというふうに述べられています。

さらには校則の運用については、校則に基づき指導を行う場合は、教員がいたずらに規則に捉われて規則を守らせることのみ指導になっていないか、注意を払う必要がある。あるいは、校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置を取る場合は、児童生徒の内省を促し、主体的、自立的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならないなどが示されています。

そこで現在、大刀洗中学校の校則についてですが、いろいろな見直しを御存じのようにされています。服装、制服の見直しとかそれから靴、靴下等々、最近では見直しをされています。

生徒や保護者からの不満はなく、生徒はおおむね校則を守り、落ち着いた生活をしています。校則を変更する際は生徒、執行部と各区から代表で構成をされているプロジェクト委員会で見直し案を作成しながら生徒総会で審議した後、校則検討委員会、そして職員会で決定されています。本年度は実際に生徒の意見から、靴及び靴下の色の指定が緩和されているようです。

今後も生徒や保護者の意見を十分取り入れながら時代の進展を踏まえたものになっているか、見直しを図っていくように中学校ではしてあり、校則の運用が生徒の生き生きとした学び舎、そして安心した学ぶ環境づくりに生かせるよう、先ほど言いました生徒指導提要の考え方を踏まえながら、校則の在り方については考えていくように指導していきたいというふうに考えているところです。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

まず、部活動であります。この問題については、他の議会でも質問等はあっておりますが、また自治体の答弁をお聞きしておりますも、やはり突然の話でありまして、対応は簡単ではないことは、やっぱり戸惑いとどう具体化していくかということについての答弁が非常に主だったろうというふうに、他市町村の答弁を見ても思いました。

また、今の答弁にもございましたように、部活動は生徒にとっても大きな意義もあり、また課題もあると。また地域移行にとっても、複数によるチームづくりや先生方の負担軽減の一方、どういった指導体制をつくっていくかというのは、大変、これからであって非常に未知数の問題であるというのはよく分かりました。

先ほど申し上げましたが、部活動は子供の文化やスポーツの権利に応えるとともに、自発的な活動で人間的に成長ができる場だろうと思っております。

ある調査では、運動部に参加する中学生の85%は部活動は楽しいと回答しておりますし、その多くは授業も楽しい、学校が好きと答えており、部活動が学校全体によい影響を与えていると思っております。

また、一方で、答弁にもありましたように、同時に部活には様々な課題がございました。これまでも国は必要な人の配置を行わずに、先生方の努力に頼るだけで先生の負担は限界を超えています。また、全国大会の開催の緩和をはじめ、勝利至上主義による過度な練習や体罰などの実態も指摘されてきました。

今回の地域移行につきましても、予算や体制が不確実でありまして、費用の自己負担の増や地

域が、指導員がいなければ、やはり先生方に委任して実態は変わらない可能性なども問題は山積みだと思えます。受け皿とされるスポーツ団体ですら指導者を増やす必要があり、なかなか難しいとの声が上がっています。

今後、関係者の検討を経て、部活動の基本的な性格を整理して、必要な予算、体制を明確にするということが必要だと思っております。その過程では質問もしましたように、子供たちの声をしっかり聞くことが必要だと思えます。

日本共産党としましては、地域移行を拙速に行わないことや、教員の先生方への顧問強要の一掃、教員以外の指導員の確保、待遇改善など、当面の改善を提案しているところでございます。

いくつかちょっとお尋ねしたいんですが、まず複数でのチーム編成ができるということですが、これについては、例えば、近隣自治体との情報共有なり、何か形の計画なりということについては、もう既に行われていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 複数のチーム編成が、現在行われている状況についてだけお答えさせていただきます。

サッカー部が、小郡市の現在、立石中学校と合同でチーム編成をつくって中体連等の大会に、状況で出ているということですが、今後、いわゆる三井小郡地区でどのようにチーム編成を組んでいくのかということは、それぞれの中学校段階での話合いが進む中で検討されていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。今のところ、土日が地域で部活動移行ということがありますが、平日は各学校で部活動をやると、土日は地域で部活動という、当面は、これほどのようなイメージになりますでしょうか。ここはイメージが少しちょっと分かりづらいものですから、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど、1つの意義として、教職員の勤務改善というふうなことを話しましたけれども、その中に、今部活動のガイドライン、これは、まず平日は4日、それから土日については土曜日か日曜日は休みを取るというようなガイドラインをつくっております。

その中で、平日の活動については、この管内の中学校等でどこまでの活動日数にするのか等々も含めながら、改革を含めて検討をしていきたいというふうに思っているところです。

土日については、これはまた地域のスポーツクラブ等、あるいは地域で実際にやっております大会等がありますので、そういったものはまた含めて検討を、意見を聞きながら検討をしていか

なければならないというふうに思っているところです。

まだまだ検討中の状況でございますので、よろしく御理解のほどお願いしたいというふうに思っています。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 検討中というのによく分かりました。ただ、これが示されている以上は、我々住民にとって、どういう方向性であるのかというところをできるだけ早く明らかにしていただきたいと。

もう一つは、やはり財源の確保ですね。財源の確保と保護者の負担。これがどうなっていくのか、そして、生徒が部活動に参加する権利は保護者負担に関わらず保障されるのかどうか、ここはやっぱり一番大事な、子どもの権利にとって大事なところだと思っています。その辺についてお考えはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） これについては、文化庁、それからスポーツ庁を含めて、国へ財政要求と、あるいは県教委のほうについても財政要求されていますので、そういったものを、動向を見ながら町としても意見を集約しながら考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 財源の確保、それから指導員の確保については、本当に子どもの権利を守るという場合も等しく部活動ができるという立場を堅持する立場から、国県等に対しても厳しく意見を挙げていただきたいと思います。私のほうも頑張ってます。

何より子供たちの声をよく聞くことについて、例えば、近隣の自治体をお聞きしておりますと、既に子供たちへのアンケートも実施済みで、当事者との話合いの場を設けたということもお聞きしておりますが、当町としては、引き続き、今年度中に先生方にお聞きして、来年、子供たちに聞くということになりましようが、もう少し前倒しして近隣の状況等聞きながら、急ぎやっていくということにはなりませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 近隣の状況を含めますと、今のところ、うきは市さんのほうが教師等に対するアンケート調査等が行われている状況でございます。北筑後管内でございますと、久留米市さんないし小郡市さんなどにおきましても、本町と同じように、まだ経過観察というか、なかなか検討が進んでいないような状況でございます。

ですので、ちょっと今のところ、本町におきまして検討するアンケート等を含めまして、これを今のところ前倒し的に進めることはなかなか難しいと思っております。

先ほど、教育長の答弁がありましたときに、まず年度内には中学校の教員に対するアンケートをまず進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げますが、主役は生徒でありますし、部活動は教育の一貫であると思います。その視点を第一にして対応をしていただきたいと思います。

今回、地域移行によって先生方の過重負担や経験不足、担当などの、不本意な担当を根絶するとともに、やはり多くの課題があると思います。そもそも先生たちの働き方改革と子どもの権利を天秤にかけるようなやり方は間違っているのではないのでしょうか。子どもの権利条約には子供が自主的、専門的、発展的な文化活動を追求する権利や自主的な集団活動に取り組む権利など保障するよう求めています。今の国の議論に欠けているのは、子供たちにどんな力をつけさせたいかではないのでしょうか。

また、もう一つ、この問題というのは、GIGAスクール構想もそうでしたが、ここで経済産業省の思惑が入り込んでいるということです。すなわち、財界の利益のために学校に営利活動と混乱が持ち込まれているのではないのでしょうか、英語教育もそうですが。地域移行の受け皿にスポーツ企業も参入してくるということで15兆円市場ということも示されています。部活の民営化、これは部活動を行うことに月謝を払うことにもなります。政府にも毅然と意見を上げて、国の責任において財政や指導者、活動環境などを整えさせることが大事であります。その立場に立って御奮闘いただくことを御期待申し上げます。

1の1はこれで終わります。

2点目の校則についてであります。これについては、答弁にもございましたように、つい先日、国の生徒指導に対する基本文章が12年ぶりに改定をされました。校則見直しなどを求める世論を受けまして、前向きな要素が増えたものと思っております。日本共産党も文科省に校則アンケートの結果を届けるなどして、子どもの権利条約の重視を求めるなど、改善の動きの一翼を担ってまいりました。

注目されるのは、この提要に初めて子どもの権利条約が書き込まれたことです。新しい提要では、生徒指導の留意点の第一に、児童生徒の権利の理解が大きい権利条約の重要性を強調しております。幅広い生徒指導に関わる国の文書に権利条約が明記されたことは非常に重要だと思っております。

新しい提要について、校則について述べていらっしゃることは、先ほどお答えいただいたとおりだと思いますし、また校則は各学校決めるものですが、またジェンダーなど多様性の尊重も今非常に求められていると思います。

例えば、ここで先ほどにもありましたが、例えば、校則が守られなかったときの対応の指導というのは、今一般的にどのようなことが行われておりますでしょうか。実際あった場合ですね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 一般的な指導ということですが、先ほども申しましたように、提要に従って子供たちの内省を促しながら主体的、事実的に行動することができるように、教育的な効果を持つように指導を行っているところで、そのことで罰則を加えたりとか、そういったことでの指導は行われていないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういう点でもやはり今回の提要の改定は、一日も早く学校現場に浸透するように、教育委員会としてもフォローをお願いしたいと思っております。

ちなみに、隣接する自治体では生徒が眉毛を整えたことで授業を受けさせず、懲罰的な別室登校の対応を取ったと議会で質問をされ、報道されております。これに対する当局の答弁は、子どもの権利の立場に立たない、管理側の都合のみで矛盾に満ちたものであります。

予防的に申し上げますが、こうした規則、校則に反した場合でも、子供の学習権を奪うような懲罰的な対応は行うべきでないと、改めて申し上げておきたいと思えます。

また、先ほど御答弁もありましたように、当町の中学校においても、昨年度から校則の見直しを行ったとおききましたので資料をいただきました。令和4年1月から生徒会等で協議をして、総会で審議した上で、今年の4月1日に変更した校則を執行したと。

主な変更事項としては、運動靴の色指定を撤廃、それから靴ひもの色指定を撤廃、靴下については、白色のみとしていたものを何色が可能にしたということでお聞きしております。また、その他、現在、髪型等についても継続検討しているということでお聞きをしております。

こうした生徒たちがこういう自主的な議論によって、やはり何が、なぜこの、校則の目的ですね、目的等がなぜ必要なのかとか、合理的な規則であるのかというのは、やっぱりゼロベースで見直して合理的に見直していくということは大事なことだろうと思っております。

一方、まだ頭髪の検討っておりますが、例えば、頭髪についてはなお目や肩にかからないとか、肩にかかる場合は後ろで結ぶとか、パーマはストレートパーマも含めだめ、眉そりはしない、高校等の不利益になる髪型はしない、そういうことが書いてございます。

しかし、こういう決まりに対して、大刀洗中の生徒から疑問に思うという声もお聞きいたしました。例えば、眉毛は整えるのは身だしなみとしては必要ではないのか、雪の日は長靴でもいいんじゃないか、髪の毛を結ばなくてもいいんじゃないかと、ストレートパーマはいいんじゃないかということ、御意見をいただいております。

今回の提要の改定の非常に重要な点として、服装や身だしなみなどの校則に対する対応の変更

があると思います。以前の初版では、校則で扱う対象として制服やパーマ、化粧などを例示しておりましたが、今回の改正では、これらの規制にお墨つきを与えない、変えれないとしてここを削除いたしました。となりますと、現行の校則の中でも制服、頭髪、身だしなみについては、とりわけ見直しの対象になり得ると考えますし、その点については教育委員会としてもサポートは必要と思いますが、見解いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、平山議員から御質問の身だしなみや頭髪等も含めた校則の見直しの在り方について御質問がありました。これについても、先ほどの提要等もちょっと触れましたように、現在、やっぱり子供たちの提要の中に子どもの権利条約等々も含めて権利をどうするのかとか、あるいは意見表明点をやはり重要視しなければならないのかとか、そういった部分が述べられております、大きく。

そういったものも含めて、それから社会情勢として、多様化等も含めて求められておりますので、今後の時代とそれから子供たちの声等も含めながら、校則の見直し等の必要性があれば、これから学校のほうでも進められていくでしょうし、それについて教育委員会としてはサポート、あるいは理解を示していきながら、子供たちがとにかく安心して生活ができるようなやはり学校の決まり等、校則をつくっていくように指導していきたいというふうに思っているところです。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 子どもの権利条約に従い、子供の自主性を尊重し、普段の検証をお願いしたいと思います。全ての校則について、規定の必要性や合理性をよく検討し、検証していただきたいと思います。

私自身、中学校時代は丸坊主でありましたし、何かここから出たら切れとか何か言われていました。それから、日常的に先生方の激しい暴力にさらされ続けてきた世代であります。顔の形が変わるほど殴られた生徒や生徒1人を複数の教員が取り囲んでリンチまがいの暴行も目にしてきました。ここで実名を出したいぐらいです。管理のためだけの校則、暴力や暴言、またそれらが蔓延する部活動からは何も生まれない、身をもって体験をいたしました。

社会の宝であり、一個人として人格を有する生徒の皆さんが憲法や権利条約に基づき、自由で自発的な学校生活を送られるよう、町としても最大のサポートをお願いしたいと思います。

以上で1点目は終わります。

2点目であります。子育て支援についてであります。

国の政治が進めてきた各種政策の結果、国民の所得は落ち込み、税負担率は上がり、物価は高騰し、家計や子育て、高齢者の皆さんの将来を直撃しています。中でも子育てや教育への負担が重いことは各種の資料でも数値でも明らかであり、子供を産み育てることに大きな躊躇を覚えざ

るを得ず、日本においては急速な少子化が進行していることは御存じのとおりだと思います。

一方、こうした状況に歯止めをかけるべく地方自治体で独自の支援や負担軽減の試みも近年進められてきました。特に新型コロナ感染症が流行以降、子育て世帯への負担軽減や支援が広がっています。

そこでお尋ねであります、第1に、近年、子育て支援や憲法上の要請から第1に子供の医療費助成、第2に学校給食費の無償化や負担軽減、3点目に国保税の子供に係る均等割の引き下げ、以上の3点が全国的にも急激に広がりつつあります。これらについては、以前も個別に質問してきたところですが、全国的な情勢の変化に鑑み、改めて町の方針をお聞かせください。

第2に、中でも多子世帯や多胎世帯は人的、財政的な負担が非常に大きくなりますが、こうした世帯に対して負担軽減や支援機関を拡大する意義について、町の認識と方針をお聞かせください。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の子育て支援について答弁をいたします。

まず1点目の①子供の医療費助成についてでございますが、県の制度改正に合わせ、昨年度から助成対象を中学生まで拡大するとともに、本人負担額につきましても、町独自の助成を行い、医療機関にかかることが多い就学前までは無料とし、小中学生は通院費を助成するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

次に、②の学校給食費の無償化につきましては、後ほど教育委員会から答弁いただきます。

次に、③の国保税の子供に係る均等割の引き下げにつきましては、本年度から未就学児の国保税均等割額を2分の1軽減をしているところでございます。

次に、2点目の多子世帯や多胎世帯への負担軽減や支援機関拡大に対する町の認識と方針についてでございますが、多子世帯では子育て期間中の経済的負担が大きく、その負担軽減が大きな課題であると認識をいたしております。

このため、国におきましても、同じ時期に保育所に入所する場合は保育料は2人目は半額、3人目は無償としてきましたが、令和元年10月からは3歳児以上の保育料について無償化となっているところでございます。

この点、大刀洗町におきましては、ゼロ歳、1歳、2歳の保育料につきましても、独自に引き下げるとともに、多子減免として、第1子が小学校3年生になるまでの間など、第3子以降の保育料を無償としているところでございます。

さらに、産後ケア事業では、サービスを利用しやすいよう多子加算額分について全額補助を行うなど、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

また、双子、三つ子等の多胎妊娠は母体への負担が大きく、早産や妊娠糖尿病などの合併症が起りやすいことが知られてございます。特に早産の頻度が高うございまして、多胎妊娠においては何よりも早産を予防することが必要であり、母体や胎児のリスクを回避するためにも、妊娠中の定期検診が大変重要であると認識してございます。

この点、大刀洗町では、14回分の妊婦検診費用の助成を行っておりますが、多胎妊娠の場合、14回を超える検診が必要となる場合もあることから、来年度から多胎妊娠の健診の助成回数を最大5回分追加し、多胎妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る方向で現在、検討をしているところでございます。

いずれにしましても、多子世帯、多胎世帯をはじめ町民の皆様が安心して子供を産み、育てることができる環境づくりが大変重要であると認識しており、今後とも調整の重要な柱として子育て支援の充実に努めていくとともに、国、県に対しましてもさらなる制度の拡充や財政支援について要望してまいります。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 平山議員質問の学校給食費無償化と負担軽減について答弁させていただきます。

学校給食費の無償化については、学校給食の実施に必要な施設整備費、それから修繕費、燃料費、学校給食に従事する職員の人件費等は学校設置者が負担しながら、そして食材費については受益者が負担するというので、基本的な考え方で実現しているのは御存じのことだろうというふうに思います。

議員おっしゃったように、全国的に見ると、食材費も無償化に踏み切っている自治体もあるというふうに思っていますが、理想だと考えていますけれども、6月の議会でも答弁いたしましたように、現時点での完全無償化は考えておりません。

次に、給食費の保護者負担の軽減についてですが、本町では月額1人当たり500円の補助を平成24年度から実施してきました。本年度は小学校の400円値上げ分も上乗せし、保護者の負担軽減に努めているところです。今後も500円の補助については、継続して実施していきたいと予定しているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次再質問をさせていただきます。

まず、行政部局のほうですが、ただいまの答弁では現在の現状について御答弁いただきました。子供の医療費助成、それから国保の子供に係る均等割の引き下げについては現在の運用状況について御解答いただきましたが、今後、これにさらに上乗せしていくとか、また軽減を図っていく

とか、その辺りの方針等は現在のところございませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員のほうから御質問があつております給食費も含めて3点ございますけれども、子育て世帯の経済的負担の軽減という観点からいけば、それも大変意義のある政策であろうと思っております。一方で、子育てに関する費用についても、いろんな分野で費用等かかってまいりますので、その中で優先順位を、どこから優先順位をつけてやっていくのか、それは教育委員会とも十分協議をしながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。現時点で来年度からこうするというふうな方針はないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど、教育長から給食費の拡充が進んでいるという答弁もありまして、特に今回、3つまとめてお聞きをしましたのは、特にこの3点については、数年の助成拡充が目覚ましいからであります。

その現状を少し紹介したいんですが、子ども医療費助成は、高校卒業まで助成する自治体というのは、2009年は全国僅か2自治体でありましたが、2021年4月には817自治体、これは全市区町村の約半数まで伸びてきました。高校卒までですね。高校卒までがもう全国の半数まで伸びてきた。福岡県内でも京築地方、あるいは隣接する佐賀県の多くで既に実施済みであります。

ここまでやはり、私が議員になったころというのは、せめて4歳まで助成をと求めたらゼロ解答でした。大変隔世の感があり、感慨深いことです。

これを中学校卒業まで見ると、通院が94%、入院97%、大刀洗もここまで入ります。窓口の一部負担金をなくしている無料の自治体も7割を占めております。さらに近年は20歳まで、22歳まで医療費助成に踏み出す自治体も増えてきました。僅か20年前ですね、3歳、4歳という話をしてきたのが、各自治体の御努力や運動の成果によって、今20、22まで伸びてきている。これが全国的な趨勢であります。

それから、学校給食の無償化は2017年、僅か5年前は76自治体でありましたが、現在224自治体ということで5年間で3倍化をいたしております。小規模自治体が多いんですが、大規模市議会も、市や区も足を踏み出しております。青森、葛飾区などは保守系からも要望があり、無償化の意識の向上がなされていると思います。

ここで、やはり教訓的なのは、葛飾区などは、当初はゼロ解答でしたが、13年にまず多子世帯の無償化、14年に就学援助の拡大など、それから足立区は第3種の無償化提案などを行った結果、2021年から第2子半額、第3子以降は全額補助というふうに、やはり一步一步進んで

きている、部分的にでも多子世帯も関わってきますが、前進する自治体が増えてきたということです。

前にも申し上げましたが、日本共産党は71年前の1951年国会で既に質問をしております。政府は義務教育の無償をできるだけ早く実現したいとして学用品や学校給食の無償化も考えると答弁しています。

それから70年、日本は高度経済成長などと言われましたが、今の義務教育の無償化は実現できていません。

学校給食費についても、いずれ国の制度として実現することを求めるとともに、独自の軽減、無償化を進めていただきたいと思います。

また、国保の均等割についても全額免除（津久見市）や18歳まで免除（兵庫、加西市）など進んできました。こうした全国の現状や趨勢をよく研究した上で、今後の町政運営にも検討を反映させていただきたいと思いますが、改めていかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの東議員の御質問でお答えしたとおりなんですけど、私自身というか、大刀洗町としてここ10数年間、子育て支援の充実というのは、町政の一番重要な柱として、そこには本当に継続的に、重点的に予算も人も割り当ててきてやってきたところでございます。

とりわけ子育て支援のところでは、これまでは待機児童の解消というのが一番最大の課題でございましたので、そこに対する手当を重点的にやってきたところでございまして、今後とも子育て支援の充実は、いろんな施策ございますけれども、重点的に力を入れてやっていきたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

次に給食費でございます。現在、500円プラスコロナ対策交付金も含めて月額900円の補助になっているかと思えます。先ほど、答弁では500円補助は今後も続けたいということで答弁があったようにお聞きしましたが、この時勢にこれ以上の保護者負担が上がってはいけないと思えますが、来年度以降のこの給食費の補助についてお考えがあればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 来年度以降の保護者負担のことについての御質問とっております。

今現在、小学校におきましては、給食費が1人当たり月額4,500円で町からの補助が900円となっておりますので、保護者負担が3,600円となっております。

しかし、令和5年度につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、通常の500円プラス

に平成28年以降に対しまして令和4年度で400円の値上がりがありましたので、その値上がり分を含めての補助という形で900円の補助となっております。

令和5年度におきましては、やはり以前に戻りまして町からの補助が500円というふうに戻るように今のところ考えておりますので、来年度以降につきましては、保護者負担がプラスの500円になるように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今、給食費は片や無償化を進める自治体、そして一方では食材高騰による値上げということで、非常に二極分解しているように感じますので、大刀洗町はどちらの立場に立つのか。コロナ禍や物価高騰化でこれ以上、子育ての負担を増やすのか、鋭く問われている時期だと思います。

少なくとも、今行われている補助をなくして現在以上の値上げを行うことは、来年も行うべきではないと思います。そこについては、町長の財政的なお考えはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど、教育委員会のほうから答弁がっておりますけれども、今回の値上げ分の補助は恐らくコロナ対策の交付金等を活用して行っているものだろうというふうに認識をいたしております。

来年度以降、その物価高騰対策のコロナの交付金等がどうなるのか、あるいはふるさと納税等もございますので、そういうふうな基金からの繰入れも活用しながらどうするかというのは、今後、先ほども答弁をしましてとおり、教育委員会ともよく協議しながら、子育て支援に、どこに重点的に資金を入れていくべきなのか、優先順位も踏まえて検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 近隣でも早速、保護者負担の値上げということをやっているところがあります。そうした、やっぱり自治体のセンスが問われている。これ保護者に負担を、また再び値上げしていくのかというのが、極めて重要な町政のポイントになってくると思いますので、慎重な御判断をお願いしたいと思っています。

2つ目の多子多胎支援です。これまでも以前申し上げてきました、現在の日本社会において子供1人の出産、育児、教育でも大変なところ、その大変さに第2子の子を出産を諦めて躊躇するケースがあると思います。これも少子化の大きな原因となっております。

また、多胎児は本人の全く予期しない事情で2人以上の子供を出産することになり、子育て費用にも多大な負担がかかることは御想像いただけると思いますし、実際は想像以上に大変な環境

であると申し上げたいところです。

先ほど、妊婦検診について、来年度から5回をとということで、5回以上ですかね、ということで答弁いただきました。これについては、非常に一歩前進ということで評価申し上げたいと思います。

また、今後はどういうものが必要かについて、例えば、多子多胎支援ということで、例えば、子供の医療費でありますとか、学校給食費でありますとか、先ほど、1問目で聞いております国保とかいうのは、先ほど紹介しましたように、これについても多子減免、あるいは多胎減免という支援の増ということ考えられるんですが、例えば、必要財源を検討するに当たって、一部助成や多子減免などと、小まめなシミュレーションなり検討というのは行っていらっしゃいますでしょうか。

例えば、全員を無償化すれば7,000万円かかるけれども、第2子のみ、第2子を半額、第3子を無償にすればいくらでできるじゃないか、こういうお考え方もあると思うんですが、その辺について——そういう方は、全部一遍にすれば7,000万円かかるけど、第2子半額、第3子無料とすれば、これぐらいで済むとか、そういう小まめなシミュレーションなどもぜひ行っていただきたいんですが、その辺いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現在はその多子等についての減免、第2子、第3子等についての減免等についてはシミュレーションをしたことはございません。ただし、先ほど申しました、子供医療につきましては、就学前までは無料となっておりますところ、御解答したいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 子ども医療費に限らず、全般的にそういうセンスで取り組んでいただきたいと思います。

それから、昨年質問でも申し上げましたが、多胎世帯については、やっと国の支援制度が生まれてまいりましたので、今後もこれは近隣自治体と連携をして、もともと対象者が少ないわけですから、支援期間の延長や負担軽減を行ったところで、予算の総額というのは非常に少額でできます。

こうした、やっぱりマイノリティといいますか、こういう方々への目が届く、支援が届くというのが、政治の一番重要な部分であろうと思います。

先ほど、町長もおっしゃったように、多胎児というのは、もともとリスクが高いうえに、発達についても特別の注意が求められます。多胎児支援はこの3年で大きく変化しておりますので、

町長におかれては、再度急ぎこれらの状況を調査し、町としての方針を検討していただきたいと思いをします。

2点目はこれで終わります。

3点目です。これも以前から周知など申し上げてきたところですが、今回はホームページなど2点につき質問をいたします。

第1に、ホームページについて、掲載の有無についてですが、例えば、新規に開始された事業について、掲載の判断などはいかがでしょうか。それから、特に生活保護や各種助成、給付などについては、具体的で速やかな周知が必要と考えますが、実際の運用はいかがでしょうか。

それから、もし基準がまちまちだったら、掲載基準がないのであれば、ホームページの運用に当たり、掲載を統括する部署やガイドラインの充実が必要ではないでしょうか。

第2に、窓口の充実ですが、生活保護をはじめとする各種の社会保障制度について、パンフレットや申請書は窓口において常備されておりますでしょうか。また、その内容は、制度の趣旨に対し適切でしょうか。

以上、答えをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の各種制度の周知について答弁をいたします。

まず、ホームページについての御質問でございます。

ホームページの掲載につきましては、それぞれ担当課で更新をしております。新規事業の掲載の判断につきましても、担当課におきまして事業内容等を精査し、ホームページで周知することが必要であると判断したのについてホームページの掲載をしているところでございます。

次に、生活保護や各種助成制度、給付などのホームページでの運用につきましては、これは、後ほど担当課から答弁をいたします。

次に、ホームページの統括の部署ですけれども、これは、地域振興課となっております。現在はアクセシビリティのガイドラインに沿いまして、これは、ホームページをつくるに当たって、見た方が分かりやすいように見出しをどうするとか、文字のフォントをどうするとか、そういう載せ方のガイドラインに沿ってホームページを運用を行っているところでございます。

また、今年度は、各課から選出した職員で構成される情報発信ワーキンググループにおきましてホームページの運用について協議を行っていく予定にしております。

2点目の窓口の充実につきましては、これも担当課から答弁をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、生活保護や各種助成制度、給付などのホームページの運用についてお答えいたします。

各種助成制度や給付などについては、議員がおっしゃるとおり、速やかな通知が必要であり、実際そのように努めているところでございます。しかしながら、生活保護におきましては、事務の所管が県にあるため、現在、ホームページ上には担当する部署のみの掲載となっております。

今後は、制度等について分かりやすい形で周知ができるように検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

続きまして、窓口の充実でございます。各種社会保障制度パンフレット及びホームページ等に掲載するなどの周知を行っておるところでございます。先ほどの答弁とかぶりますけれども、生活保護に関しては、事務の所管が県にあるため、現在は窓口で来られた方の相談を受けた後、申請書と必要書類を作成しながら、県の担当者と連携をとって進めているところでございます。

申請書は窓口で常備をしておりますが、パンフレット等については、県のほうでも作成をしておらんということでございます。ですので、町のホームページ等を利用するなどして、別の方法によって住民に分かりやすい形で制度の周知を行うことができるように検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、内容については、制度の改正に合わせて行っておるところでございますので、適切であると思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 掲載をするかどうかというのを担当課任せにせずに、例えば、新規事業で助成制度を始めたというのであれば、当然周知の一環としてホームページの掲載というのが期待されると思うんです。そこを、例えば、チェックリストか分かりませんが、新規事業をどう周知していくかという点については、担当課ではない課なり、もしくはそういうユニバーサルデザインのチェックリストか分からないけれども、必ずホームページ、紙面の周知やホームページでの周知まできちんと全庁舎の責任として持っていくという制度が必要ではないだろうかと思うんですがいかがでしょうか。

例えば、今年度、加齢性難聴の補聴器助成などが実現して、大変喜ばしいと、県内でも非常に珍しい制度であるけど、私はホームページでこれ見当たらないということですので、こうした非常にいいことをやっているのに更新がされなかったり、どうしても私は分かりません、忙しいから後回しになるというのは分かるんだけど、やはり忙しいからできないとか、これは必要ないんじゃないかと担当課が考えるんじゃないかと、少しここは庁舎全体の意思統一というものが必要だと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の点は最もな点もあるんですけど、一方で、いろんな補助制度、新規事業におきましても、一番詳しいのは担当課でございます。それを別の課が、今町の事業もそうですけど、国、県の新規事業がどんなものが今あって、それを全部どこに載せるべきかというのは、1つの課で判断するというのは、それは大変、実際それは難しい点があるのではないだろうかと思っております。

なので、担当課に対してどういう事業を載せるべきかという、そういう意識づけについては、情報発信ワーキンググループ等を通じて、啓発はしてまいりたいと思いますが、一つの課が一元的に全ての事業の掲載の判断を、新規事業をするというのは、それはなかなか難しいのではないかと認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、担当課が合意的にちゃんとホームページ掲載まで持っていける何か書式なりというものが、そこはあったほうがいいと思います。やはり、持っていないと、我々もまだ持っていないよというの、ちょっといろいろ毎回言うのも大変です。逆に、一方、期限切れの情報が掲載のままだったりすることもあります。例えば、昨年のクーポン券情報がヒットしたり、今年の制度など間違いもありますから、こうした削除の更新も速やかにしていかななくてはならないと思います。

また、1問目でも行いました、学校校則の公開というのは、この前、提要に載っていましたね。だから、教育分野の、議会報告会でもよく言われていましたが、教育分野での情報公開、もちろん全てを含めて、含めた対応をお願いしたい。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後5時25分
